

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

令和2年3月11日（水曜日）

○付託事件 議案第22号 令和2年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	松本勉君	委員	真鍋盛男君
委員	菊地敏法君	〃	毛利爾君
〃	佐藤忖君	〃	森太郎君
〃	加藤正志君	議長	長内伸一君
〃	山本勲君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課主任技師	山崎清輝君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長（兼）	木下薫君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開会の宣告

○松本委員長 これより令和２年壮警町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○松本委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前１０時００分)

◎会議録署名委員の指名

○松本委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において加藤正志委員、山本勲委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○松本委員長 第１回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第２２号から第２７号までの令和２年度予算についての６件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第２２号

○松本委員長 議案第２２号 令和２年度壮警町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。一般会計、見開き３４ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、３６ページ。

○佐藤委員 ごめんなさい、間違えました。３７ページ、本来であれば私は次のページの３９ページで質問をしようと考えていたのですけれども、３９ページと３６ページ、３７ページ、これ３回で終わらないものですから、前もってお断りして３７ページの一般管理事業について伺いたいと思います。

行財政計画の中で需用費の削減ということを掲げてそれぞれ実践に取り組んでいるのですけれども、いろいろ町の計画を見ますと、例えば壮警町は令和元年、すなわち２０１９年１１月に壮警町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）というのが、これはホームページ

の資料の中に入っていました。それを見ると需用費の削減だとかいろいろな施設を管理する上での温暖化の少しでも少なくするための計画の中に入っているのです。これは職員の皆さん共通理解しているかどうか最初に伺いたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

ご意見のありました地球温暖化防止計画に関しましては、こちらは行政経費の節減というよりはＣＯ２対策が主たるもので、環境省が所管しているものでございます。昨年度に所管課のほうで作成をされてホームページのほうにも掲載されておりますが、全員が熟読したかと言われると、それはちょっと確認は取れておりませんが、行政の計画として一定程度の認識はされているものというふうに理解をしています。

以上でございます。

○佐藤委員　私も審議に参加するに当たって町のいろいろな実施計画だとか、また要綱だとか、そういうのを目を通してきたのですけれども、この地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中には具体的に挙げているのです。目標達成に向けた取組、その中で例えば電気使用量の削減という言葉も使われております。施設の燃料使用量の削減だとか、あとは公用車だとか、いろいろと具体的に目標達成に向けた取組が示されているのです。ですから、こういうものを参考にして全職員が目を通していくことが必要でないかな。ですから、その中に６ページを見ますと間接的に効果がある取組として例えばコピー用紙等の用紙は古紙配合率の高い用紙を購入しますだとかいろいろと書かれております。また、事務用品についても、また水道、ごみ減量についても書かれているのです。ですから、そういうものをただ、先ほど環境省ですか、からの指示だと思うのですけれども、やはり私はこういう計画書をつくったら全職員の皆さんが共通理解して取り組まなければならないのでないかな、そんな気がしてなりません。ですから、私はこのことについて何回か質問しておりますけれども、まず本部長が町長で副町長と教育長は副本部長、そして課長職の職員で推進本部を構成しているということも書かれております。そして、その事務局は住民福祉課住民係に置きますよということも書かれているのです。そういう面で私は何回か質問して初めてその様子が分かるのですけれども、一番最後に次のように書かれております。計画の公表というのが一番最後の文言です。それを見ますと計画の進捗状況及び点検、評価の結果については速やかに町広報紙、ホームページ等により公表しますということが書かれております。ですから、そういうことに心がけて、せっかくこのような実行計画書をつくったのであれば全職員の理解の下、そして質問されて初めて答えるのではなくてその結果を、11月につくったから、まだ結果は出ていないと思うのですけれども、来年度に向けてきちんと、せっかくつくったものが死んだものにならないようにしていただきたいと思いたすけれども、このことについて伺いたいと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃる計画につきましては住民福祉課の所管でございますが、先般この計画を策定いたしました課長会議等において周知をお願いして、各職員にも認識していただい

ているところがございますが、その後この計画の徹底の部分につきましてはまだちょっと不足している部分がございますので、新たに周知するとともに、議員のおっしゃられました計画の公表、それから点検についても適宜行ってまいりたいと思います。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。37 ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、38 ページ。

○佐藤委員 39 ページで清掃委託料、これが予算計上されて 30 年度は 130 万円の委託料が元年度は 91 万円に、そして今年度は 95 万 7,000 円、若干値上がりしておりますけれども、これは清掃に従事する皆さんの人件費アップだと思うので、これはよろしいのですけれども、2 年度もこの予算書を見る限り職員自ら清掃に従事するということで理解しているのですけれども、1 年間取り組んでみて職員の皆さんから何か聞かれた声があれば紹介していただきたいなと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま委員からお話のあったとおり、昨年 4 月から庁舎については職員のほうで対応するというところで取り進めてまいりました。もちろん次年度以降も継続をしていく考えではあり、この 1 年間でみんなで分担をして取り組んできたところですが、直接的にそれがよくないとか大変だとか、そういったご意見というのは記憶をしておりません。皆さん淡々と分担に基づいてやっていらっしゃいますし、所要時間を見ても大体終業後の 30 分ぐらいということなので、負担的にも毎週同じ人がやるわけではないですので、ある程度は分担をされているというふうに思います。ですので、この 1 年間の中では特に問題というのは生じていないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○佐藤委員 もう一点、これは予算に直接関係しておりませんが、役場庁舎内外で禁煙という措置が実行され、愛煙家の皆さんには大変苦痛な思いをさせているのではないかなと思います。私は、たばこを一切口にしないことなので、どんな状況かということは愛煙家の皆さんの心情は分かりませんが、この全面禁煙で庁舎に喫煙室、その階段上がったところにもありますし、山美湖にも喫煙室が設置されていますが、現在は使用されていません。私は、使用しないのであればこれからは世論はそんなに変わって庁舎内外でたばこをたしなむのはいいですよという時代は来ないと思うのです。そういう面で今後この喫煙室を一日でも早く撤去すべきでないかな、そして再利用方法を考えていくことが私は必要でないかなと思うのですけれども、このことについて現段階でどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

喫煙室につきましては、昨年 7 月だったと思いますが、撤去というか、閉鎖をいたしまして、機材等も取ってという措置をしております。ご指摘のとおり、町側としてもそれ

が復活するというのは到底考えているところではなくて、逆にその空いたスペースをどのように活用しようかというところは検討してきたのですが、ちょっとまだ具体化には至っておりません。単純に使うのであれば物品庫ですとかそういった使用がありますし、改造までは考えておりませんが、何がしかの形で施設というか、スペースの有効活用は図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

山美湖にも1階に喫煙室でございます。こちらについても現在は役場庁舎と同じように閉鎖という状態になっております。こちらの部分についても今後どのような活用ができるかどうか教育委員会の中でも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○山本委員　役場庁舎等維持管理経費の中の光熱水費なのですが、前年度の予算が816万で95万補正されているので、911万ないとだめなのではないかなと思うのですが、ちょっと足りないのではないですかという質問です。

○松本委員長　委員、前年度予算が補正されているので、新年度予算ではその分足りないのではないかと、こういう趣旨ですね。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

先日定例会の中で補正をさせていただいた額を来年度予算が下回っているのではないかとのご指摘でございますが、実際そうでございます。それは今年、もちろん今後の情勢によって電気料の単価というのはどう変わっていくかというのは分からないのですが、やはり目標を持って少しでも電気料を下げていきたいということで予算を設定していると。それに向けまして、もちろん節電ですとかそういった取組はしていくところでございますが、それとは別に北電さんのほうと、今北電から供給を受けていますが、契約内容の見直しも協議をしていこうというふうに考えております。少しでも光熱費を抑えて、先ほどの佐藤委員のご指摘もありましたが、役場の経費を抑えていくという考えで進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森委員　法令等加除、それと図書購入事業の例規システムの関係なのですが、今年度から追録は印刷しないということで印刷の経費、印刷製本が落ちていることは理解できるのですが、要は既存の例規集、これ当然使えなくなるということなのですが、どの時点で廃棄といいますか、多分我々議員のほうにも例規集借りているわけですから、それらがいつをもって全く使えなくなって、それがどう処理されるかという部分についてお聞きしたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

ご意見にあったとおり、この4月から例規集という厚い冊子のほうに新しい情報を挟むための印刷製本費55万ですか、を2年度から予算化しないということで進めております。

もちろん新しい情報が入っていかなければ本来は用をなし得ないものなのだろうというふうには思いますが、申し訳ございませんが現段階でいつそれを回収をして正式に廃止をしてというところはまだ決めておりません。まずはインターネット上で町のホームページから見れる、その環境だけは当面維持していこうと思いますので、最新情報に関してはそちらのほうで確認をいただくということで進めてまいります、今のところはまだ明確には決めていないというのが現状でございます。

以上です。

○森委員 日程はまだ決まっていないということ、それは理解できます。ただ、私どもといたしますか、どうしても古い人間ですと文書ベースのほうが見やすいという部分はあって、恐らく例規の内容は差し替わっていずれ使えなくなることは理解できるのですが、法律の概要だけ見る部分では文書ベースもかなり役に立つ部分もあるので、できれば例えば議会の部分については何年か猶予いただいて、即廃棄という形は取ってもらわないほうがいいのかということをお願いなのですが。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ご意見として承りましたので、それを加味して検討させていただきたいと思います。

以上です。

○毛利委員 上のほうにまた戻るのですが、庁舎等維持管理経費の下の項目で清掃用具賃借料であります。これほかの部門でも出てくるのですが、賃借をするのではなくて買上げというか、こちらでそろえてできないものか、また毎度借り上げるといことは何か特殊な道具とか物があるのでお願いしているのか、ちょっとお聞きしたかった。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

こちらの清掃用具に関しましては、伊達のほうのそういった専門の業者のほうから主にお借りをしております。どうしても定期的に、実際使っているのは玄関マットですとか、あるいはモップですとか、そういったものなのですが、先ほどの話のとおり、例えば町の職員が使って清掃したとして、どうしても汚れていつてしまったりします。それで定期的に取り替えをしてもらったり、マットについても定期的に清掃していただいたりというのを含めての形でやっているの、買うよりはむしろ賃借のほうで常に衛生状態も保てるかなという考えでこのような契約方式を取っておりますということをご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、40 ページ。40、41 ページです、見開きですから。

○山本委員 職員福利厚生推進事業の中のストレスチェック検査委託料というのがあるのですけれども、ストレスチェックってどんなことをしているかというのが分からなくて質問したいのですが。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ストレスチェックの検査の内容に関してですが、こちらは労働安全衛生法という法律に基づいて 50 人以上の職場では基本的にはやるということになっております。専門の機関に委託をして、そのストレスの度合いに関する調査表を作っていただいて、それを基本的に全職員対象に配付をして、そこに自分の今の精神の状況をということで質問的に書いてもらって、それを回収してその機関に送って、その機関のほうで分析をして、この方はストレス度が非常に高いだとか、こういうところでこうだとかいうような分析をされて、個々の職員に対するアドバイスというか、こうこうこういう生活を送ってください、こういうふうにしてストレスを軽減してくださいと、そのような分析を本人のほうにフィードバックをすると。併せて組織として、この役場の中として、全体の傾向としてこういうところがありますよというグループとしての、組織としての分析も別個していただいております。それを見ながら町側のほうとしては環境改善というか、そういうものに取り組んでいくと。一方で、個人に関してはそのアドバイスを踏まえて当然自己の改善をしていくという方法ももちろんあるのですけれども、外的な要因によるものも当然ありますので、それらに関しては連絡先ですとか、あるいは町の総務課、人事の担当のほうにお申出をいただければ、それを当町では産業医という嘱託医のような方と契約をしているのですが、そういった方におつなぎをして精神的なケアをしていくというか、そういう体制を取るための検査でございます。一応年 1 回の全職員を対象にした事業ということになっております。

以上です。

○山本委員 職員研修事業の中の市町村職員外国派遣研修というのがあるのですが、どこに行って何を研修してきたかというのを質問します。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

こちらに関しては、予算書上でいうと新規計上になっておりますが、今年度に予算を補正して、今年度からこの海外研修派遣のほうに職員を 1 名派遣をしております。次年度の詳しいスケジュールとかそういったものはまだ承知をしておりませんので、今年度の実施した状況で申し上げますと、今回は職員 1 人を派遣してドイツ、スイス、イタリア、ヨーロッパのほうの 3 か国を視察をしております。内容としては環境、防災、産業、福祉、再生エネルギーの話ですとかボランティア連携による防災体制の構築だとか、そういったものを各国、各市、各町でやっているところを訪れてお話を聞いたり現場を見たりと、そのような視察でございました。全体としては北海道の中で大体 20 名ぐらい、中堅職の方を集めて市町村振興協会が主催をしてやっているものでございます。町としては次年度も予算計上したところでございますが、もちろん海外の行政システムがすぐに壮瞥町の行政システムに反映できるかと言われると、それは内容によるのだろうというふうには思いますが、今年度から特に研修に今後力を入れていこうという考えでいるのですけれども、1 つは事務改善というか、今の事務に直結するような研修を強化をして住民サービスを上げていくと、もう一つの考え方として人材育成という観点でいろんな経験、いろんな知識を積

んでもらって、いろんな全道のネットワークをつくってもらって、その職員が今後この町の中で役場職員として勤務していく上でより高いレベルにというか、能力開発をしていただくと、そういう意味合いで、その2つの意味があって、特に海外研修のほうは後者のほうの目的が強いと思いますが、そのような形で今後も町としては職員のスキルアップというか、能力開発に力を入れていくということの一環での事業だということでございます。

以上でございます。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、42、43 ページ。

○佐藤委員 43 ページの交通安全対策事業について伺いたいと思います。

予算書の一番下に高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金というのが計上されております。これは元年度と同じ金額で、私は金額が多いとか少ないでなくて、この制度を設けた根拠は、私もいろいろと昨夜調べてみたのですけれども、31 年 4 月 1 日付で壮警町運転免許証自主返納支援事業実施要綱というものを策定して、これが現在の例規集に入っております。そこで、この制度を設けようとした狙い、そしてまだ 31 年度、令和元年度は終了していませんけれども、現在この制度を利用して何名の方が自主返納をしているのか、その現状についてまず最初に伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

この助成金の制度については今ご意見があったとおりでございます、その背景として昨年度、平成 30 年度末に伊達警察署と、それから管内の西胆振の 1 市 3 町、それから伊達地区の交通安全協会、こちらのほうで協定に関する協議をして、それに基づいて 4 市町で一斉にこの制度については今年度から取り組んでいるというところでございます。実績としては、壮警町が、3 月 2 日ですから、先週の段階で助成金を受けられた方は 5 名、西胆振 4 市町全体でいうと 159 名の方がこの助成制度を利用されているということでございます。

以上です。

○佐藤委員 そこまでは分かったのですけれども、そこでこのような助成制度がありますよということをどのような形で町民の皆さんに周知したかということです。私昨夜ずっと予算書見ていて、町の広報まで広げて見る時間的余裕がなかったものですから、本当に自分で調べないで質問するのは大変失礼に当たるのですけれども、どのような形で広報活動してきたか。そして、この条文といいますか、第 3 条に交付金の交付の対象者は交通安全協会とするということは、今説明のあった伊達地区交通安全協会にこの経費を交付するのではないかと思いますけれども、例えば一人の方が自主返納した場合どの程度の交付金が交通安全協会に交付されるのか。具体的な面で申し訳ありませんけれども、これ要綱見ただけではちょっと理解できなかったものですから、説明を求めたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

こちらの制度に関しましては、壮瞥町の広報では昨年の８月号に掲載をさせていただきました。あとは町のほうとしては、事業等でご紹介をしたということが私は認識をしていなかったのですが、警察さんの窓口等のほうでも対応されているというふうに推測をしております。こちらの交付内容でございますが、免許返納をしたときに運転経歴証明書というのが、運転免許証のようなサイズで中身が違くと、そういう経歴があるということの証明書を発行していただきます。その発行の手数料が１,１００円、それからそちらに写真を載せるので、その写真代が１,０００円、都合２,１００円。本来はそれを発行するのにかかるのですが、そこを助成をして無料で証明書を発行できますよと。なので、もし不安があってそのような返納したいと考えていらっしゃる方についてはこちらの制度をご利用くださいと、そのような趣旨で事業を運営しているということでございます。

○佐藤委員 今の説明で１人何ぼかかるか、助成しているかということは分かりました。けれども、こういう制度がある、昨年の８月号で町民の皆さんに知らせているといってもなかなか、周知という言葉は悪いのですが、皆さんの目に留まって、そしてこういう補助制度があるのだったら自分もということで考える人もいるのではないかと思いますので、できるだけ何らかの機会を捉えて、昨年８月号でなくて今年度も町民の皆さんにお知らせして、高齢者の自主返納、私も高齢者ですので、このお世話になるかもしれませんけれども、そういうＰＲ活動といいますか、そういうのをきちっとやっていくことが必要ではないかと思います。そういうことで質問を終わりますけれども、皆さんがこの制度をよく知って活用するという機運を高めていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

私の学習不足もありまして、こちらの制度を例えば福祉の事業ですとかそういったところと連携して周知をしていたかということ、ちょっとそこは確認はできておりませんけれども、今後の展開としてそのような、対象者に近いような、事業と連携するという方法もあると思いますので、ここはそのＰＲというか、制度の紹介については工夫をしていきたいなというふうに考えております。ただ、あくまでもこちらは自己の判断でございます。強制的に免許を返しなさいとか、そういった趣旨ではございませんので、そこは誤解を招かないようなやり方で進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員 私は、文書広報費の広報広聴業務の中身についてお伺いします。

印刷製本費が昨年よりも約３０万ほど増えている、これは説明では単価アップがあったということで理解するのですが、ただ単純に単価アップだけでそんなに金額が上がるのかということの一つの疑問と、昨年までは広報広聴に関わる職員の経費も見えていたのですが、今回はその分がすっぱり落ちているといいますか、昨年ですと旅費、それから駐車料金ですとか、あと負担金等が入っていたと思うのですが、これらが落ちた何か内容があれば説

お願いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、印刷製本費の金額が上がったということですが、毎年その年に印刷業務をお願いしている業者に見積りを取って次年度の予算の参考に使っているのですが、今年度取った見積りと前回の見積りを比べますとカラー印刷も含めまして全ての単価が上昇しておりまして、このような予算措置になってしまったということで、予算を下げる方策として紙の質を変えるですとかカラー印刷を減らすだとかそういうことも考えたのですが、その辺の紙質を落としても、今度紙質を落とすとミスの印刷が増えたりだとかして紙代が多くかかったりだとか、結局は経費の節減にならないということで、今回は見積りどおりの予算を計上させていただいたものでございます。

それから、今年度は広報の技術力アップの講習会に参加する旅費ですとか研修費を取っていたのですが、今現担当がそれに参加しているということで、来年度また担当が替わって必要が出ればその辺は予算措置して行かせたいと思っていますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○長内議長 本予算審査特別委員会においてはさきの議会の中で議長を除くということになっておりますけれども、委員長のお許しがあれば委員会開催中何点か質問させていただきたいと思いますが、せっかくの機会ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

交通安全対策事業について取組、またお考えをお聞きしたいと思っておりますけれども、昨年残念なことに町内で鹿を起因とする死亡交通事故が発生をいたしました。町内の方が亡くなれるということで非常に残念でありますし、心からご冥福をお祈りをしたいと思っております。その後伊達警察署並びに地域安全協会も含めて道路診断等もなされたと聞いておりますけれども、鹿等に対する交通安全上の予防対策、今後どのように取られるように考えているのかお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

昨年の12月に非常に痛ましい事故があって、その5日後に関係機関が集まって道路診断を行って、防げる努力はもちろんしていこうということを確認をしたところでございます。それに基づいて看板の設置ですとか、あるいは電光掲示板で注意喚起を行ったりとか、あるいはこれは警察さんのほうですが、壮瞥に限らず鹿の事故に遭った場所の地図を作成をしてホームページ上で掲載したりと、そのような周知は行っております。ただ、相手がいかんせん野生動物ということで絶対に防ぐということは現実的にはやっぱり難しいのだと思うので、少しでも安全運転というか、スピードを出さず、臨機の状態でも対応できるような、そういう運転の仕方というか、そういったものを普及をしていくところで当面は対応していかざるを得ないのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○長内議長 今答弁があったとおり、相手が動物ということで非常に対応が難しい部分が

あるのかなと思っています。これは全道的に非常にそういう危険性が高まっている、場所によっては鹿飛び出し注意ですとか電光掲示板等で注意を促しているというのも全道各地で見られることです。特に当町の場合は多くの観光客が通過するという地点でもありますし、また 453 等をはじめ大型トラックも含めた非常に交通量が増えてきている。そういう状況の中で、今言われた対策はもちろん大事でございますし、当然不特定多数の人に喚起を呼びかけるといふ部分ではそういう対応が取られることしか現実的にはないのかなというふうな感じもしております。ただ、町民に対してやはり喚起を、そういう状況ということをしかり認識していただいて、言葉での呼びかけということはもちろん大事なのでしょうけれども、例えばこれは広報やホームページ等で可能であれば、これは個人情報になるのか、ちょっと難しいのかもしれませんが、多分接触事故が相当あるだろうというふうに認識して、私個人的にも相当数接触事故を家族も含めて実はしております。その道路はほとんど特定の道路で実は接触しているという、自分の経験上のことも含めて相当町内にはそういう接触が現実的にはあるだろうと。ただ、今回の場合は残念なああいう死亡事故に至ったということでございますけれども、その見えない部分の中で相当程度そういうのが発生している可能性があるという中で、多分大体出るところは相当特定、同じような部分で事故が起きている可能性が高い。これを例えば交番ですとか警察署の協力もいただかなければならないのしょうけれども、これは多分事故証明取っているケースでないと把握できないとは思いますが、事故証明を取っている場合は多分記録が残るのでしょうから、その発生地点、これを例えば1年間の発生地点というのをどの地域というふうに分かりやすい形で表現して、それを例えば広報等で町民の方にお知らせをするということが可能であれば、このところは鹿が多いのだな、事故が多いのだなということが住民としても認識をして、スピードダウンなりいろんな対応は取られるだろうと、同時にどういう状況で事故が起きたのかというのが分かれば、例えば1頭が渡ったときに続けて群れをなして渡るケースもあるとか、そういう部分もちょっとつけ加えた中で住民に注意喚起を呼びかけることを町なり地域安全協会として取り組んでいただくことも必要でないのかなということをして1つ提案として出したいと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほどの答弁の中で道路診断の後、その管内、伊達署管内ですか、の鹿のそういった事故の発生マップというか、そういったものを警察さんのほうで作成されたという話はさせていただきますましたが、もうちょっと詳細を、確かに今ご意見をお聞きしていただいているほどなと思って聞いておりました。あくまでも警察さんと協議してからの判断にはなりますけれども、もし可能であるのであれば可能な範囲の中の情報を町民の皆さんに知らしめることで少しでも抑制というか、予防になるというふうにも思いますので、お預かりをさせていただいて内部で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○長内議長 ぜひ検討、研究していただきたいと思います。併せて鹿の鳥獣害が非常に農業等も含めて、鹿に限らないのですが、鳥獣被害として非常に全道的に、また全国的に増えております。私の知っている部分においては毎年約 40 億近くの鳥獣被害が農業においてはあると聞いておりますが、これは大きな自然災害が発生した農業被害と同程度が毎年実は起きていると、全道的に集めるとです、そういうお話を聞いております。これは本当に大変なことだなと思いますし、何としてもそういう部分の被害を減らしていくことも大事だと思うと同時に交通事故等の被害も全道的に見ると、死亡事故というのは多くはないのかもしれませんが、鹿を起因とする交通事故というのが相当程度実はあるのだろうと思っています。鳥獣被害というと農業被害という部分でアピールを北海道なり関係機関にする機会が多いのですけれども、交通事故という部分の中ではそんなに多くないだろうと。だけれども、実は相当そういう危険性をはらんでいるということもあると思うのですが、昨年の開発期成会に町長と同行させていただきましたが、近隣の首長から農業被害についての部分の中で、やはり行政の枠、もしくは道や国としてその被害を最小限にとどめることの要望が出ましたけれども、併せて交通安全上も非常にリスクが高くなりつつあるということですので、町長はじめそういう要望等の機会をとらまえてその辺の部分を道、国に対して強力に呼びかけていくと、これは近隣の首長とも連携して、そして声を上げていって国として減少につながるような対策を、今までも財政的には取ってはいると思うのです。ですけれども、より強力に鳥獣被害に対する軽減策という部分、対応という部分を取ってもらうように呼びかけることが必要でないのかなと思っておりますが、その辺の見解をお伺いしておきたいと思います。

○町長 昨年の 12 月の 19 日だったと思いますけれども、大変痛ましい事故であったということは私も全く同感でありまして、その抜本的な対策をしていかなければならないと。第一義的には交通安全対策で啓発活動をとということが求められると思っておりますし、今議長から質問の中にありましたとおり、有害鳥獣、特に鹿の対策については農業被害にとどまらず、こうした車両の損傷、それとともに人命が失われると、国家的な問題として捉えまして、陳情要望の際にはそうした認識を持って国、北海道の機関に要請活動を行っていきたいと思っておりますし、現に事故があった後に道路管理者にもそれぞれ時間を取っていただいて要請活動を行ったところでもありまして、今後周辺首長と一緒にその辺は要望活動をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、44、45 ページ。

○菊地委員 無線放送施設経費ということで本年度は 684 万 1,000 円計上されておりますけれども、前年度と比較して 3 億円ぐらい減ということで、その要因としては去年防災無線のデジタル化整備事業ということで 2 億 9,900 万円計上しておりましたので、これがな

くなった、減ということでもありますけれども、去年の予算委員会の説明の中で戸別受信機を全戸に配布するというので説明を受けていました。それで、1,300 戸分配布、電波の入らないところにはアンテナを設置して施工するというので、その事前調査ではアンテナが設置されていない、設置しないと駄目なところが 500 戸分ぐらいあるのでないかということでありました。それで、全戸に配布するので時間がかかると、年度中ぎりぎりまでかかるのではないかというふうな説明がありましたけれども、その進捗状況、どういう状況なのかお知らせしてもらいたいというふうに思います。

それと、新規で北海道総合行政情報ネットワーク更新整備市町村負担金ということで 346 万 5,000 円計上されておりますけれども、この具体的な中身、それをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の戸別受信機、今年度配布をしておりますが、その状況についてということでございますが、こちらは 3 月 3 日現在、先週段階で配布が完了した分が 1,090 台、あと未配布としているのが 55 台ですので、何とか今月の上、中旬までには完了したいというふうに思っております。ただ、それ以外にも受け取らないという方も実はいらっしゃいまして、それが 30 世帯ほどございまして、それらについては強制はできないので、了解しましたということの下がっているという状況です。あと、アンテナの話も出ましたが、これも同じく 3 月 3 日までの段階でテレビアンテナ型、小型のもので 167 台、それから独立させて完全に支柱から立てていったのが 18 台、合計 185 台でして、全町的に、例えば滝之町とかでも立てている方はいるのですが、集中しているのは久保内から以東です。久保内、南久保内、上久保内、蟠溪、幸内、弁景、それと昭和山、こちらの大きく 2 地区が電波がちょっと弱いということで、そのような対応を取っているということでございます。いずれにしても今年度中に設置までの主な事業については完結をさせたいという考えでおります。

それから、もう一点の北海道総合行政情報ネットワークの関係でございますが、こちらは道庁さんと振興局と、それから各市町村を結ぶ情報伝達ネットワーク、非常用の通信手段という形になります。基本的に、多重化といいまして、光回線と、それから衛星無線回線の 2 本を持っていて、仮に万が一どちらかが途絶えたとしても何がしかの緊急連絡は取れる、そういう体制をつくるための設備でございます。ただ、今回施工するのは 2 つのうちの衛星無線回線のほうなのですが、こちらがつくってから 20 年から 25 年ぐらいたっておりましてかなり老朽化しているということと、部品等も取替え品等がなくなってきているということと、あとは電波基準の改正の関係があって、それで道庁さんのほうでは昨年度からもう取り組まれています、今年度までをかけて各市町村側のほうも整備をするというような内容でございます。事業費に関しましては、総額の 2 分の 1 を道のほうで持たれて、残り 2 分の 1 を 179 の市町村で案分をするということになっています。それで計算をされてきたのが三百何十万というお金でして、こちらについては緊急防災・減災事業債

というものを使って、基本的には過疎債のような、そのような債権を使って、町債を使って財政負担を軽減して取り組んでいくというようなことで予定をしております。

以上です。

○菊地委員 内容的なことは分かりました。戸別受信機を設置を拒否した方、30世帯ぐらいいるということでありますけれども、その理由というのか、そういう部分が分かればお知らせしてもらいたいと思います。

○松本委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

すみません。先ほど私受け取りを拒否という言い方をしてしまったようですが、拒否というよりは受け取りを辞退されたというほうが適切だったかなというふうに思います。決してそこでトラブルになったということではございません。ご質問にありましたその理由でございますが、幾つかパターンはあるのですが、例で言うと1つは放送子局、実際に屋外放送を流しているところからすぐ近くのおうちとかでこれがあるから要らないとか、もちろん戸別受信機とは違うものだという説明はしているのですが、そういう理由で辞退されたり、あるいは日常的に不在な方、ある程度施設に入られているとか、そういった方は調べをしてこちらで除外をしているのですが、実際仕事の関係で家にあまりいないとか、そういった方であれば必要ないですからというふうに辞退をされたりというケースもありますし、多くありませんが、もう引っ越すからと、だから要りませんと、そのような理由があったというふうに業者のほうからはお聞きをしております。

以上でございます。

○森委員 私も無線放送施設費の関係でちょっとお聞きします。

戸別受信機は令和元年度で配布、もしくは設置完了すると思うのですが、今試験放送をやっていると思うのです。たしか広報というか、お知らせでは聞きづらい方は3月の6日まででしたっけ、申出してくださいと。私どもの家、たまたま窓際に設置する場所がなくて壁際にあったと。最初は非常に入りづらかったのですが、最近アンテナの向き等を変えて何とか問題なく、多分聞き取れているとは思っているのですが、仮に令和2年度に例えばその辺の聞き取りの状態がいいか悪いかの調査をする考え方があるかということです。現状で本当に聞こえているか聞こえていないかの状態が今の試験放送だけで完全に把握するのはどうなのかなという、そういうおそれもあると思ひまして、新年度にそういう対応があるかどうかについてお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

現在3月のお知らせに載せて6日までというお話でお申出くださいというご案内をさせ

ていただきましたが、こちらは3月の23で委託契約が切れるので、その中でそういう不具合があれば少しでも専門業者で対応してもらうという趣旨での周知でございました。次年度以降に関しましては、もちろんその業者とは縁が切れるので、基本的には町側のほうで対応していきます。試験放送も3月の下旬で一回終わって、あとは通常どおりの放送ということになります。聞こえが悪い、悪くないという状況については、その通常放送の中でご判断をいただくという方法も1つありますし、あとは機械の簡単な操作で電波の状況がいい、悪いという判断をする方法が1つありまして、それについても広報等で周知をして各ご家庭でご確認をいただいて、もし聞こえが悪いという方であれば役場のほうにご連絡を頂くということで考えています。今年度の対応状況は担当のほうでも業者と情報交換しながらやっていて、大多数は設置場所によって入りづらいというところが改善をされるというケースが多かったものですから、それらについては当然お問合わせの際にはご案内をします。それから、さらにもうちょっと難しい専門的なものが必要となった場合に関してなのですが、次年度から新たに採用する職員のうちの1人が無線に関する国家資格、無線従事者と、それから無線施工の監督と両方の専門知識を持っている職員がおりまして、その者の見識も借りながら対応していきますし、どうしても施工が必要ということであれば、施工といいますか、大がかりなものが必要であればある程度のしっかりとした対応を町のほうで取っていくということになろうかと思えます。いずれにしても専門業者ほどではないにしてもそれなりに町側のほうで対応できる体制というのは次年度以降も維持していきますし、日常の中で電波の状況が確認できる、そういう手法も取ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 幾つかあるのですけれども、まず今の説明の中に23日で委託契約が切れるという言葉を使っておりましたけれども、この約3億に近い工事は工事契約ですよ。何を委託したのですか。それが1点。

それから、設置数が多分今まで1,300台ですか、という数字を使ってずっと説明してきたのを聞いておりますけれども、今の説明では1,090台と55台ですか、そうすると1,145台がつくことになります。多分契約書の中には1,300台という数字が載っているのではないかと思いますけれども、設置しない受信機はこれからのいろいろな今後のことを考えて町で引き取ると思うのですけれども、これを設置する経費は契約書の中に含まれているのではないかなと思うのですけれども、そういう契約金額の見直しも設置台数が変わると当然生まれてくるのではないかなと思うのですけれども、この点が2点目。

3点目、私は滝之町のある家庭に2回ほど伺ったのですけれども、その方が放送は途切れ、ざあざあいつて聞き取ることができないということを言っておりましたので、それならば役場のほうに連絡したらどうですかということ言ってきたのです。それで、3月6日までそういう放送が十分聞き取れない方は連絡すると思うのですけれども、私はそうやって設置するからには業者の方が再度回って確認することが必要でないかな、そんな気が

してなりません。

その次は、私は昨年 12 月の第 4 回定例会での一般質問で防災無線施設を利用しての非常時の放送は数少なく、全世帯に受信機を設置することから、日常的に一般放送、一般の連絡等を定時化して充実を図るべきでないかという質問をしました。そのときの答弁を要約しますと、一般放送は 12 時半頃必要に応じて実施しているが、聞く側の負担にならないようにできるだけコンパクトになるように心がけている。現状です。そして、内容の充実については他のまちの運用規定を参考に現在検討しているという答弁です。本放送の始まる前までに検討して取り組みたいという答弁でした。検討の結果、この放送機器、3 億近いお金をかけて充実した機器を効果的に使用するためにどのような運用を考えているか、その点についてまず伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の委託か工事かという話ですが、今年度ももちろん施工と、それから施工管理委託という 2 つの業務を発注しております。設置というか、配布のところが基本的には多分工事のほうに入るのだらうと思いますので、私の表現が委託ではなく工事の中でというほうが適切だったのかなというふうに思いますので、そこは修正させていただきます。

それから、2 点目の 1,300 ほどの戸別受信機ですが、確かにそのとおりでございます、余った分に関しましては町のほうで受け取って、今後の故障ですとか、あるいは転入ですとか、そういったものに対応していくという考えであります。

それから、3 点目の事業者のほうでもう一回回るといってお話でございますが、必ずしも全戸の方と期間内で連絡を取るというのは難しいだろうなということもございますし、そもそもそういったことでは進めておりませんので、できる限り、もちろん 6 日というご案内はしましたが、職員はおりますし、業者の方もいらっしゃいますので、期限内においてはできる限りそういった問合わせに関しては対応して少しでも聞こえやすいような、そういう環境づくりに努めたいというふうに思います。

それから、4 点目の一般放送の見直しに関しましては、現在も規定のほうは作成をしている最中でございます。おおむね調べる限りは近隣を見ても規定内容というのはある程度類似しているのかなと思いますが、ただこの無線機を、せっかくこれだけの事業ですので、いろんな意味で活用を図っていきたいというところは議員のご指摘のとおりだと思っておりますので、住民の皆さんにとって負担といいましょうか、ご迷惑をかけるようなことはもちろん考えておりませんが、整備してよかったなというような内容になるように引き続き、時間も大分なくなってまいりましたが、継続検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○総務課長 申し訳ございません。答弁内容ちょっと漏れておりまして、最終的な工事内容、金額を含めて見直しをということでございますが、私が認識している限りは概数とし

て発注をしておいて、それが設置件数に応じて最終的に積算するというような契約ではなかったというふうに認識をしておりますので、その考え方からいうと基本的に工事費というのは、この後何もなければ当初の契約額になるというふうに認識をしております。

以上です。

○佐藤委員 工事契約、例えば先ほどのお話では1,090台が設置ですか、未設置が55台と言われて、未設置もこれ今3月3日現在ですので、多分全部ついたとしたら1,145台ですよ。残りの155台、これは今お話のあったように、これからの転入者、またいろいろな事業を進めてここの土地に家を建てた方だとか、そういう方々のために必要だな、それはいいのですけれども、そうやって計算していくと155台の設置費用、これ結構な金額になるのではないかなと思うのです、設置しないのが155台生じたとしたら。ですから、私は一回契約書を見て、いろいろと設置が1台につき何ぼとかって書いてあるのではないかなと思うのですけれども、やはり検討する価値があるのではないかな、そんな気がしてなりません。

1戸1戸伺ってと私はちょっと強い言葉で表現しましたがけれども、業者の委託ですか、その工事業者が1軒1軒電話してもいいと思うのです。放送はどのように聞こえますかということ、そういうこともやるのが、この事業には今後ずっとこれを使っていくのですから、必要な心配りでないかなと思うのですけれども。そんなことを今のお話を聞いて感じました。このことについて再度お考えを伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今回の戸別受信機の配布に当たりましては、業者さんのほうとも事前にいろいろ確認、調整をして、できるだけ丁寧に、基本的には手渡しで、不在の間に不在郵便物のように置いて帰ると、そういうことではなくてお渡しをして、できる限り丁寧に対応していこうという考えでやってまいりましたし、そのような形で履行していただいているというふうに思います。もちろん受け取る方のご都合とか状況ですとかいろいろありますから、100%がクリアに今聞こえる状況にはなっていないのかもしれませんが、それは時間をかけて、町側のほうでも今回配布したから終わりということでは考えておりませんので、それらのご要望等に対しては引き続き次年度以降も継続して丁寧に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、その一方で、やはり契約は契約でございますから、いたずらに延長するというわけにもまいりませんので、今回に関しては事業者の分はある程度先ほどお話ししたような形で終わりますけれども、町側として皆さんによりよく使っていただけるような努力は継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○真鍋委員 防災行政無線の保守点検委託料なのですけれども、昨年度の予算よりも2倍以上を超えて154万円となっておりますが、この要因はデジタル化にして技術的なものが難しくなったという理由なのかどうか、そこら辺の説明と、あと電波使用料が減額になっております。この理由をお知らせください。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、保守管理委託料の値上げに関しましては、ただいまご指摘というか、ご意見のあったとおりでございます。デジタル化することによって設備はかなり高度化して、それに伴う点検の作業日数ですとか、人工ですとか、そういったものも増えるということで複数の会社から経費の状況等を確認して、ある程度妥当性を見た上で増額にはなりますが、この金額を計上させていただいたというところでございます。

それから、回線使用料に関しましては、こちらは同報系のデジタル無線ではなくて移動系という、昨年補正をして6台新しいものを購入してそちらに切り替えますということでご説明をしていましたが、そちらに切り替えることで回線使用料がちょっと下がるということで、その分が減額になったということでございます。

以上です。

○松本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、46、47 ページ。

○加藤委員 私は、防災諸費一般経費の消耗品についてお伺いしたいと思います。

この内容については前に説明いただきましたけれども、防災備蓄品の拡充という部分で説明がありました。そして、35万3,000円増加というものですけれども、どのようなものが考えられるかお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

備蓄品の更新に係る経費でございますが、一応設計上は今年度も購入いたしました段ボールベッドというものをさらに追加をするということと、備蓄用の食料を買い足すといましようか、そのような内容でございますけれども、当初それで一回設計をして予算立てをしたのですが、発注に当たっては改めて内容のほうを予算の範囲の中で精査をしていきたいというふうに考えております。実は段ボールベッドというのが非常に注目を浴びていて非常に人気があって、当町としても整備をしていきたいということで今は北海道さんからもらった寄附の分も含めて19台あるのですけれども、ただ難を言うと単価が非常に高いものですから、それらをずっと大量に保有するということがなかなか厳しいなというところがございます。一方で、昨年町の防災事業に来ていただいた講師の方から貸出しをする、そういう方法もないわけではないのだというようなお話だったり、あるいは別の段ボールで代用する方法、完全にはできなくてもそういうような研究とかもやってみる価値があるのではというような話もあって、それらを加味して最終的には台数であり、食料品であり、そういったものを精査をもう一回してから発注というか、整備をしていくというような現段階での考えでございます。

以上でございます。

○加藤委員 分かりました。そこで、今食料品という部分も説明ありましたけれども、今までの食料品も備蓄という形で購入されておりますけれども、現在の備蓄消耗品のものはどのようなものがあるか。今現在です。また、改めて賞味期限というものもその中にある

のかなと思っておりますけれども、その対応について伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

大きくくりで先にご説明しますと、今非常用として町が保有しているもので非常用の主食で大体約 1,000 食、それから缶詰ですとかそういった副食、これらが 1,200 食、それと水が 1,600 本というのが今現在の、概数ですけれども、備蓄状況でございます。当然この中に賞味期限のあるものがあって、実際何年かたつ間に切れております。今は室蘭のほうで生活困窮者に対して食料とかを、そういう不用になった食料とかを預かって困窮されている方に提供する、そういう活動をされている NPO 法人があって、本町の中でも提供を受けていらっしゃる方がいるようですけれども、そういったところにお渡しをして廃棄することなく活用いただいているというところでございますが、今後につきましては、もちろんそれだけが手法ではないので、町内の施設で使うだとかいろんな手法があるのだと思うので、検討はしてまいりたいと思いますが、少なくとも期限が来たから廃棄するということは行っておりませんということだけをご説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○加藤委員 今説明いただきましたけれども、町内で賞味期限等が間近になっているものに対する対応、例えば低所得者とか、今お話がありましたけれども、そういった困窮者ですか、そういったものが、これは個人情報ですから、行政では確認しておると思います。そういったものに対しての対応というものは考えられないのか。町としてそういう方々に備蓄商品の期限の切れそうなものとか、そういうものがあれば無償で提供することは可能なのかという部分をちょっと伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

特に近年は住民福祉課、特に保健センター、包括支援センターですとか、そういった福祉部門のほうで町内の医療的な、あるいは福祉的な、そういった観点でのお困りになっていらっしゃる方、独居高齢者ですとか、そういったものは把握をかなりされていらっしゃいますので、理論上はできない話ではないのだろうというふうには思います。ただ、それと経済状況というのはまた別の話にもなりますので、今の段階でそれはできませんという考えもございませんし、完全にそちらへシフトを切り替えるという考えでもございませんので、実際それが町民の皆さんに非常に役に立っていただけるのであれば十分検討すべき案件だと思いますので、引き続き庁内のほうで検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○菊地委員 同じところで消耗品費で食品の中に乳幼児の粉ミルクは入っているのかどうか、それだけ確認したいと思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

現段階では町の備蓄品の食料品等の中にそういったものは含めてはおりませんが、今後必要性等を検討させていただきたいと思います。

○菊地委員 なぜ質問したかというと新聞報道で液体ミルクを備蓄開始ということで室蘭市で開始されたということで、1月からということでありました。その記事の中では液体ミルクは2018年度から法整備で販売可能となったと。お湯が不要でそのまま飲むことができることから、被災備蓄の分野でも注目をされているということで粉ミルクから液体ミルクに変えていく自治体が多いのです。壮瞥町としてはどういう実態かなというふうな思いで聞きました。壮瞥町でつくっている災害応急対策計画の中にも供給食料として人工栄養を必要とする乳幼児は粉ミルク等を供給するというふうに書いてありますので、その部分も計画の中にありますので、ぜひ備蓄してもらいたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

当町においては、どうしてもお子さんの数も少なく大人向けの非常食のほうに今までは中心に軸足を置いて食料整備というのを行ってきましたが、今議員のご指摘もあり、それらも踏まえて再度庁内のほうで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員 幾つかあるのですけれども、3月5日の令和2年度行政執行方針の中で町長は、この有珠山の噴火災害ですか、希望に満ちた安全な町という主題の中で火山との共生、地域を生かす基盤整備という言葉で触れられておりました。その中で備品の整備というものですから、書いてあったものですから、備品というと今までのお話を聞くと消耗品で見ているということですね。それは理解しました。私は何か災害が発生したときに必要な、消耗品でなくて備品を充実するという意味で取ったのですけれども、予算書見ると備品購入費はなかったものですから、今までのお話を聞いて消耗品、その充実ということで分かりました。そこで、町長は将来の有珠山噴火災害を念頭に置き、防災計画の見直し、具体的な避難計画の策定を挙げているというか、令和2年度の行政執行方針の中で述べているものですから、これを2年度に行うのかということをも確認したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

担当課としては令和2年度中にそれらの見直し、あるいは避難計画策定、そういったものを完了させたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 次に、私はできるだけ町の防災訓練には参加したいということで毎回参加させていただいているのですけれども、また自治会の方、自治会の方というのは町が行っている避難訓練の地域として建部改良住宅、また建部自治会が入っているものですから、できるだけ多くの方に参加してほしいということで働きかけて毎回10名から十四、五名は参加してもらっているのです。しかし、今までの避難訓練は、ただ避難訓練を行いまし

た、そのようにしか私には受け取れないのです。本当に形式的に終わっているのではないだろうかな、いつもそう思われてなりません。私は、過去に近隣のまちの避難訓練実施を見学したことがあります。実施日は、平日でなくて土曜日でした。災害はいつ発生するか、曜日を選んで発生するものではなく、時を選んではくれません。今までの平日の避難訓練でなくて土曜または日曜日に、毎回とは言いませんけれども、1回くらいは実施することが必要でないかな。平日に実施すると自衛隊のトラックに乗る人が高校生を何か主体的に考えて運んでいるようすけれども、私は高校生も参加することは否定しませんけれども、避難訓練は一般市民の参加、そして特に身体的弱者といいますか、そういう方をいかに安全に避難させるかということが避難訓練の大きな狙いでないかなと思います。いつまでも町が用意したバスで集めて運ぶのでなくて、私はたまには自家用車によって避難することも考えていいのではないかな、そんな気がしてなりません。それで、近隣の町の避難訓練に行ったのですけれども、特定の職員だけでなく、私はそのまちの職員何名いるか分かりませんけれども、みんな作業服というのですか、着ているから、この方は職員だなということが分かったのですが、結構大勢参加しているのです。土曜日でしたから。また、町議会議員の方も参加しておりました。そのことが忘れられないのです。形式的なものでなくみんなが参加して、そしていかにこの災害に対して取り組むかということがやっぱり必要でないかな。平日のそういう訓練には警察だとか自衛隊の協力が得やすいかもしれませんが、先ほども言ったように、いつ起こるか分からない災害に対する備えというものを考える必要があるのではないかな。そういうことで、自前での防災訓練をぜひ取り組んでいただきたいな、そんな気がしてなりません、私の考えが間違っているかもしれませんが、今まで何回も避難訓練参加しての率直な感想なのです。今申し上げたことについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○町長 町政執行方針に避難所の備品と書いてあったところですが、これは厳密に言えば備品という町の区分ではなくて広く消耗品も含めてとご理解をいただければと思っていますところであります。

それと、新年度の町政執行方針の中で避難訓練という言葉は使っておりません。その前に、優先度として防災計画の見直しと避難訓練、避難誘導等の基本となる具体的、実践的な避難計画をつくりたいというのは、まさにそちらを優先したいという私の意思でありまして、その計画に立脚した上での避難訓練があるのかなと思っておりまして、避難訓練を実施するということはあえて新年度は触れておりませんが、環境を整えばそれを実施しないということではないというふうに捉えておいていただければというふうに思っております。

それと、持ち方については具体的な実践的な避難計画をつくった中で、より実効性のある、形式的なものという言葉がありましたけれども、想定というものは避難訓練にはありますので、どうしても形式的なところになる可能性はあるというふうに思っておりますが、参加した方が参加した意義を感じられるような、実施する際にはそうした防災訓練、避難

訓練にしていくべきかなと思っておりますし、壮瞥町の特色として、そうしたいいわゆる形式的な避難訓練よりも火山災害ですとか自然災害を知る取組をずっと住民の皆さんとともにやってきたと、こうした認識を高める、自然災害の相手を知るという、理解をする取組をずっとやってきたところですが、そうした取組も大変重要であるというふうに思っております。そうしたことにつきましても継続をしていくべきかなと、このように思っております。町政執行方針に込めた意味合いというのは、まず避難訓練等の基礎になる避難計画、その防災計画を改めるなり新しくつくっていききたいと、そういうことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、50、51 ページ。

〔「48、49 です」と言う人あり〕

○松本委員長 大変失礼いたしました。48、49。

○山本委員 防災諸費一般経費の中の有珠山防災会議協議会事務費負担金という中で2000年噴火20周年記念事業というふうに書いてあるのですが、これはどのような内容で、20周年記念という言葉が合っているような内容なのかというのをちょっと聞きたかったのです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

現在4市町で構成している協議会の中で検討している内容としては、1つはシンポジウムを開催をして改めて有珠山噴火の学習をし、火山防災の普及啓発を図るとというのが1点。それから、もう一つは協議会として平成十四、五年でしたから、十五、六年前に作成をした有珠山火山防災に関するガイドブック、それからA3のマップ、地図のような、そういったものを掲載内容をちょっと精査をしてつくり直すと、それらをこの4市町の皆さんに配布をすると、そのような事業を今予定しておりますが、まだあくまでも予定の段階でございますので、これから引き続き4市町の中で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○菊地委員 私も同じ有珠山の防災協議会の負担金ということで、換言になるかもしれませんが、ちょっと前の新聞報道、今日も出ましたけれども、有珠山の防災協議会が2月の21日に開かれて有珠山の噴火警戒レベルの運用改定を決めたということで、中身としては微少地震などの増加を経て有感地震が1時間で10回以上観測された場合、直ちに避難準備が必要なレベル4に引き上げると。レベル3を飛ばしてレベル4に即引き上げるということで改定されたということでありまして、壮瞥町としてどうこの対応に変化がなってくるのか、それとこのことを町民にどう周知していくのか、そのところをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

こちらに関しましては、実は既に3月の広報のほうにも載せておりまして、3月9日ですからおとといです、から基本的にはレベル運用というのは変わっていますということで周知をしています。こちらに関しましては、気象台さんのほうでこの規定を変えることになるのですけれども、確かに過去の噴火を分析した中で、少しでも避難対応というか、避難準備、そこら辺に早く諮って円滑な避難ができるようにと、そのようなことも念頭に置いた上でのレベル改正というふうにお聞きをしております。こちらに関しては、町のほうとしてはもちろんこのレベルを尊重して対応していくことになるだろうというふうには思いますが、これは協議会の中でも話題になったのですけれども、あくまでも最終的な避難を決めるのは市町村でございまして、気象台がこういう提示をして、それらも加味して町側のほうとしては適切に対応していくというような考えは、そこは従前と変わっておりませんし、必ずしも火山の噴火が毎回全く同じ形で同じ噴火をするということではございませんから、これらのレベルも認識をした上で住民の皆さんを守るための、そういった適切な行動を今後も取っていくというような考えでおります。

以上でございます。

○菊地委員　それで、避難所の体制ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、新聞の記事を見て壮瞥町はどういう体制を取っているのかなということで質問したいと思っておりますけれども、見出しには福祉避難所すぐ行けるということで見出しがあったのです。それで、愛知県のあるまちで災害時に障害者ら要配慮者がすぐ福祉避難所を利用できる協定を福祉施設2か所と結んだと。福祉避難所は、独りで歩けないなどの理由で一般の避難所生活が難しい人のために設けるものであるということでありました。壮瞥町の指定福祉避難所ということで設けているのかどうか、それをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

先般の胆振地震の際にも福祉避難所のことが大きく話題になりましたが、基本的に福祉避難所というのは2次的な避難所でございます、1次的にそこへということではなくて、まずは原則は1次、一般的な避難所のほう行って、そこで生活が難しいだろうという判断の下に2次のほうに移していくと、そんなような認識でございます。町のほうでは町の施設の中で、具体的に言いますと改善センターと、それから旧蟠溪ふれあいセンター、そちらの和室を使って福祉避難所を整備をするというような考えでおりますが、実際福祉的、そういったところに避難しなければならないという方にも度合いが大分あって、本当に重度な方もいればいろんな理由からその集団の中でなじめないという、どちらかというと軽、中度の方もおりますので、それぞれに沿った対応できるような福祉避難所を整備というのは必要なのだろうというふうに思っております。そういった意味で、今はこのような状況になっておりますけれども、今後それらを民間施設も含めて拡充をしていけるかどうかというところは町のほうでも積極的に取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松本委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続します。48、49 ページ。

○菊地委員 福祉避難所について再度質問したいと思いますけれども、町の計画する避難所の確保等についての中で、町は避難所の指定に当たっては次の事項について努めるということで、イとして医療福祉施設などの施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所の生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状況に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定するということに計画ではなっています。理想を言いますと、この福祉避難所は医療福祉施設との提携の下で避難所を開設していただきたいなというふうに思います。先ほど噴火レベルの改定の中でも要配慮者の避難準備が3だったところが2になりました。避難するのがレベル4で要配慮者は避難するということになっていますので、要配慮者は避難が長期化するおそれもあるということなので、できれば直接福祉避難所に行けるような体制を取っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁したかと思いますが、現行で町が福祉避難所としているのは公共施設のみでして、今のようなお話については町のほうとしても必要性を認識をしていたところでです。それで、先ほどの答弁の中で民間施設との協議も今後行っていきたいというふうにお答えをしたところでございますが、現状でいいますとそのような個別の協定というのは残念ながらまだ結べておりません。実際に避難となった際に、大前提としてその医療福祉施設に空きがあるかというところが、そもそもそこにも既に入所、入院されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、それらとの兼ね合いもありますから、ある程度幅広に話をしていけないと安定した確保というのは難しいのかなというふうには思いますが、ただ繰り返しになりますが、必要性は十分認識しておりますので、現在は拠点は無いですが、今後そのような形で進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○加藤委員 ただいまの菊地委員に引き続き、この件につきまして先ほどお話しいただきましたように、1市3町の負担金の割合について金額等をお伺いしておきたいと思います。

もう一つ、公共施設管理事業の中で手数料という部分がありますけれども、これは予算説明では受けておりましたけれども、改めてどのようなものか確認お願いしたいと思います。

○松本委員長 加藤委員、防災会議協議会負担金ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、１点目の防災のほうの有珠山の協議会の負担割合についてということでございますが、基本的に毎年行っている運営に関しては一律３万円で４市町均等割でやっております。令和２年度にしましては、２０周年の事業があるということで事業費が大きく膨らんでおりますが、その膨らんだ分につきましては、先ほど申し上げたシンポジウムに関しては４市町で均等割、それからガイドブック及びマップのほうに関しては必要部数割といましようか、各町で必要な部数を申告をして全体の中で何割を占めているか、それに応じて事業費に乗じて負担金を出すと、そのような負担割合というか、計算方式になっております。

それから、２点目の公共施設管理事業の中の手数料についてでございますけれども、大きいところとしては仲洞爺の野営場の周辺の立入禁止の表示の設置ということでございまして、こちらに関しては、具体的には仲洞爺のキャンプ場の横にある駐車場、こちらは道の施設でございますけれども、道の施設でそれを町が協定を結んで管理をしているというところ、それからその駐車場からさらに今度は洞爺村のほうに向かって道道の湖岸側、湖側のほうにそれぞれ虎ロープとくいと、それから簡易な表示でそこはキャンプできませんよと、そのような表示をする予定だということでございます。こちらにつきましては、横に正規のキャンプ場があるのですけれども、そこにはキャンプをせずにそういった駐車場の路側の芝生の上とか、あるいは道路沿いの湖岸の平地だとか、そういうところにオンシーズンになりますとキャンプをする、不法といいましようか、少なくとも許可を取らずにキャンプをされる方というのが近年増えていまして、町の管轄外とはいいいながら実際にお金を払ってキャンプ場を利用される方からすると何であれはいいのだというような、当然そういったご意見が多々出てまいります。かといって指定管理者のほうでも正直説明もつかないという状況で担っているので、指定管理業務を円滑に行うためにはそのような策を一回講じてみたいと、そのような話があって町のほうでも必要性を認識して、それで今回そのような禁止柵を、もちろん夏場だけですけれども、夏場というか、冬は設置しませんけれども、そういったものを今年度やってみるということで計上をさせていただいたというところが大きなところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員 私は、ちょうど真ん中にあります公共施設管理事業、すなわち指定管理者施設について伺いたいと思います。

いろいろな手数料だとか修繕料、これは維持経費として委託料以外に組んでいる、これも理解はできるのですけれども、公共施設指定管理委託料、事前に配付されました委託料のこの資料によりますと、この１,５７９万４,０００円の内訳は、公共施設指定管理者委託料、６施設を管理している方に１,１５１万４,０００円、そして公共施設、同じく委託しております２施設、これに対しては４２８万円の委託料を払っております。また、公共６施設を管理し

ている業者には、例えば高齢者の入浴料 420 円のところ 130 円負担して 290 円ですか、1 人、それを入浴された方の人数分だとか、さらにパークゴルフ場の使用料、また北の湖記念館、史料館の入館料だとか、さらに森と木の里の天文台の使用料だとか、もう一つ、そこにバンガローがあります。その使用料等が直接この業者のほうに支払われているのですけれども、行政としてどのくらいのお金が支払われているか確認したことはあるかどうか、これについてまず最初に伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今ご意見を頂いたような指定管理事業に関する収入に関しては、今手元には数字はないのですけれども、基本的には業者のほうから実績という形で報告を受けておりますので、数字に関しては把握はできているというふうに認識をしております。

以上です。

○佐藤委員 実績の報告を受けているというのですね。といいますのは委託契約の中に実績書を提出するという項目が入っているのです。その実績書を提出されて確認しているということで理解してよろしいですね。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

協定書上、基本毎年度提出をするということになっておったのですが、申し訳ございませんが、若干近年はその報告が停滞していた年もあったように認識をしております。それで、事業者のほうと改めて話をしまして、まだまとまった書式ではないのですけれども、それらが確認できるような報告については昨年度、30 年度まではいただきましたので、それらで最低限の把握はできているというふうに認識をしているところです。

○佐藤委員 そうすると、30 年度まではいただいているということですね。そう理解してよろしいですね。

○総務課長 しつこいようですが、書式としてまだ整理ができていないのですけれども、それらを整理するだけの情報というのは議員がおっしゃるとおりいただいているという認識で結構だと思います。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、50 ページ、51 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、52、53 ページ。

○山本委員 財政一般事務経費の中の財務書類作成等委託料というのが 125 万かかっていて前年度が 130 万になっているやつがあるのですけれども、単純にこれって何でどんどころに生かされているかというのをもしよろしければ教えていただきたいのですが。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

財務書類作成の委託料につきましては、平成 27 年の総務大臣の通知によりまして、これ

までの単式簿記、現金主義によるものに加えて複式簿記による財務書類の作成を平成28年度決算から始めるようにということで、当町においてもそれらを行っているものでございます。これらの活用につきましては、それぞれ資産の状況ですとか出てきますので、それらを踏まえまして本町が抱えている課題などを研究しまして財政の健全化のほうにもつなげていきたいと考えておりますし、あとは人口同規模のまちの同じ財務書類と比較して当町がどういうふうになっているのかということも状況把握に努めたいと考えております。それから、28年度の決算からですので、28、29、30と3か年の財務書類が出来上がってきますので、それら3年分の財務書類を比較して、今後もこういった財政運営をしたらいいのか、こういった課題があるのかということも研究していけたらと思っております。

以上です。

○山本委員 ありがとうございます。それって例えば私たちとかも見せてくれと言ったら見せてもらえるようなものなののでしょうか。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

報告書につきましては、お示しすることもできますし、あとは広報におきましても概要につきましては掲載しますので、そちらを見ていただければと思います。

以上です。

○加藤委員 私は、出納事務経費の手数料、これ確認なのですけれども、昨年より30万円の増加が見込まれていますけれども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

○会計管理者税務会計課長 ご答弁申し上げます。

出納事務経費の手数料なのですけれども、これはもともと口座振替手数料で見ていたのですけれども、令和2年度からはコンビニ収納に係る分の手数料を個々で計上することになりました。今までは税務徴税費のほうで過去の経緯もあって見ていたのですけれども、今コンビニ収納は税だけではなくて保育料ですとか住宅料ですとかいろんなものを扱ってまして、税の科目ではなくて会計の出納経費で見るほうがいいということになりまして、予算を移行というのですか、移して、それで増えております。

以上でございます。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、54、55ページ。

○佐藤委員 町有住宅管理費、これについてちょっと理解を深めたいので、お尋ねします。

55ページの上から2番目に借上住宅維持管理事業として1,546万が計上され、その説明として下に1,536万が住宅借り上げ料としております。これは、アミティというのですか、この分だと思えるのですけれども、今度54ページの内訳の一般財源を見ると1,944万4,000円とありますが、アミティの住宅料全てと考えていいのか。これ収入です。財源を書いています。これは住宅使用者が払うもの全部か、それともほかにもものが入っているかど

うか伺いたいと思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、一般財源の1,944万は、この1と2の事業の総体の負担区分として一般財源ということで、アミティの1,530万は入居者から頂くお金を当て込むというか、そういう感じでございます。それから、町営住宅の維持管理事業についても当然入居者からは頂いていますので、それはまた別途歳入に計上されている、そういう理解をしていただければと思います。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、56、57 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、58、59 ページ。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 60、61 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 62、63 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、64、65 ページ。

○加藤委員 私は、地方公共交通対策事業のコミュニティタクシー運行維持費の補助金につきましてお伺いしておきたいと思います。

今回町の執行方針では、この内容についてはアンケートでニーズに合った運行体系に取り組むというふうに説明をいただいております。そこで、現在までどのような課題があってこのような対応をするのかという部分をまずはお伺いしておきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティタクシーにつきましては、現在月別の実利用者数としては60名から80名と、その月によってばらつきがありますが、前年と比較すると若干増えているのかなという傾向で見えております。また、最近も新規の申込みがありまして、今年度でいえば48名の新規登録がありまして、こちらにつきましては保健師ですとか福祉部門の担当者が訪問した際に必要性を感じた人がいれば勧めてもらって登録をしている人もいますという状況でございます。ただ、実登録者数は338名ぐらいいるのですけれども、登録者数はまあまあ伸びているほうなのですけれども、ただ実際に利用している人数というとそのうちの

150 名弱ぐらいしか使われていないということでございまして、登録はしているのだけれども、使っていない方がどのような理由で使っていないのかということのを来年度アンケート調査をしまして、その辺を研究していきたいというふうに考えておりまして予算を計上しているものでございます。

以上です。

○加藤委員 今の内容について理解はさせていただきましたけれども、町民の方からお話があったのが町内便はある程度内容については理解しているみたいなのですけれども、通院便です。伊達とか洞爺湖町内医療機関という部分を利用する人について、この説明書を見ますと通院日に1往復ということなのです。しかし、聞くところによるとなかなか時間という部分において時間がかかる通院者もありまして、それに対してもう少し対応はできないかというふうな話がありましたので、この通院便1往復を何かまた別な形で対応、またアンケートの内容に精査してももう少し検討を加えていただきたいと思いますのですけれども、その辺についてお伺いできればと。よろしくお願ひしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

通院便につきましては、1往復ということでございまして、こちらにつきまして平成30年に利用者に対してのアンケートは取っておりまして、運行日ですとか運行時間についてはおおむね満足しているという回答のほうが多かったということもあるのですけれども、また担当のほうではそういったことは聞いていなかったのですけれども、そういうご意見があるということであるのであれば今後その辺検討して、どういうふうにするのかも含めて検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○山本委員 ジオパーク推進経費の中の協議会負担金438万8,000円、その後ろに、この間も説明を受けたかもしれないのですけれども、G・G・N再審査経費の減の後ろに指摘事項への改善対応費増などという、その指摘事項ってどういうことを指摘されているのかということを知りたいのと、あと4の行政情報システム運用管理事業って簡単に言ったらどんなことなのか説明していただければと思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁させていただきます。

まず、1点目はジオパークの関係でございまして、昨年世界ジオパークの再審査がございまして、その前が日本ジオパークの再審査だったのですが、それぞれの中で緊急の対策というのが大きく3点指摘されまして、1つはジオパークの名称の表示がばらつきがあって、以前は洞爺カルデラアンド有珠ボルカーノジオパークという内容だったのが今は洞爺

有珠ジオパークというふうになっているので、そこが直っているところと直っていないところがありますよというご指摘があったので、それは当然新しいほうに統一化するというような取組を今年やると。それから、世界のジオパークのジオパークガイド等と積極的に交流をしてくださいということでお話があって、今中国のあるジオパークのほうと連携を強化しようという取組を今進めていて、それらを今年度も継続すると。それから、3点目として有珠山がどうしても中心に位置するような状況なのですが、有珠山から離れた地域にも様々なジオパーク、ジオサイト、ジオパークの資源があって、それらを周遊するような、そういう仕組みづくりをもっとどんどんやってはどうでしょうと、そういう話があったので、それらに対応するようなガイドブックですとかそういったものを更新すると。いずれも否定的な指摘ということではなくて、よりよく改善をするというふうなご指摘だったと、ご提言というか、そういうふうに認識をしておりますので、そこはぜひ誤解のないようにと、お願いをしたいと思います。

それから、2点目の行政情報システム運用管理事業とはということなのですが、簡単に言うと行政、この役場が運用しているITといえましょうか、パソコンであったりネットワークであったり、そういったものの運用に必要なほぼ全ての経費をここに計上している。ですから、御覧いただくと分かる通り、職員がよくパソコンを使いながら、今実は3系統があるので、多い人は3台のパソコンを使いながら業務を行っておりますが、それらのパソコンであり、あるいはそれを取りまとめというか、中枢にサーバーという大きな機械を情報館であったり室蘭のほうだつたりに置いているのですが、それらの運用、行政サービスを提供するためのそういったネットワーク環境の構築だとか、それに付随する事業内容がこの行政情報システム運用管理事業ということだと理解をいただけたらと思います。

以上です。

○佐藤委員 ジオパーク推進経費で大きく変わったのが推進協議会負担金です。元年度は502万1,000円、この大きな上がったというのは、502万というのは、西さんという専門員を採用して、その人件費をたしか説明受けた範囲の記憶ですけれども、その経費を平等割したということで、昨年というか、元年度の予算は502万1,000円で、今年の負担金、これを比べてみるとおよそ63万円くらい下がっているのですけれども、この下がった大きな要因は何かということについてももしも承知していれば説明をお願いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今年度の負担金につきましては、63万4,000円の減額になっておりまして、1つは先ほどお話のあった学術専門員の経費なのですけれども、均等割しているところは変わっていないのですが、昨年当初で計上した額よりも実際に採用された方の年齢ですとかそういったものも含めて思ったより賃金が安かったのです。その分下がった分も均等で下げているので、その分で当町としては44万5,000円まず負担金下がっていると。それから、もう一つは昨年度世界ジオパークの再審査がございまして、そちらに協議会全体として170万

ぐらいの予算を見ていました。それが当然今年はないですので、その分が当町の負担金でいうと 43 万 3,000 円減額になって、逆に先ほど山本委員のご質問にご答弁したような形でいろんな史跡に対する改善の取組のほうを厚くしたので、そちらが 24 万ほど増えて、それらの相殺が 63 万円の減ということでございます。

以上です。

○佐藤委員 分かりました。そこで、教えていただきたいのは 4 市町のそれぞれの負担金はどのようになっているか、もしも手元に資料があればその金額を示していただきたいと思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 34 分

再開 午後 1 時 35 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 申し訳ございません。ご答弁いたします。

まず、今手元に負担割合に関するものしか持っていなかったものですから、そちらのほうだけまずご説明をさせていただきます。若干複雑になっておりまして、大体先ほど申し上げたような普及啓発のものをつくったりとか、そういったものに関しては 4 市町で均等割が 10%、それから 20%が観光客の入り込み実績に応じた配分、それと残りの 70%が施設数割、ジオパークに関連する施設の数に応じて割り振りをしているというものでございます。それから、一部の事業であったり昨年行ったという再認定審査費であったりというところと、あと学術専門員の部分は均等割でございます。それと、もう一つは業務支援費という形で 1 名派遣を、事実上雇用している職員がおりまして、そちらに関しては伊達市さんと豊浦町さんは 3 分の 1 ずつ負担、洞爺湖町と本町は 6 分の 1、その半分です、という数字になっておりまして、当町が少ない原因は現在当町に籍を置く職員を 1 名派遣をして洞爺湖町の事務局のほうで執務に当たらせているということで、その人件費は基本的に壮瞥町が負担をしておりますから、その分を配慮してこの業務支援費に関しては減額をしていると、洞爺湖町も基本的には同じ考えでこのような配分割合になっております。それを踏まえて具体的に幾らというところの数字が、申し訳ございません、手元にないので、後ほど答弁させていただきます。

以上でございます。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、66、67 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、68、69 ページ。

○加藤委員 私は、定住促進・まちづくり推進事業の持ち家住宅取得奨励金につきまして

令和元年度取得状況についてまず伺いたいのと、もう一つ、今回会計年度任用職員報酬、要するに地域おこし協力隊について伺いしておきたいと思います。これは今年度3名分の経費、1,345万2,000円を計上しております。一般的に地域おこし協力隊員の主な業務は、全国的に見ますと観光振興が52%というような表示したものもありましたし、また2つ目にしては農林水産業振興、また移住定住支援が多いと書かれておりましたけれども、町としてこの地域おこし隊員に対して期待と求めるものは何か改めて伺いたい。また、この採用に当たって人数の制限があるのか、今回は3名ですがけれども、例えば過去に喜茂別町あたりはもうちょっと人員を多く採用した経緯があったような受け止め方もあったものですから、その辺も含めて伺いしておきたいと思います。

○企画財政課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の持家住宅の関係ですがけれども、今年度の実績といたしましては6件です。そのうち新築が2件で中古が4件という内訳になっております。

それから、2点目の地域おこし協力隊につきましては、総務省の政策として人口減少ですとか高齢化等の進行が著しい地方において地域の外からの人材を積極的に誘致して、その定住定着を図って都市住民のニーズにも応えながら地域力の維持強化にも資する取組として平成21年度から始まったものでございまして、総務省のほうでは今の人数は隊員数が5,500人程度ということですがけれども、今後力を入れていって令和6年度には8,000人に増やすという目標を掲げているということでございます。また、隊員1人当たりに対する経費ですがけれども、特別交付税措置がありますが、今年度までは400万ということだったのですが、来年度は440万、さらに令和3年度にはまたさらに増やしていくという形になっておりますので、そういったこともありますので、本町としても積極的に活用していきたいというふうに考えております。来年度につきましては、魅力おこし協力隊ということで移住定住に関する活動や町の魅力の情報発信、あと町の魅力アップに向けた提案実践、あとは企画財政課のほうで行っております広報の作成に関する取材なども手がけていただきたいなというふうに思っている者が1名、それから農業おこし協力隊として町内での農業の技術や知識の習得、あとはワイン関係の業務に携わっていただきたいということで1名、それからまちづくり協力隊として教育委員会やNPO法人と協力してスポーツ活動の指導ですとか、そういったスポーツ関係のイベントの推進などにも携わっていただきたいということで1名で令和2年度は3名の採用を予定しておりますけれども、人数につきましてはとりあえず令和2年度は3名ということで考えておりますけれども、状況を見て増やしていくことも可能なのかなと。増やしていったらその人方が住んでもらえれば移住定住にもつながりますので、そういう観点で見ていきたいなというふうに考えております。

以上です。

〔「人数制限は」と言う人あり〕

○企画財政課長　採用の人数制限は、基本的にありません。

○加藤委員 理解しました。そこで、地域おこし協力隊員、言葉的にちょっとまずいかなと、どうなのかと思うのですけれども、目的は、この活用というのはやっぱり定住移住も含めてこの人たちを任用していきたいという部分もあるのかなというふうに受けておりますけれども、その中で任期終了後の支援体制を町としてどのように考えているのか、また任期中の兼業とか副業の支援という部分は町はどのように考えているのか。全国的にこの部分認めているところもあるし、まだそこまで至っていない自治体もあります。たしか40%ぐらい兼業、副業を承認している町もあったかのようにいろいろと見させていただいているところでありますけれども、その点につきまして壮瞥町として兼業、副業も含めて将来的に移住定住につなげていくような形での施策、例えば支援体制というのは考えられているかどうかお伺いしておきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、任期後におきましてのサポート体制ですけれども、こういった方が来て、3年間の任期の後にこういった活動で起業していけるのかということもありますので、その辺は年度ごとに見て行って任期後にこういったサポートができるかということも町のほうとして検討していきたいというふうに考えております。できるだけ住んでもらって壮瞥町で起業していただけるようなサポート体制を取っていければと考えております。また、兼業につきましては、会計年度任用職員ということで兼業の許可をすれば認められるということで考えております。

以上です。

○加藤委員 確認ですけれども、今兼業については理解しましたけれども、副業という部分に対してもどうなのでしょう。例えばアルバイトとか、そういった部分も含めて、それと今回地域おこし協力隊の起業支援補助金、100万円を上限としてそういう補助制度がありますけれども、今回見ますと100万減になっています。活用がなかったのかなという感じで受け止めているのですけれども、この辺の支援補助金もありますので、そういった活用もこういう地域おこし協力隊の皆さんには活用できるような支援体制も整えて、こういう制度がありますので、そういったものも活用させるような形でできる限り町内に定住を図るような対策を取っていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

兼業、副業についてですけれども、同じ意味といいますか、本来の業務、地域おこし協力隊として会計年度任用職員として当町で働いていただくに当たって、その仕事に差し支えない範囲であれば兼業、副業は許可をすれば認められるということでございますので、それは仕事の状況ですとか、その辺を踏まえて兼業の許可をしていくという形になると思います。

それから、補助金が100万円落ちているということで、こちらにつきましては任期が終了する年に起業するための準備資金として100万円補助することができますので、現隊員

が今年度で終わりということで 100 万円補助金を今年度予算には計上したのですけれども、来年度はそういった隊員がいませんので、仮に来年度 3 名が採用されて 3 年後起業するようになったときには 3 年後に予算は措置されるということになります。

以上です。

○菊地委員 定住促進・まちづくり推進事業の予算的には金額的には出てこないのですけれども、町長の執行方針の中でも移住定住等、また関係人口の拡大ということで進めていきたいということでありましたので、基本的に、申し訳ないのですけれども、関係人口のもともとの概念と今後の町の関係人口に対する取組をどうしていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

関係人口につきましては、定住人口とか交流人口ではなくて、それ以外の当町にどういった形でも結構ですので関係を持っていただけるという、そういった方のことを指しておりまして、関係人口を増やすための方策としましては、来年度はまずはプロモーション活動を首都圏で行うフェアとかに参加することによって壮瞥町を PR して、そういった方に興味を持っていただいて、関係人口だけではなくて交流人口ですとか移住定住の関係にもなるのですけれども、そういったところに力を入れていきたいと思っております、予算も増額しているところでございます。また、ほかの道内のまちでも例えばふるさと納税をしてくれた方を首都圏で集めて町の PR をするような活動も行っておりまして、継続してその町に興味を持っていただけるようなプロモーションといいますか、活動をして関係人口を増やしていけたらというふうに考えております。

以上です。

○菊地委員 まずは壮瞥町に興味を持ってもらって、関係を持ってもらう段階の興味を持ってもらうということなのかなというふうに思います。年を重ねるうちに今度はプロジェクトを立ち上げたりなんかして実際に関係をつくってもらう、そういう仕掛けをつくっていかなければなかなか関係人口というのは増えていかないのかなというふうに思うのです。都市のほうでも、札幌市あたりではふるさと応援隊ということで 10 月から市が道内の他市町村の地域活性化に協力する事業、ふるさと応援隊を始める。都市部に住みながら地方との交流を深める関係人口を拡大させることで双方の活性化につなげているということで、都市部のほうでも関係人口に向けて押し上げていく、そういう働きかけもしているみたいですので、そういう部分も壮瞥町として声をかけていくべきでないかなというふうに思います。また、国としても予算的にも都市の住民が地方に通う際の交通費補助や地方自治体が行う宿泊体験への支援などを計画しているということでもありますので、その部分も活用しながら進めていってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、そういったことをやっているまちもあると思いますので、その辺を参考にして関係人口を増やしていけたらと思いますし、そういった交流ですとか体験

プログラムを企画して都市部の住民を受け入れて増加につなげていけたらと思いますので、さらには先進地でどのような取組をしているかも研究して、どんどん増やしていけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○松本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、70、71 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、72、73 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、74、75 ページ。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、76、77 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、78、79 ページ。

○山本委員 介護予防通所委託事業の委託料とその下の介護予防家事援助事業委託料というのが金額が上がっているのですけれども、その理由と、あと具体的にこの2つというのは何かというのをお聞きしたかったのですが。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

お二つの事業についてのご質問だったと思います。まず、1つ目の介護予防通所委託事業でございますが、こちらのほう金額については前年度に比べて約160万ほど減しておりますので、お知らせしておきます。この中身につきましては、いわゆるショートステイというもので、高齢者が日中例えば入浴をしたい等、そういう場合に町のほうから委託している事業者の施設においてそういったサービスを受けていただくというような事業でございます。もう一つの事業が介護予防家事援助委託事業でございますが、こちらのほうが前年度より約130万ほど増になっているということでございますが、この事業内容といたしましては、一般的に言うホームヘルプ事業といったもので、高齢者世帯等で家事の支援が必要な方、ご自分でなかなかいろいろなことができないような方のご家庭に訪問して家事のサポートをするという事業でございます。これも民間の事業者に委託して行っているものでございます。この事業費の増加要因につきましては、人件費の部分で若干増している部分と、あと介護保険のほうの制度のほうで収入のほうが、こういった制度の部分が近年減ってきておりまして、その減収に対する補填という意味合いもございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○住民福祉課長 すみません。1点訂正させていただきます。

大変申し訳ございません。私今言葉の使い間違えでございました。介護予防通所委託事

業につきましてショートステイと申し上げました。失礼しました。これは、一般的に言う
デイサービスという事業でございます。おわびして訂正いたします。

○毛利委員 生活支援ハウス運営委託事業のところで運営委託料、これが前年度よりも下
がっているのですが、ほかの施設のところでも説明を聞いていますと燃料費、光熱費など
が上がっている中でここがちょっと減額されているのですが、運営には支障がないのでし
ょうか。それをちょっとお聞きいたします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今の委員の質問に対しまして生活支援ハウスの委託事業費の減額になっているというこ
とで、昨年より 36 万 5,000 円ほど減額になっているということでございますが、こちらの
ほうは民間事業者に委託して進めておりますが、主に費用的な減で大きなものが民間事業
者にご努力いただきまして人件費のほうの圧縮を大きくしていただいております。その部
分が大きく影響しまして事業費の減となっております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、80、81 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、82、83 ページ。

○佐藤委員 民生費です。ここで壮瞥町の実態を見ますと年々高齢化率が高まって、老人
福祉をはじめ心身障害者福祉費とか児童福祉費が年々多くの予算を計上しております。
来年度、2 年度の民生費は 4 億 9,436 万 2,000 円を計上しておりますし、これを比較する
と 388 万 7,000 円の増となります。しかし、この 2 年度の予算の中から 2 つの特別会計に
繰り出す金額は 8,851 万 2,000 円と計上しております。そして、この繰出金だけ見ても 860
万 2,000 円が増えているのです。総体的に 388 万 7,000 円の増になっているけれども、繰
出金だけで 860 万増えている。また、この中で注目しなければならないのは予算の中で心
身障害者福祉費という項目がありまして、その金額が 1 億 6,356 万 9,000 円。その 1 億
6,356 万 9,000 円の中から障害者自立支援給付等事業費で 1 億 4,862 万 4,000 円が支出計
上されております。この中で繰出金の差し引いた金額と比べてみると、この項目だけで
36%を占めているのです。そこで、担当の方にお聞きしたいのですけれども、壮瞥町の心
身障害者の皆さんの現状をどのように捉えているのか、これについて伺いたいと思います。

○松本委員長 これより休憩といたします。再開は 14 時 15 分といたします。

休憩 午後 2 時 01 分

再開 午後 2 時 15 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど後刻答弁となっております総務課長より答弁をいたさせます。

○総務課長 先ほど後刻答弁するとしておりましたジオパーク推進協議会の来年度の各市町の負担金額についてでございますが、壮瞥町は先ほど申し上げた 438 万 8,000 円、それから洞爺湖町が 470 万 9,000 円、伊達市が 508 万 6,000 円、豊浦町が 392 万 4,000 円で負担金の合計としては 1,810 万 7,000 円でございます。負担割合の算定については先ほどご説明をしたとおりでございます。

以上です。

○松本委員長 質疑を継続いたします。

○住民福祉課長 それでは、先ほどの佐藤委員のご質問に対してご答弁申し上げます。

お話のありました障害者の自立給付費の部分でございますが、こちらのほうは平成 25 年 4 月に制定されました障害者総合支援法に基づきまして、いわゆるノーマライゼーションの考え方に基づきまして障害のある方も一般の方と同じように地域社会で共生して安心して生活していけるためのこの法律にのっとって事業を行っているものでございます。ご指摘のとおり、給付費全体については近年 1 億 4,000 万強の計上となっております、平成 28 年あたりからは大体平準化してきておりますが、それ以前から比べると非常に上がってきているという状況になります。分析といたしましては、壮瞥町小さな町でありますけれども、障害者に対するサービスを提供する事業者が比較的多く、障害者の方がサービスを受けやすい状況にあるというようなこともありまして、こうした数字の伸びになってきているものと認識しております。また、つけ加えますと先ほど言いましたように、法律にのっとっての事業になりますので、この給付費の約 4 分の 1 について町負担ということで、4 分の 3 については国、道からの支援があるということで認識しております。

以上です。

○佐藤委員 壮瞥の現状について説明いただきまして理解はいたしますけれども、このような障害者の皆さんの福祉計画、これを壮瞥町は平成 29 年 1 月に策定しております。壮瞥町第 3 期障害者計画というのがありまして、平成 29 年から平成 33 年まで、すなわち令和 3 年度までの期間としているのです。そして、今年度は 4 年目ですか、そういう年に当たるのですけれども、この第 3 期計画いろいろと見せていただくと、お金がなくても職員の皆さんの努力によって予算計上はなくても取り組めるような事業もありますし、私素人どこまで第 3 期計画に示されたものが進んでいるかということを理解していないので、こんなことを言って申し訳ありませんけれども、この 2 年度福祉障害者計画、これをどの部分に取り組む考えでいるのか。急に言って回答は難しいかもしれませんが、第 3 期障害者計画が令和 3 年度で一応終了するのです。ですから、どの程度進んでいるという評価をして、そして 2 年度はどこに重点を置いて取り組む考えか、もしもお考えがあればお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、次年度は計画の 4 年目ということになりますが、法律のほうで示されている中で地域活動、地域生活支援、障害者の自立といった部分について非常に国のほ

うも力を入れているということになりまして、壮瞥町の状況でございますと民間事業者による地域活動支援センターの運営ということで、例えばそこで障害者の方が作業体験をするとか、その中でいろいろなものをつくって販売する、障害者の方が独り引き籠もらないように、あるいは交流の場ができる事業、あるいはもう一つは相談支援事業ということで、これも民間事業者で展開していただいておりますが、相談事業、それから地域移行、地域定着ということで障害者の方が自立していける、お手伝いをしているという事業がございます。こちらのほうが来年度重点というわけではありませんが、ここ近年そういった部分に重点的にやってきておりますので、次年度以降もその動きを継承いたしまして、次期の計画についてはこれらの動きをいろいろと検証いたしまして、その課題等の解決に向けて新しい計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、84、85 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、86、87 ページ。

○森委員 私は、児童措置費、保育及び子育て環境整備事業の関係でお聞きします。

令和元年度におきましては、臨時職員がたしかやりくりが非常に難しい時期があったかと思うのですが、その辺新年度に向けては会計年度任用職員の関係ということで、この数字が私がつかまえていたのと若干は違うのですけれども、前の説明を見ますと総額で会計年度任用職員の関係が274万6,000円増えているということで予算は確保されていると思うのですが、人員の確保の見込みについてお伺いします。

○住民福祉課長 それでは、森委員のご質問にご答弁いたします。

保育所の人員確保に向けましては、近年大変苦慮しているところでございまして、各委員の皆さんにもご心配をいただいているところでございますが、現在人員体制につきましては、新たな人員の確保に向けて募集を継続して展開しておりますが、次年度においても今年度と同じ人員体制の確保までしかできていないという状況でございまして、引き続き必要な保育士の確保に向けて継続して努力を続けていきたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員 今答弁いただいたのを聞いていますと確保はなかなか難しいというようなことだと思うのですけれども、2年度の保育所で預かる子供、現段階では何名くらいいらっしゃるか、また予算書を見ると管外入所負担金というのも組んでおりますけれども、町内から現段階で管外に、これは幼稚園だと思うのですけれども、行くような方が何名くらいいらっしゃるかについて、もしも掌握していればお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、滝之町保育所の次年度の応募に対して募集がありました人数につきましては現在

43 人ということになっておりまして、近年ほぼ同じぐらいの人数の状況となっております。それから、管外の保育所に通われるお子さんについては、まだ正確な数字の把握は最終段階できておりませんが、おおよそ 3 名から 4 名ぐらいのお子さんが管外の保育所に通うことになるかと思います。

以上です。

○佐藤委員 応募状況と理解しますけれども、今予定している 43 名の皆さん全員を受け入れる体制ができていると理解してよろしいのでしょうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

応募がありました人数が 45 人ということでございまして、実態といたしましては 3 名のお子さんをお断りせざるを得なかったという状況でございます。こちらにつきましては、道の基準のほうで受入れする子供の人数と、それからそれに当たる保育士数というのが基準で決められておりまして、現在の体制で受け入れられる限界というのが 43 名という状況で、残念ながらお三方のお子さんをお断りしたという状況になっております。

以上です。

○佐藤委員 それで、お断りした方、この方は区域外といいますか、町外のほうに行くとか、そんなことを考えている方なのでしょうか。やはり私は町内で受け入れるような体制を、これで何百人といえる中ではそんなに問題ないと思いますけれども、43 名しか受け入れられないということの体制は早急に改めて、町民の皆さんが希望する子供さんは壮瞥町が責任持って保育業務に当たりますよというような姿勢を示すためにも、もう少し改良していかなければならないのではないかなと思いますけれども、これを受け入れるためには 43 名が現状では、それしか受け入れられないというけれども、例えば保育士が増えれば、採用ができれば 43 名以上、今 3 名ほど断ったということをお断りしておりますけれども、その方も保育できるのでしょうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

先ほどお断りをせざるを得なかったお三方については、お二人が 1 歳児ということで、こちらのほうは今現在保育所、ここの 1 歳児に 1 人しかつけられないという状況ですので、この基準が 6 名ということで、その応募 8 人あったということでお二人をお断りしたという状況です。もう一名につきましては 5 歳児であります、比較的集団保育になかなかなじめないという特徴を持ったお子さんでありましたので、そこに対しては 1 名の保育士をつけなければならないという状況もございまして、端的に言えば 2 人の保育士資格を持った方が入ればこの 3 名をお受けできるということにはなりますが、近年非常に難しい問題も出てきております。例えばお子さんのアレルギーの問題、こういう場合はお屋に 1 人ずつアレルギーのお子さんにつかなければならないとか、あるいは先ほど申し上げたような集団生活になじめないようなお子さんも散見されますので、そういった子たちの対応なども含めると、今のところ明確に数上は 2 人の保育士がつけば受け入れられるということにはなりますが、そういった難しい事情もあるということをご理解いただきたいと思います。

ます。

冒頭のご質問のほうにありましたお断りしたお子さんの状況でございますが、先ほど言いました1歳児のお二人につきましては、お一人は隣町の保育所に決まったという話は聞いております。もう一人は最終確認はしておりませんが、民間事業所でやっております地域貢献の保育施設などもありますので、そういうところをご紹介してお勧めをしたりしております。また、先ほど申し上げました5歳児の1名につきましては、今のところ最終的な確認は済んでおりません。

以上です。

○長内議長 私も保育及び子育て環境整備事業、いわゆる認定こども園に関わって確認も含めてお伺いしたいのですが、現段階で保育士の数、入所予定、希望の数は聞きました。分かりましたけれども、保育士の数というのは現段階で何名あるのかどうかお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

令和2年度の体制につきましては、正職員の保育士が7名ということで、これは所長を含めてということになりますので、所長は基本は全体を総括し、保育には入らないということです。実質的には正職員の保育士6名で全てのクラスを対応していくということになります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○住民福祉課長 そのほかに臨時といいますか、いわゆる会計年度任用職員の保育士でございますが、この保育士につきましては今のところ2名体制で行うこととなっております。

続きまして、保育補助につきましては、次年度につきましては……ちょっと一旦暫時。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 さらに、保育士の有資格を持った保育補助の方が2名、それから資格を持たない保育補助の方が5名という体制になります。

以上です。

○長内議長 分かりました。所長を外して、統括ということですから、実際現場で保育士の業務に当たられる方が有資格者が10名の資格のない方が、サポートなのでしょうか、5名ということで15名ということなのですが、私も保育に関する法令というのは十分理解していないところもあるものですから、その上で素人的な発想で大変恐縮なのですが、認定こども園になって幅広く子育て環境を整える、施設の整備も含めて整備されて現在に至っていると。都市部においては待機児童が非常に問題になっていて待機児童解消と

というのが叫ばれておりましたし、逆に郡部、地方においては保育所に預けるスペース的にはむしろ逆で、そういう面では待機児童と逆の形で十分に機能を発揮できないというか、受け皿としては整備されているのだけれども、子供の数が少なくてというような部分がよく言われていたのですが、当町も確かに以前に比べると2歳以上の保育からゼロ歳児保育という部分も取り入れて、また開所時間から預かり保育も含めた閉所時間までの時間が長くなって、そういう面でのシフトですとかいろんな面で保育士の不足という部分があるのかなとは理解はできるのですが、ただ43人、45人の人数の中において10人の保育士と、サポートも入れてですけれども、10人の保育士がいるという現状の中で、それでおかつ保育士が不足しているという部分が、それはゼロ歳児とかいろいろあるというのは理解できるのですが、この割合でいうと都市部はもっと大変な話なので、この辺がどうも理解しづらいところがちょっとあるのですけれども、この辺というのはまだ改善の余地というのは考えられないのかどうか。確かに適応障害ですとか、アレルギーの問題ですとか、従来よりそういう部分はいろんな子供さんの状況も複雑になってきているのは理解できるのですが、それにしても全体の園児の数に比べて保育士が割と非常に高い中であって、なおかつまだ保育士不足という部分が都市部と比較してなかなか理解しづらいところがあるのですけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

保育士の数と子供の数ということでございますが、現状を申し上げますと何歳児というバランス的なものは非常にアンバランスになってきているという状況はあります。3歳児、4歳児、5歳児であれば、まだまだ1人の保育士で受け持てる人数というのが、例えば3歳児であれば20名、4歳児であれば30名というボリュームになってきますので、そういう余裕はあるのですけれども、そこに対する応募が少ないといえますか、子供が少ないという状況になっています。ただし、そのクラスには当然1人の正職員の保育士を配置しなければならないと。逆に2歳以下のお子さんの場合は、施設の大きさも限られているのですけれども、当然1人の保育士で見れる数というのが小さくなります。例えばゼロ歳児でしたら3人まで、1歳児でしたら6人までというような形になっています。今現在この2年ほど保育の入所をお断りしているという状況は2歳以下のお子さんのほうでお断りしている例が見えていると、こういうアンバランスになっている状況というのがあります。それから、もう一つ、シフトとか難しい問題がありますのは、土曜日に保育所を開園しておりますので、その職員の皆さんの週休を確保するためにウィークデーの中でうまくシフトを組んでいかなければならないとか、あるいは11時間保育をやっておりますので、朝の7時半から夜の6時半まで受け入れていると。ということは朝番と遅番という勤務体系もあったり、そういう中で非常に現場でシフトについては苦勞して展開しているということもありまして、先ほどおっしゃったような人数の状況から見ればまだまだ受け入れられるのではないかという話もありますけれども、そういった事情で今現在の限界の状況といえますか、受入れの状況になっているということをご理解いただければと思います。

○長内議長 基準からいったらなかなかクリアするのが厳しいというのは理解できなくもないわけなのですが、せっかくのああいいうハードの面で施設も充実した中、また町長の執行方針にもありますけれども、子育てに力を入れていく、もしくは子ども・子育て支援条例も整備されていくと、子育て環境を整備していくのだという中であって恒常的に要するに待機児童が生まれているような状況という部分が非常にある面で残念だなという感じがするわけなのですが、それは全国的に保育士不足ということも言われますし、その待遇改善という部分も叫ばれている中ではあるのですが、待遇の部分も確かにそれは分かるのですが、いろんな部分での改善という部分が検討されていかなければなかなかこれ解決しづらい難しい問題なのかなという感じもするわけなのですが、特に壮瞥の場合、壮瞥町に住んでいてほかのまちの保育所のお世話になると、いわゆる管外保育が3名から4名ということなのですが、これは逆も当然、例えば伊達なら伊達にお住まいの方が壮瞥に例えば職場があって、仕事があって、壮瞥の保育所、認定こども園に預けたいというような反対のニーズも当然あるわけで、その部分もなかなか厳しいのだろうなという感じがするものですから、これは何とか改善できる道を探って、ぜひ研究強めていただく必要があるのかなと思っていますが、その辺のお考え、これからの進め方について改善点があるとすればこういう点はあるかもしれないというような部分でも結構ですが、お聞かせいただければと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

近年同じような状況で保育士の確保というのは非常に苦労しているところでございますが、この確保につきましては引き続き努力していくとともに、募集の仕方についても今まで工夫が足りなかった点もありますので、今各種方面いろいろ調査しながら新しい募集の形がないかの、こういったものを検討しながら、なるべく待機のお子さんが生じないような保育体制に持っていきたいと考えております。

以上であります。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、88、89 ページ。

○森委員 これは前のページからも続くのですが、保育及び子育て環境整備事業の中の今年新規で子育てのための施設等利用給付負担金で126万計上されていまして、そして管外入所負担金が125万4,000円ということでこれは大体110万ぐらい落ちているのですが、その負担金というか、今回新規にできた給付負担金の内容についてお知らせ願いたいと思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ご質問のありました子育てのための施設利用等給付負担金でございますが、こちらのほうは国のほうの制度で、昨年 10 月からいわゆる保育所の無償化という制度がスタートいたしまして、その議論の中で認可外の保育所ですとか認可外のお子さんを預かる施設、こういったものも対象にすべきだという、そういう論点からこの制度ができて、これにつきましては近隣にある、町内にも 1 件ありますが、認可外の保育施設、町内、町外の認可外保育施設にお子さんをお預けになるお子さんに対して、その利用料の一部を負担するという制度の計上でございます。

以上です。

○森委員 ということは例えば病院等の院内保育所ですとかということだと思うのです。それで、それと連動して管外入所負担金も場合によっては減っているということもあるのでしょうか。その辺について。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

管外入所のほうにつきましては、ある程度調査をしまして、管外のいわゆる一般的な保育所、幼稚園に通う方の人数を調べまして計上しているものでございまして、この認可外の施設と必ずしもリンクしているということでもなく、認可外の施設に何人か行ったから、いわゆる一般の管外の保育所や幼稚園に通う方が減っているという、そういう分けの部分ではなくて、それぞれ一般の管外の保育所、幼稚園を望まれる方、あるいは認可外の児童施設を選ばれる方というのがありまして、そういうものを調査いたしましての計上でございます。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、90、91 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、92、93 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、94、95 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、96、97 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、98、99 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、100、101 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、102、103 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、104、105 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、106、107 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、108、109 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 110、111 ページ。

○真鍋委員 堆肥センター運営事業の中で前年度まで見ていなかった販売手数料の件で今年度同僚議員から意見がありまして、この堆肥センター運営事業費の中で袋詰め堆肥の販売委託料を 50 万円見ているということだと思うのですが、販売品の売上げ収入がない中での販売手数料を堆肥センター運営事業で見るとするのはどうなのでしょう。

○産業振興課長 答弁いたします。

販売手数料は、袋堆肥を契約している小売店さんに販売してもらった売上げの数量に応じて発生する手数料になっておりますけれども、予算では令和 2 年度の袋物の堆肥の売上げを 420 万円という金額で見込んでおりまして、それに合わせた形で予算計上しております。

以上です。

○真鍋委員 製品の売上げ代金が堆肥センター運営事業の中では入りませんよね、堆肥センターの中には、リサイクルシステムの中には。結局雑収入でしたっけ、項目、高校の生産物の販売代金と、それから堆肥の売上げと入るのは。堆肥センターの運営には直接、運営というか、リサイクルシステムには売上げは入らないということで、ただ私の考え方が間違っているのかなと思いますけれども、この販売委託料というのが堆肥センター運営事業の中で見られるというのは何かちょっと変ではないかという質問ですけれども。

○産業振興課長 お答えいたします。

一応この予算書上は堆肥センター運営事業という項目の中に袋詰め堆肥販売委託料ということで、歳出ということで役場がお店屋さんに払う、歳出する項目として計上されてここに入っていて、イコールおっしゃるとおり堆肥センターの経営そのものには関係はないかもしれないのですが、堆肥の製造、販売に関わる一連の事業ということで捉えていただいて、ここに入れていただ……従来から入っていたものではないのかなという考えでございます。

○副町長 多少僕も頭を整理するためにも説明させてください。

多分委員言われているのはリサイクルシステムに対する委託料は 2,184 万 2,000 円、これはこの事業全体を役場の事業なので、役場総体で一つの 3 番、堆肥センター運営事業として捉えていまして、その中で施設に委託する、いわゆるリサイクルシステムに出すお金は 2,184 万 2,000 円だということをまず理解していただきたいのと、それから我々は堆肥

の販売を例えば道の駅サムズですとかゆーあいの家ですか、そういうところをお願いしてやっていますので、その委託料は袋詰め堆肥の販売委託料として売り上げた分の幾らかという決まりがあるので、その分の委託手数料を前は相殺していたから予算に出ていなかったのですけれども、それはいけませんよということなので、歳入と歳出をちゃんと合わせるようにしましょうという考えの下、この 50 万円を計上したと。それから、手数料の 24 万 7,000 円については、これは堆肥を役場として分析しなければいけないということで、この分析手数料を役場で見ていると。それから、保険料については、これは生産物賠償責任保険というのをやらなければならないので、そういうものでつけていると。そういうものをトータルして役場として全体として執行する金がこういう予算計上だというふうにご理解していただければと思います。すみません。

○松本委員長 これより休憩といたします。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 59 分

再開 午後 3 時 10 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続します。110 ページ、111 ページ。

○山本委員 6 番の農業研修シェアハウス運営事業ということで前年から特にそんなに変化はないのですが、現時点での利用状況等を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○産業振興課長 壮瞥町農業研修シェアハウスの利用状況に関してご報告いたします。

本施設は、平成 30 年 4 月から運営されておりますけれども、昨年 4 月時点で 5 部屋あるうち 3 部屋に入居されていまして。そのうち 1 部屋は 2 名で入っていましたので、利用者は 4 名というところでした。その後 2 名で入っていらっしゃる方が 6 月に退出されまして、7 月から 11 月までは 3 名の方がそれぞれ 1 部屋ずつ使っておりました。12 月からまた新たに 1 名入居されまして、その後現在までに 4 名 4 室埋まっている状況です。この 4 名の方は、それぞれ町内の農家で雇用就農なり雇用前研修をされている方となっております。

以上です。

○山本委員 シェアハウスを無事に退去した、出ていった方、2 年でしたっけ、2 年たった後に出ていった方は、何か一般質問のときに聞いたときには就職された方が 2 名いて、ほかの人はそのままほかのまちに行ってしまったと聞いたのですけれども、ここを終わった人で自分で就業した人とかどこかにそのまま社員になって勤めているよという人、そういう状況をちょっと知りたかったのですけれども。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今年の 6 月に退室された 2 名の方は、ご夫婦なのでございますけれども、町内の住宅に引っ越されまして、町内の農業法人で、同じところで就労されております。あと、過去にはシェアハウスを出た後町外に転出されて、その後どうなったかというところまでは把握されてい

ないという方もいらっしゃいます。

以上です。

○山本委員 町内から町外に行かれた方の、せっかく壮瞥に来てくれてシェアハウス利用してもらって、最初は多分壮瞥でと思っていたと思うのですけれども、壮瞥でやらなかった理由とかまで把握していたりするのかなというのと、そして何でここだったら駄目だったのかというその理由がすごく大事な気がするのです。そして、その駄目だった理由を改善していくような仕組みにしていけないと、壮瞥でだめだった、ではさようならと終わるのは何かちょっともったいないような気がするのですが、その辺どう考えるか。

○産業振興課長 シェアハウスを利用した方で町内に残らないでほかのまちに行ってしまったという方に関しまして、今手元の資料では平成 30 年度に、4 月に入った方、できたらすぐ入った方です、その方が 7 月には、道内なのですが、ほかのまちに退居されています。それと、同じく平成 30 年度に、8 月に入居された方が、東京出身の方なのですが、1 か月でまた東京に戻っているというような記録が残ってしまっていて、1 か月ぐらいで出てしまった方に関しましてはもともとどうなのかなという部分もありますし、その前の最初に 4 か月だけ入居されている方 2 人いらっしゃいますけれども、こちらの方は雇用就農で 4 か月ほど町内の農業法人の方にお世話になっていたようですけれども、その方がどういう理由で辞めたというところまではちょっと把握し切れていませんので、出てしまっているものですから、なかなか話を聞く機会もないということで、これからそういうことがあったらなるべく後につながるような形で、記録に残せるような形にしていきたいと思います。

以上です。

○加藤委員 先ほどお話にありました堆肥センターの運営事業の中で資料を見させていただいた中で、予算書で、畜ふんの運搬費が 70 万 7,000 円減額になっております。これは、単純に例えばダンプ車を大きくしたとか、そういう部分での対応なのか、その内容についてまず伺いしておきたいと思います。

○産業振興課長 ただいまの畜ふんの運搬作業の減額の理由といたしますか、減額になった内訳は、今年度、令和元年度に運搬料 1,700 トンの経費を 176 万 3,000 円計上しておりました、予算で。しかしながら、その実績を勘案しまして来年度は運搬料を 1,000 トンに量を減らしまして、それに応じて経費も 105 万 6,000 円に落としたというところでございます。

以上です。

○加藤委員 分かりました。例えば 1 つ、畜ふん運搬で地元の対応というのは将来的にどのように考えているのか。事業者さんとの何か話合いで畜ふんを入れてもらうような対応をこれからも必要となってくるのではないかと考えておまして、またその中で 1,700 トンから 1,000 トンに下がった、実績がすごく下がっていますけれども、生産に影響はないのか。逆に言えば少し生産を多くして、できる限り販売を強めて販売金額を増加させると

というような考え方もあるのではないかと思いますけれども、実際計上 1,700 トンが実績で 1,000 トンになったから少なくしたというよりは前向きに考えて販売実績を増やしていく、そういう考え方は必要ではないかと思うのですけれども、もしできれば社長である副町長、答弁をお願いしたいと思います。

○副町長 よく過去からも指摘されていることだと思っていまして、私がここに来て就任してからまず基本的に家畜というか、地元の畜ふんの活用については、地元で畜産振興団体がありますから、そこら辺の方々がまず畜産振興としてどのように今後畜産を使用し、ここは黒毛和牛が主体になりますけれども、そういうものをどういう計画を持っていくかということと、それからこういった畜ふんをどう処理していくか、畜産生産体制全体をまずいろいろ考えていかなければならないなということがありまして、実は近々そういうお話し合いをする予定でございます。議員の先生皆様から町営牧野の活用についてもよくご指摘されているのですけれども、なかなか議論が進まないねというふうに言われるのですけれども、やっぱりそういうことを町政全体を捉まえた中で堆肥センターの扱いとか町営牧野の扱いというのをきちんと議論していきたいなと思っていまして、今までこういうことがされていたのかなというのを私が見る限りあまりされていないようなので、そういった農業振興の観点というものをきちっと捉まえて、やっぱり畜産も我が町の大事な農業なので、そこをどう考えていくかということをもっとやりながら畜ふんの扱い、町内の循環利用という体系をどうできるかということをもっと議論していきたいというのが 1 つあります。

それから、確かにおっしゃるとおり、売上を考えると堆肥の製造を増やして販売努力をいっぱいすればいいというふうに単純には思うのですけれども、今の会社の体制を客観的に見させていただきますと、どんどん生産をしてどんどん販売をしてという、そういう体制にもなっていませんので、やっぱり堆肥の利用するほうももうちょっと力を入れて土づくりという観点を、ベーシックな手法ですけれども、タマネギの生産とかブロッコリーの生産が増えてきますので、当然地力の維持というのは大事になりますから、そういったものと相まって生産体制も徐々に活発化できればなと思っていまして、運営面、それから畜産振興、農業振興、そういった観点から、公共牧場も含めて実は一緒に堆肥センターの運営も今考えているというところでございます。あまり明確な答えにはなりませんけれども、私なりに相当悩みながら地域の方々がこの先活用できる施設、それから農業に使える状態をつくっていききたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員 ただいまお話しいただいたのですけれども、1,700 トンの堆肥を今まで搬入して 2 年度は 1,000 トン、700 トン減になります。700 トン減による生産量はどの程度減になるのか。金額ではなくて生産量です、堆肥の。それについて伺いたいと思います。

○産業振興課長 ただいまの佐藤議員のご質問で畜ふん 1,700 トンが 1,000 トンになるとできる堆肥はどれくらい減るのですかというご質問かと思うのですけれども、実を申しますとこれは今年度の予算案 1,700 トンに対して令和 2 年度は 1,000 トンで計上していますというところでありまして、例えばこれは今年の実績がまだ出ていないので、30 年度の実

績で申し上げますと、畜ふんを1,200トン余り運搬しております、実績として。予算は1,700トンだったと思うのですけれども、畜ふん以外にも、ほかにも生ごみですとか汚泥ですとか副資材等々全部合計しますと、30年度、1,625トン余りの資材が堆肥センターで堆肥の原料として使われた中で30年度に出来上がった堆肥の量は、一応これは1,300トンという生産計画の下でつくられておりました。なので、もともとの計画値が過大だったという部分もあるのかもしれませんが、生産量の減少にはつながらないかなというふうに考えております。

以上です。

○副町長 今ちょっと分かりにくかったと思うのですけれども、予算ベースで比較すると1,700から1,000という大きな減額にはなりますけれども、実績ベースで見ると先ほど数字1,200で1,000なので、200トンぐらいは落ちますけれども、実は売れないで、在庫というのですか、在庫もあるので、そういったもののバランスで、資材置場の量もございますので、そういったことを考えながら、ただ販売量についてはほぼ前年並みを基本的に考えてございますので、特に大きく生産量が落ちるということにはならないということで予算計上しているというふうにご理解していただければと思います。

○森委員 私は、経営所得安定対策直接支払推進事業の関係と産地パワーアップ事業の関係についてお聞きします。

まず、4番の経営所得安定対策直接支払推進事業、これ昨年というか、令和元年度では補助金だけの計上だったのですけれども、2年度、新年度においては人件費を見ておられると。この業務の内容、採られる方の事務の内容とこの事務に当たられる方の経歴といえますか、専門性の部分についてまずお聞きしたいと思います。

それと、産地パワーアップ事業については、これ補助が100%の事業ということで非常に有利な事業ではあるのですけれども、今後もこの事業の継続の見通しという部分についてお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご質問2点ございまして、まず経営所得安定対策直接支払推進事業の関係なのですけれども、この事業の内容は、そのとおりなのですけれども、経営所得安定対策等の営農計画書や水田フル活用ビジョンの作成に当たって高齢化、労働力不足による高級菜豆の減少や農地所有適格法人を中心としたブロッコリー、タマネギの生産が加速するなど畑作や野菜作での生産環境が変化してきているという中で次年度から作付時期からこの経営所得安定対策の申請というのを受けなければならないのですけれども、その事務を執行するために、今までは再生協議会を経由しまして農協さんのほうで事務の方の人件費の補助として63万円ほど例年計上していたのを今回今年度12月に補正させていただいて、町でも来年度に申請時期に向けた事務の準備をするための臨時職員を今採用してお手伝いしていただいているところなのですが、継続してといいますか、令和2年度以降もそういった事務が継続してありますので、それに当たっていただく会計年度任用職員を採用させていただくというところで、どなたとかそういう部分ではまだ決まってはおりません

が、そういうことで人件費として充てていきたいというふうに考えております。

それから、産地パワーアップ事業に関しましては、これは今年度と来年度と元年から2年にかけて2か年にわたって町内の農業団体さん、2つの団体さんがブロッコリーの栽培機械の導入をするという部分で、予算にあるのは来年度の方で、これはスプレーヤーと言われる防除機、それを導入するための2分の1の補助になります。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 これはこれで継続なのです。でやる予定です。

以上です。

○森委員 まず、経営所得安定対策直接支払推進事業ですけれども、これ壮瞥町農業再生協議会よりとうや湖農協へ事務委託と、昨年も63万の補助金の計上しています。このほかに町が直営でやる整理をさらにやるよと。だから、ダブルでやるという考え方でよろしいのですか。

○産業振興課長 経営所得安定の人件費に関しまして従来の農協さんに行っていた部分と来年度から、今もありますけれども、町で事務に当たる方と2名体制というところで今予定しております。ただ、やる中身は当然違う中身になります。

以上です。

○副町長 再生協議会で今まで委託というか、農協に出している部分と今回町で活用している部分というのは、基本的に経営所得安定対策という国の事業の枠組みの中ではやらせていただきますけれども、農協さんは農協さんというその範疇の中で経営所得安定対策を地方農政局に進めるための事務をまずやると思うのです。その部分で活用させていただきます。それから、今年度も途中から使わさせていただきますけれども、壮瞥町で新たに要求している部分については、実は政策的な考え方がございまして、壮瞥町は今作付体系とか、タマネギが入ってきたり、それからブロッコリーが増えてきたり、いろいろ品目が増えてきていますので、そういったものを今後の営農体制のためにきちっとデータ整理をして、それを産地交付金とかそういうものに町としての支援策とか産地交付金という転作奨励金のちょっと進んだやつがありまして、その交付体系だとかそういう条件を見直していくためにいろいろこれから見込まれる生産のあり方をデータ整理しようということで新たに活用させていただくと。もっと言うと生産の現場にも本当は入っていけるような人材が欲しいのですけれども、なかなかいらっしゃらないので、事務的な活用にとどまっていますけれども、それでも今いる職員がそういうデータを打ち込んだりする手間をこういう新たに雇うことによって違う部分の政策的な動きに活用できるということもありまして、経営所得安定対策という国の事業を効果的に活用させていただいてこういう仕組みをつくったということで理解していただければと思います。

○森委員 経営所得のほうはおおむね理解いたしました。産地パワーアップ事業、多分最終的な答弁が足りなかったような気がするのですけれども、この事業、元年度も2年度もやることになると思うのですけれども、今後の見通しというか、例えばこういう似たような

事業は今後も継続できるかという部分ですけれども、その辺の見通しです。

○松本委員長 新たな対象としてという意味ですよね。新たな、ブロッコリーでなくても次の品目でということだと思います。

○副町長 すみません。私から答えさせていただきます。

産地パワーアップ事業、もしかしたら国の予算の名前は変わる、2年度というか、今後変わる可能性はあるのですけれども、こういった体制の、これ多分TPP対策とかで、畜産のほうは畜産クラスター、それから耕種のほうは産地パワーアップということで何かしらの事業制度は続いていくと思われます。私国の予算担当していないので、ちょっとそこは国の判断なのですけれども、続いていくと思います。そのときに、今はうちの町は限られた人が対象になっていますけれども、産地パワーアップ計画というものが所得を10%上げるのだとか省力化10%するのだとかいろいろ要件はあるのですけれども、こういった要件にうまくまとまっていくような単位で条件に合えばそれぞれが求める経営体の中で活用は可能だという事業でございます。ただ、それぞれの要件がございますので、1個1個の審査ということになろうかと思えますけれども、活用は十分可能だし、それを仕立てていくのがやっぱり役場なり農協の役割だと思っていますので、農家の方から相談があればそういう形で活用できるような支援をしてまいりたいなと思っています。

○長内議長 2点お伺いしたいと思うのですが、1点目は先ほども議論されておりました経営所得安定対策直接支払推進事業に関わってなのですけれども、非常に作物によっては交付金という形で経営所得、要するに品代では補えない部分を国の交付金として充てていくという部分が近年非常に大きくなってきて、今後も海外の農産物が相当程度入ってくる時代になって、その部分の位置づけは非常に高くなってくるのだらうと思っています。ただ、全国的な傾向で、特に各市町村とも限られた人材の中で町の行政を運営していくという部分の中で、なかなか農業の分野にそういう人材を配置することが難しい、また専門性を高めていくことがなかなか困難だというような状況が見受けられるという部分も報道等でお聞きするわけですが、ある意味、今副町長の答弁の中にもありましたけれども、地域の要するに農業振興なら農業振興も含めて、より早くそういう情報をキャッチして農業経営の安定につなげていくかという部分が非常に重要になってくるのだらうと思っています。その中で、今会計年度任用職員、いわゆる臨時職員の専門性ということもこれは本当に重要になってくる、一事務をやるだけでとどまっていたら本当どうなのかなという思いもありますし、同時に職員の専門性という部分をどう高めていくかということも非常に重要になってくるのかなと。いわゆるその部分においての人材育成の在り方を今後どのように考えていくのかなという点をお伺いしたいのが1つと、それから委員長にはお願いなのですが、農業研修シェアハウス運営事業に関わってなのですが、前のページの新規就農支援対策事業という部分も関連がありますので、担い手対策という部分の中で質問したいと思っていますけれども、先般行われた松本議員の一般質問の中でも触れられておりましたが、一番大きな課題は担い手対策を一つの大きな農業の振興上の課題だという

お話があって、町長の執行方針の中にも壮瞥町の担い手育成センターの機能強化という部分が触れておりましたし、一般質問のやりとりの中でもその部分が出ておりました。具体的にどのように今年度から進めていこうと考えられているのか、その点お伺いしておきたいと思います。

○産業振興課長 答えられる範囲でお答えさせていただきます。

経安に係る職員のスキルアップの部分に関しましては、後ほど理事者のほうからお願いしたいと思います。

それと、担い手の今年度の取組といたしましては、昨日の本会議の中でもお話がありましたように、担い手センターの強化というところで農業大学校へのキャリアサポートへの出展ですとか、そういったようなことも予定はしておりますし、担い手センター自体の構成メンバーに関しましては一度見直して、高校の先生ですとかそういった専門性の高い方々も参加していただいて、なおかつその中でスマート農業なんかに取り組めたらなというところで令和2年度の計画をしているところです。

以上です。

○副町長 すみません。ちょっと補足させていただきます。

まず、人材の育成というご質問があったかなと思います。それで、私も副町長に就任させていただいて今年初めて今職員の人事とかもやっているのですけれども、その中で職員の人事についてもある一定の考え方を持ってやらなければいけないのかなと感じていまして、それは例を申し上げますと、やっぱり建築だとか農業だとか保育だとか保健だとか専門性のある職員というのもきちっと計画的に育成していかなければならない。ただ、その人がずっとその場所で同じ仕事だけをやらせるわけにもいかない。一旦どこか違う、例えば財政を覚えていただくとか、そういう仕組みをつくりながら、ただ変わるためには後任の人事もなければだめだと思うので、そういった補充を、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、そういうことをして専門性のある人材を見出していくと。農業の場合は、僕なんかもただの事務屋が農業の職になったようなものなので、やればできると思うのですけれども、そういったふうに専門性のある職員を育てる。それから、これからの時代は定年延長とかもありますので、いわゆる再任用の職員ですとかちょっと年齢の上がった職員、こういった方々の役割だとかを役場の中できちっとつくっていくとか入ったばかりの若手をどう育てていくのか、そういったことを体系立てて、数年かけて形をつくっていききたいなというのを1つ考えていまして、今年は端的に、来年なのですけれども、道のほうに人事交流という形で職員を送り込んで、今まで我が町では農政部には行っていないので、農業のほうをきちっとやってきてもらおうかなと、人づくりも含めて、そういう形で人事交流をさせていただくと。こっちにも道の農政部の職員に来ていただいて即戦力として活躍していただくと、そういう体系をまずつくっていききたいなと。手っ取り早い補強政策かもしれませんが、そういう形でやらさせていただくと。人材育成については、長期のスパンになるかもしれませんが、先ほど言ったような感じで育てていきたいと。

それから、会計年度任用職員もできれば私が 20 年前にいたときに普及職員だった人がサポート役として、フルタイムではないですけども、一緒に活動してくれて、いろんな面で農家のところに入っていただいて、いい仕事ができただのかなと思っていますので、できればそういう職員を探してきて、年度更新にはなるかもしれませんが、できる限り手伝っていただけるような体制をとれたらなというのは今考えてございます。ただ、これから募集するので、ちょっと私もなかなか体が空かなくて相談にも行けないのですけれども、そういう形で人材育成だとか体制整備も図っていきなというふうに、まだ希望ですけれども、相手方の都合もあるので、いろいろ相談しながら探してやっていきなと思っていますけれども、そういうことを 1 つ考えています。

それから、担い手センターの強化というか、仕事なのですけれども、これ松本議員の一般質問でもお答えしたと思うのですけれども、体制整備は体制整備として指導農業士とか法人とかきちっと、それから壮警高校も入った形で、いわゆるオール壮警町の中で人を育て上げていこうという体制をつくれればいいなと思って再編整備という言葉を使っていますけれども、やることとしましては、この間も触れましたけれども、よその町では体系的な研修が、相談されて、入ってきて、育て上げて、育てる過程の中でも道とかでやっている研修を効果的に活用して育成していくと、キャリアアップを図っていくということがされているので、そういう仕組みをここの町にも導入して、道内で新規就農しようとする方が壮警町に来たら風光明媚なところだし、割と都会にも近いし、雪も少ないし、インターネットも通っているし、町の人はいいい感じで受け入れてくれるしと、そういうのが一番我々が全国、全道規模で担い手の就農フェアとかに出た中でやっぱり比べられるのです。比べられて勝つような、小さい町ですけれども、そういう勝てるような、就農の相談から育て上げて、最後は自分で経営できれば一番いいのですけれども、そういう形になれるような新規就農者の育成体制というか、担い手確保対策を進めていきなと、そんなふうに考えてございます。

○長内議長 1 点目の経営所得安定対策に関わる人材育成という部分は理解させていただきました。限られた庁舎内という部分はやはり限界がありますから、そういう意味では外部人材も必要でしょうし、副町長言われる道等も含めた人事交流を通してキャリアアップを図っていく、ある意味副町長も人事交流で、当時の農業セクションで 3 年間でしたか、お世話になって、その縁の中で今の立場でまた頑張ってくださいと、そういうことも大事なことだと思います。

それと、これ可能なかどうか分かりませんが、難しいのかもしれませんが、検討していただきたいと思う点は、人事交流も一つだと思うのですが、私のところにも近年、例えば道の農政部とか普及センターの職員の卵とか農業公社の若い職員ですとか、実は研修に来る機会があります。それで、彼たちは非農家出身の人が来て、半月や 1 か月研修をしていってくれるのですけれども、要するにそれぞれの勤められているところのデスクワークではない部分、現場の農業という部分を肌で感じるというのは非常に意義があったという

お話をして帰る機会が多いのですが、限られた職員の中で実際そこまでできるのかどうかということは難しい部分もあるのですけれども、特に農業セクションでなくても若い職員を採用した場合、長期は難しいにしても、例えばこれは農業に限らず商工の現場でもいいと思うのですが、そういう部分の経験なり体験をしていくことが多分いろんな部分で生きてくる可能性はあるのではないだろうかと思っております。そういう部分は可能なのかどうかということもぜひ検討していただいて、要するに現場といろんな情報交換ができるような部分の人材育成というのもぜひご検討いただきたいなという点があります。

それと、シェアハウスも含めた就農担い手対策なのですけれども、これは29年に壮瞥町担い手プロジェクト会議を立ち上げて、私もそのメンバーの一人なのですけれども、壮瞥の担い手の在り方で随分議論した記憶がございまして、その中でほかの地域から見ても非常に注目される取組が私2点あると思っているのですが、1点は就農後継者、いわゆる学校を卒業している、もしくはUターンで農業の後を継ぐ、いわゆる後継ぎです。この人に対して月額5万円から6万円にわたって研修資金を貸すというような制度をやっています、壮瞥。町単費です、これは。これはなかなかほかの町でできない取組で、小さい町だからできるということもあるのですが、その研修を1年間して、その研修生、いわゆる跡取り、後継者は、町内が多いのですけれども、ほかの農家に、例えば施設なら施設の勉強をしたいといえは施設の農家に行くのです。そのことを通して自分の親子だけの農業ではない部分を体験すると同時に地域の後継者は地域で育てるというその受け皿になってくれた農家の意識も含めて非常に効果があったのかなと。今この何年間か対象者がいないので、ストップしていますけれども、これはなかなかほかの地域にない取組なのかなと。要するに既存の農家が元氣よく経営安定を図っていくことがまず第一義なのだろうという部分では評価をされている取組だと思うのです。

もう一つは、近年行われている雇用就農の取組、シェアハウスの活用も含めて本格化して議論されました。そのときに出た言葉が壮瞥の場合規模が小さいので、規模拡大農家もそれなりにいると、条件のいい農地が余っているわけではないと、そうしたときに規模拡大を将来的に考えたときに新しい人が入ってきてやるということも、それはもちろん否定しなくていいのですが、現実考えたときに、まず既存の農家が規模拡大に頼るような経営体質を高めていく、そのためには今雇用という部分も非常に厳しいので、雇用という部分を考えて若い人材がまずハードルを低い形で壮瞥の農業に入ってもらって農業の広い意味の担い手として活躍するということが大事ではないかと。だから、むしろ新規参入型の対策というよりも、もう一歩先んじてハードルの低い形で雇用就農と考えてみたらいいのではないかとというのが今につながっていて、相当程度壮瞥としてはこの何年間の間で入ってきているのだろうと思っております。就職の場として農業に入ってきている、これが大事だと思うのですが、この前の一般質問のやりとりの中で本流といいますか、いわゆる経営者として農業参入していく部分に力を入れていきたいということが打ち出されておりました。この辺の具体的な部分が現実なかなか大変なのだろうと。雇用就農で入っても、

その中で何年か実績を積んで新規参入で入ってくる人が出るかもしれません。でも、雇用する側は多分雇用として考えるので、技術指導するとなると新規参入を目指す人をどう指導していくのかとはちょっとスタンスが変わってくる可能性があるのですが、この辺の部分を使うように使い分けしながらやっていく必要があるのかなと思っているので、より具体的な新規参入への道筋というのが非常に大事になってくるのかなと思っています。その辺についてのもうちょっと具体的な部分の中で考えがあればお聞きしておきたいと思います。

○副町長 担い手育成のなかなか本質の議論だと思いますので、きちっと答えられるかどうか自信はないのですが、前に森議員からいろいろな自立のほうの担い手の育成も必要でないのかという話がございましたように、この間の答弁も基本はこの町は雇用就農型でいくということに対しては何も否定しませんし、それが一番安全性の高いやり方だなというのは理解しています。ただ、先ほどおっしゃられたように、親元就農への支援とかも当然大事で、できればいろんな雇用就農とか新規就農の受け皿をつくるためにやっぱり今ある農家の方々が規模拡大するなり、その受け皿としてしっかりした体質の強い経営になっていただくのが私一番かなと思っています。長内さんをはじめ農業者の方々がそういう経営規模を拡大して、大きな経営になって、より多くの方を受け入れてくれて雇用就農、それからもし大きくなればグループ企業として分譲するという方法もあろうかなと思います。そういった道筋がこの町で、よそのまちにない雇用就農の形態とか生み出していけば、まさに選ばれる町になるのかなと思っています。そういったことを実現するようにやっていきたいと思っているのが1つあります。自賄いで研修して人を育てるなんていうのはほぼほぼみんな立派なことを言ってもかなり難しいです。それで多くの町はみんな農業大学校とかに研修に行かせて機械だとかICTだとかスマート農業、ああいったものの技術力を短い研修ですけれどももつけていただいたり、それから経営者としての計数的な仕事を覚えたりというのを十分活用してやっているのです。親元就農されている方もそういうのに定期的に行って資質を伸ばしていると。それから、機械の運転だっけ行ってやっているということで、そういうのを使って研修体制をきちっと充実させると。

それから、これはこの間も言いましたけれども、地熱利用ハウス、これから協議していかなければならないのですけれども、せっかくああいう環境に優しいエネルギーを使った施設があるので、あそこの将来も世代交代をやはりしていかなければならないと思うのです。失礼な言い方だと思ったらおわび申し上げなければなりません。未来永劫農業が続いていくためにはああいう施設をきちっと活用して、参入しやすい形で入っていただいて、技術をつけてもらって、規模拡大していくような新規就農、そういった形をこの町でつくりたいと、漠然と言っていますけれども、そういう形の研修と技術習得の場をここにあるまちの資源と、それから長内さんをはじめとした指導農業士の皆さんとかの経営を体質強化していただいて、そういう受入れ体制をつくって技術力、研修体制、よその力も借りるということで新規就農をさせていきたいというふうに考えてございます。

○長内議長 すみません。再質問がなくなったので、簡単に終わらせたいと思います。

ありがとうございます。やはりいろんな取組が重要なのかなと思っておりますし、農業者、行政、農業それぞれ関係機関の連携が本当に何よりだと思います。同時に、雇用就農も含めて従業員という形、雇用という形なのですけれども、雇用という形の中でどうスキルアップしていくか、そのための仕組みややり方という部分も検討される、その中で自分で要するに経営者として巣立っていく人材が育っていくのかなと思っておりますので、意気込みは非常に強く感じておりますので、それぞれの機関が一体となって今後取り組んでいていただきたいなと思っておりますので、町長から最後に担い手の部分についてお考えをお聞きして終わりにしたいと思っております。

○町長 昨年からの一般質問並びに今回の一般質問でもあり、今予算審議の中でも様々なご意見を賜ったところであります。基本的には今までの農業振興につきましては取組をベースにしながら、就農対策につきましても今までの取組をベースにしながらさらにパワーアップというか、していくことが基本になるのかなというふうに思っておりますし、何といても人材育成はどんな組織においても、いろんな業種においても同じかなと思っております。将来的な展望を持って計画的に取り組んでいきたいと、継続して取り組んでいきたいと思っておりますし、またご提案がありました地元の民間企業ですとか地元の農業者の皆さんの中に交流をするということも一つの大切なご提案かなと思ってお聞きしたところでもありまして、今後前向きに検討していきたいと、このように思っております。また、担い手の育成センターの機能強化につきましては、今までそれぞれの、壮警高校にしましても農協さんにしても役場にしても、農業大学校という組織もありますけれども、そうしたそれぞれの持つ力をもっと連携を強化していくことによりましてよりよい結果が導き出されていくであろうと思っておりますし、その力をお借りした中でそれぞれの壮警町の特性ですとか優位性を生かして、先ほど副町長が新規就農を就農希望者にとって選ばれる地域になっていくと、こういうようなことを目指して一丸となって様々なご協力、ご理解をいただきながら取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、112、113 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、114、115 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、116、117 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○松本委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 4 時 02 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

令和2年3月12日（木曜日）

○付託事件

- 議案第22号 令和2年度壮瞥町一般会計予算について
議案第23号 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
議案第24号 令和2年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第25号 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
議案第26号 令和2年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
議案第27号 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	松本勉君	委員	真鍋盛男君
委員	菊地敏法君	〃	毛利爾君
〃	佐藤忖君	〃	森太郎君
〃	加藤正志君	議長	長内伸一君
〃	山本勲君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵 匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下 薫君
建設課主任技師	山崎清輝君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長(兼)	庵 匡君

農委事務局長(兼) 木 下 薫 君
監委事務局長(兼) 小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○松本委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○松本委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において真鍋盛男委員、毛利爾委員を指名いたします。

◎議案第22号ないし議案第27号

○松本委員長 議案第22号 令和2年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を継続いたします。予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計、商工費見開き118、119ページより続けます。質疑ございませんか。

○山本委員 商工振興一般の新商品開発・販路開拓支援補助金で先日説明を受けたのですが、特産品開発支援とグルメマルシェ補助を統合するという説明を受けたのですが、その理由をお伺いいたします。

○商工観光課長 山本委員のご質問についてご答弁申し上げます。

新商品開発・販路開拓支援事業といたしまして1,120万円の予算を計上させていただいているところでございますが、ご指摘のとおり昨年までは特産品開発支援補助金、それからグルメマルシェの補助金という2つの補助金がありました。これについては今年も継続ということで、実施については昨年同様行うことになってございます。ただ、特産品開発につきましては、過去にビーフシチューやリンゴゼリー、乾燥野菜、ワイン、アイス製造機やトマトケチャップなど、甘酒も含めてたくさんのメニューが商品として生まれている中で、これらの販路拡大ということにも取り組まなければいけない。作って成功している商品も、あるいは店頭に並んでいない商品というのもございますので、これらをもっとPRできる場として、せっかく行われているグルメマルシェの1日に1,000人ほど特産品を買い求めに来る来訪者、あるいはその他のイベントにも町として並行して横断的に支援していける取組としてこの2つを1つの予算にまとめまして、事業としては横断的にできるような取組の形をいたしまして、これは道の補助の地域づくり総合交付金、2分の1補助を総合的に産業振興のソフト事業への申請を行うということで、事業として形を変えながら地政補助を頂戴するというような形で考えて取り組むところでございます。

以上です。

○佐藤委員 観光施設維持管理事業、この中の壮瞥公園管理委託料、私はこの委託料が金額が多い少ないでなくて壮瞥公園管理の基本的な考え方について伺いたいと思います。

壮瞥公園の梅林、これは大変誇れる公園であると私は考えております。例えば5月の梅

の花の開花時、早朝から来て洞爺湖のかなたにまだ雪をいただく羊蹄山を臨み大勢のカメラマンがシャッターを切っている姿が毎年見られるのです。この公園にどこから来たかと一人一人尋ねるわけではないのですけれども、ほとんどが自家用車で来ますので、自家用車の登録ナンバー、それを見ると本当に遠いところから来ていることが分かります。この公園は、皆さんもご承知だと思いますけれども、大正8年に、今で言うと観光協会に当たるのでしょうか、保勝会という会が桜、楓、栗、松、ツツジ等を植えたそうです。そして、大正15年に壮瞥公園と正式に村でつくった村立の公園と認定したという記録が残っております。大正8年からという、もう今年で102年になるのです。1世紀地元の人がこの梅を公園を守ってきたことに私は感謝いたします。そこで、この梅がいつ植えられたかという、昭和36年といいますから1961年、現在の土地は約2万平方メートルの土地があって、最初に植えるきっかけをつくったのは役場職員の発想なのです。そのような発想で現在引き継がれているのですけれども、ちょうど今年梅を植えてから60年になるようです、記録を見ますと。人間でいうと還暦です。そして、今商工観光課のほうでこの梅林を守っているということはすばらしいことだと思っております。このためには公園の草刈りから始まって消毒、ちょっと順番狂って申し訳ありません、冬から言うと剪定、そして花の咲く前に消毒するだとか、また公園地内に伸びる草をきれいに刈り取る、本当に一生懸命やっている。ご苦労が多いのでないかと思います。そこで、60年たつと大体枯れてくる木もある。ですから、計画的に補植といいますか、そういうことを考えていると思うのですけれども、実際にどのような形で進めているのかな、そして私たち公園に行っていると何本あるのですかなんて聞かれるのです。たくさんあるものですから数えたことありませんけれども、私は通称300本くらいと聞いておりますので、300本くらいでないですかとお話しするのですけれども、実際に何本くらいあの公園に植えられているのか。そんな基本的なことで申し訳ありませんけれども、お伺いしたいと思います。

○商工観光課長 佐藤委員のご質問にご答弁申し上げます。

大正8年から続く壮瞥公園ということで、まず1点目、梅の本数でございますが、昨年壮瞥公園の現地を商工観光課のほうで調査いたしました。一般的には観光PR等では300本というふうにご案内しているところでございますが、実数をカウントして1つずつピンクテープを巻きまして番号を振ったところ260本、既に枯死している切り株等は除いて260本でございました。持続可能な形で先人が残したこの公園を維持していくためには補植が必要ということは全くそのとおりで考えてございまして、ここ数年、年に10本程度ずつ若い苗木を植栽しているところでございます。一通り斜面の主なものについては既に終わりましたのですが、壮瞥公園全体の管理計画といたしましてはやはり梅を、これは花を見に来る公園という形である一方で町民の方からも梅の実が鈴なりになっているような状況を見て梅の実を取らせてほしいということで、町民限定で毎年7月に梅の実販売ということを行ってきたわけでございます。この2つが相反しまして、梅の実をならしてしまうと花づきが悪くなるというようなご指摘もいただいております、計画的に梅の実を取る

エリア、それから花をめぐるエリアというような形でめり張りをつけて管理を計画的に行っていくという取組も必要かと思います。話が前後いたしました、梅の補植というのは今後も検討してまいりたいと思います。ただ、一通り終わったので、今後は毎年梅の状態を見ながら補植すべき場所、時期等について科学的な知見も伺いながら適切に管理してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○佐藤委員 計画的に取り組まれていることが分かりました。ぜひ私たち壮瞥で誇れるこの公園を多くの皆さんに来ていただいて、そして季節ごとに変わる洞爺湖の風景をぜひ見ていただきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、次に公園の梅の開花時、開くとき、このときその状況を情報として流しております。ご苦労があるかもしれませんが、やはり多くの方に知っていただき、また来訪いただくことを前提として、ぜひこれは続けていただきたいな、それが1つ継続の要望と、もう一つはホームページだけでなく開花時、道道2号線ですか、登別まで通じる道路、そして壮瞥公園に行く、昔の洞爺村に行く道路、その丁字路の前後、2号線の丁字路の前後100メートルから200メートルの範囲内でいいと思うのですけれども、梅が見頃ですかそういう、すぐ取り外しできるような、季節の間だけですので、固定したものでなくて小さな看板、そういうものも設置することが多くの皆さんを梅公園のほうに誘導するきっかけになるのではないかな。ホームページでやっても見る人はそんなに、いても知らない人のほうが多いと思うのです。ですから、そういうPR、これをぜひ取り組んでいただければ、そんな気がしてなりません。最初の答弁で計画的に管理運営をしているということは分かりましたけれども、今申し上げたことについてどのようにお考えになるか、また町の誇れるこの公園について、今後の在り方について担当課長または町長のほうから考えがあれば伺いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

梅の開花時に来訪者がより分かりやすいように看板の設置などを臨時的に行ってはどうかというご質問でございますが、洞爺湖マラソンがちょうど梅の開花期に毎年なりまして、マラソンランナーとコースが一部ダブったりする場合がありますのですが、確かに来訪者は壮瞥公園を目指して警備員に道を聞いたりという光景も私も幾度となく拝見しております、ちょっと入り口が分かりづらいというようなこともあろうかと思います。この点につきましては、道路管理者であります室蘭建設管理部のほうとサインについて引き続き協議をして、よりよい形でお示しできるような方策を模索してまいりたいと思います。それが臨時的に行うべきなのか、あるいは梅の時期だけの壮瞥公園であってはならないと。それ以外にコスモスの花も楽しめますし、アヤメの花も実は咲くような、洞爺湖と羊蹄山をバックにした、いわゆるインスタ映えのする景観が売りの場所でございますので、その点についてはさらに観光の起点としての壮瞥公園をよりアピールできるような方法はないかというふうに考えてまいりたいと思います。また、地図マップ、地図ソフト等で今は検索

して来られる方が非常に多いので、グーグルマップ等で開花時期をタイムリーに、いつでもどこでも誰でも手に入るような情報を経費をかけずに発信していくというような在り方ができないかというようなことも観光協会と連携しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○毛利委員 観光施設維持管理事業のところで滝之町小公園管理委託料、この項目のところで現在トイレが使えないようになっておりますが、たしか去年秋頃でしたか、何か修理やっておられて、その後今年に、私が気がついたのは2月だったのですが、使用できないようになっているので、その理由をお聞きしたいのですが。

○商工観光課長 毛利委員のご質問にご答弁申し上げます。

滝之町小公園でございますが、2月に入りましてちょうど壮瞥川の橋の上に立っている公園ということで、凍結防止のための設備があるのですが、こちらが故障いたしました、一度解凍作業をやったのですが、すぐまた凍ってしまっていて使えないようになっているということで、トイレをそのまま開けておきますと、どうしても使用したがる方が出てきてしまいますので、そうすると水が使えないということが清掃に非常に大きな事態を来しますので、これは春先まで一度閉鎖をいたしまして、改めまして調査をした上で修繕が必要だろうということになります。業者さんのほうに確認をしたところ、すぐには原因が分からないというようなことで、今年度については当面凍結のおそれなくなる時期まで貼り紙と施設対応ということで、ご不便をおかけいたしますが、そのような対応を取らせていただいたところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○毛利委員 今お聞きして理由は分かったのですが、ただ紙には冬期間使用禁止というような表示がたしかされていたと思うので、もしそれであればそこら辺のところも告知でもしていただければと思うのですが、そこら辺をちょっと手を加えて、今の関係でしたら春先まで使えないとか、あれだったら7月からの再開を予定しているとか、それでないと冬期間といってもいつまで使えないのかというのがはっきり分からないので、そこら辺のところの告示というか、そこら辺も考慮していただきたかったなと思うのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

利用者側の目線に立って、これがいつから使えるのかというような不安感を与えているというご指摘だろうと思いますので、可能な限りそのあたりはより親切に表示をさせていただきたいと思います。ただ、原因がどの程度の修繕料になるのか、大規模なものになるのかということも含めまして調査中でございますので、再開予定時期については示せるものかどうかは慎重な形で、実際に遅れてしまうとまた混乱を来すということも懸念されるわけございまして、そのあたりを見極めながら丁寧にご案内をさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、120、121 ページです。ございませんか。

○森委員 私は、観光振興一般についてお聞きしたいと思います。

昨年までですか、道南バスで運行しておりました冬期周遊バスの負担金を出していたと思うのですが、これは道南バスの自主運行ということだそうで、これ道南バスは走らせていないということなのか、もしくは冬期の観光資源として成り立たないというものなのか、その辺の見通しを含めてお聞きしたいと思います。

○商工観光課長 森委員のご質問にお答え申し上げます。

冬期周遊バスは、本年度も3か月間道南バスさんが毎日自主運行という形で実施いたしております。これは、昨年度まで3年間右肩上がりインバウンドを中心といたしまして利用実績が上がっておりまして、昨年で8,400名程度3か月間でなりまして、道南バスさん、事業者さんとしましては非常に好評であるということで、これは独自で走らせても採算が取れるということで両町、洞爺湖町、壮瞥町への負担金を不要であると。ただ、そういう情報のPRについてはホームページ等を通じて継続してお願いしたいということで申出があったものでございます。今年の実績でいきますと8,005名ということでございます。これは、コロナウイルスの影響によりまして春節以降大幅に落ち込みまして、12月、1月では前年比120%程度の伸びを示しておりまして、両町の念願目標でありました1万人超えも視野に入っていたところなのですが、2月に急ブレーキがかかりまして8,005名ということで、もしコロナウイルス等の影響がなければ、あと韓国の落ち込みがなければ恐らく1万名超えはできていたであろうというふうに想定してございます。両町のほうでまた道南バスさんのほうには次年度も継続を要請しようということで考えてございまして、補助金や負担金を出して行政の財源を頼みとして運行するというよりも民間事業者さんが独自でサイロ展望台と昭和金山の間を3往復していただいて、それで経営が成り立っていくと、乗車率が向上していくということが一番よろしいのではないかとこのように考えてございます。また、昭和金山の土産店さんのほうからでもバスに今何名ぐらい乗っていたよという情報をいただいているようなことでございます。ですから、ようやく4年目にして認知がされてきたのではないかとこのように今後、これはジオパーク線という名前で運行していただいておりますので、地元事業者がこうした取組を継続していただけるように町としても支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○長内議長 観光振興一般の中で、直接予算ではないのですが、関連ということで質問させていただきたいと思っているのですが、先ほども同僚委員の質問の中でもちょっと答えておりましたが、新型コロナウイルスが非常に拡大しているという状況の中で北海道も感染者の数が100人を超えたということですから、大変心配されるわけですが、当町も観光を大きな産業の一つとして捉えている地域でもございまして、その影響が非常

に心配されるわけでありますけれども、現段階で報告できる状況があれば報告をいただければと思います。よろしくお願いします。

○松本委員長 議長、入り込み客の減だとかというような形ですね。

○商工観光課長 長内議長のご質問にご答弁申し上げます。

被害額までははっきりしたところは出せていないのですが、今回のこのコロナウイルスの関係を受けて3月の上旬に昭和新山、洞爺湖温泉のほうを聞き取りに回ってまいったところでございますが、実際に1月までは何とか例年並みかやや落ち込んでいる状況で持ちこたえていたものが土産店さんもホテル、旅館関係も2月に入って50%、あるいはそれ以下の落ち込みであると。これは売上げのほうでございまして、利益となるとまた別な話だと思うのですけれども、リゾートホテルもございまして、3月以降の予約が全く見通しが立っていないと。団体については、インバウンドが渡航自粛等や入り込みのシャットアウトを行い始めて飛行機が減便になってという悪循環によりまして予約が入ってなくなったということで3月以降の予約はほぼゼロ%に近いという事業者さんもいらっしゃるということでございます。洞爺湖温泉観光協会のほうとも数字を照らし合わせたのですけれども、やはりほぼ同じ状況でして、2月にあっては48%という数字が出ていまして3月で25%と。それは聞き取りで予約が入っている分なので、これから取り消される部分というのはこれとは別でございまして、非常にゆゆしき状況ということでございます。被害状況としてはそういう状況でございまして、またこれは観光事業者に関わった部分でございまして、当町のほうで申し上げますと、スキー場がコロナウイルスの関係で3月1日から今シーズンの営業を閉めたということでございまして、スキー場のほうの売上げも前年の半分以上ということで大打撃を受けている。もともと少ない雪だったところに外国人も来なくなって営業自体ができなくなったということで、非常に大きな被害が出ているという状況でございます。

また、商工関係になりますけれども、中小企業で今ちょうど雇用調整金ということで国、中小企業庁や厚生労働省が休まざるを得なくなった方々への支援を打ち出しているところでございますが、こういったもののほかに前年度に比べて売上げが20%以上減った企業さん、セーフティーネットという信用保証協会が融資、金利を低利で行うというような制度についても信用金庫のほうには3月上旬の時点で1件、今はもっと増えていると思いますけれども、相談が寄せられてございます。壮瞥町商工会と伊達信用金庫と町の商工観光課のほうでそういった情報を共有しながら苦しんでいる事業者さんのほうにはできる限りの対応をしていこうというようなことで現在行っております。また、国、道への支援については町長のほうでも様々な要請をしておるところでございます。今現状としては被害額と対応についてはそういった状況でございます。

以上です。

○長内議長 分かりました。非常に厳しい状況になりつつあるということだと思いますけれども、特に当町においてはインバウンドといいますか、東アジア、それから東南アジア

のお客さんも相当来られていて、そういう部分では非常に影響も大きいでしょうし、また国内の観光客の皆さんにおいても、実質的にはインバウンドの効果の4.5倍の経済効果が国内の観光客においてはあるという部分の中で、インバウンドのみならず国内の観光の部分が動きが鈍くなると影響はまたさらに大きくなるというようなことも報道等でお聞きをしておりますけれども、非常に厳しい状況だと思いますし、パンデミックですか、WHOのほうも世界的な拡大という部分の中で長期化するような懸念も出てきているということで、今後も含めて非常に厳しい部分で、観光のみならずいろんな部分に経済活動の停滞という中で影響が出かねない状況になっているのかなと思っておりますけれども、国もいろんな経済対策も含めて打ち出しております。無利子の融資等も、とはいえ融資ですので、お金を借りるということです、無利子といえども厳しい状況でしょうし、そういう意味では国のそれに対するいろんな施策も見守りながら道、それから国の状況も見た上で町としてのでき得る範囲での対応というのは今後出てくるのかなと思っておりますので、まだ流動的なことがあるので、現段階でその対応策についても答えられる部分というのは限られるのかなと思っておりますけれども、こういう状況の中で、やはり事業所の方を中心として相当先行きに対する不安もお持ちなのかなと思っております。そういう部分の中で何とかそれを全体的に一丸となって乗り越えていく部分が精神的な部分も含めて必要なかな、ただ幸いなことに今のところ胆振管内の中では西胆振においては感染者が出ておられないということでありますけれども、そういう部分も含めて住民のそういう不安というものも取り除きながらそういう対応を今後取っていく必要が出てくるのかなと思っております。現段階の中で、先ほど若干今後の対応の部分を答えられておりましたけれども、そういう部分について今後町としてどういう姿勢で臨むという部分がございましたら答弁をいただきたいと思います。

○町長 この件については、私のほうから総括的な考え方をご答弁申し上げたいというふうに思っております。

1月の下旬、2月に入ってから、皆さんご承知のとおり新型コロナウイルスの感染症への懸念ですとか北海道知事の緊急事態宣言、内閣総理大臣の記者会見を通しての国民へのメッセージなどを通して様々な対応が取られてきているところであります。今予算審査特別委員会としては商工費でございますので、商工の関係の現段階の状況については先ほど担当の課長がご説明、ご答弁申し上げたとおりであります。1点、町内にはほかにもインバウンドをあまり対象としていない温泉旅館も蟠溪地区にありまして、そちらのほうに伺っても2月については前年同様の入り込みであったということですが、緊急事態宣言を受けて3月中の予約は全部キャンセルになったと。国内客をもってしてもこのような状況になっていて、大変皆さん苦慮して本当に忍耐が求められている大変な状況になっているというふうに認識をしているところであります。そして、先ほども担当課長からご説明があったとおり、こちらの対応策につきましては国のほうで北海道庁も含めて様々な対応策が用意されてありまして、緊急融資ですとかそれに伴う返済の猶予、返済期間、金利

を下げていただくですとか返済の猶予の特例など、できる範囲で超法規的な対応を国、北海道には求めているところでもありまして、また雇用調整助成金についても要件の緩和をお願いをしているところでもあります。そして、まだ早いのですけれども、今から期待、いつになるか分かりませんが、終息に向かっていったときの対応として観光回復に向けた取組についても見据えながら、復興割の創設、誘客活動の強化などについても念頭に置きながら、今関係機関へ要請活動を行っているところであります。国会議員の皆さんも含めてそういう機会を捉えて要請活動を行っております。

また一方で、観光以外の面につきましても、例えば2つの大きな医療機関がありますので、マスクですとか消毒液が足りているのかですとかそのような聞き取り調査もさせていただきながら必要に応じて、役場自体も公的にストックしているマスクが足りていない状態ではありますので、そのような不安の解消、安定供給に向けた要請も行っておりますし、また先ほど申し上げましたとおり、公的機関で設置しているものの閉館、スキー場もそうなのですけれども、それに伴って雪合戦のイベント中心に伴う主催者負担に対する財政支援などにつきましても今の段階から要請を行っているところであります。それとともに、これは抜本的なことになりますけれども、早く治療薬というものの開発と、長いスパンですけれども、ワクチンの開発についても国内、また全世界挙げて取り組んでもらう、そうしたことが平常を取り戻す手だてなのかなと、このように思っています。今様々な機関に要請活動も行っておりますし、せんだつても議会の休会中に北海道庁を訪れて壮瞥町の対応状況と必要な財政措置など支援策についても要請活動を行ってきたところであります。こうした取組を行いながら、そして今一番求められているのは感染拡大の防止だと思っておりますので、町民の皆さんに不安がないような、そうした取組を全庁挙げて皆様方のご協力をいただきながら取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、また適時的確な判断をしていきたいと思っておりますけれども、議員の皆様にもご理解、ご協力をいただく場面も出てくるかもしれませんので、その際はまたご相談をさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、122、123 ページ。

○山本委員 昭和新山国際雪合戦事業で、予算ではないのですが、2月22日に開催予定でした第32回国際雪合戦大会ですが、大会の準備が整う2日前に新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため中止が決定されました。大会中止から約2週間ほどがたちまして、町としての中止を決定した経緯と、あとはそれに伴う今後の対応についてをお伺いします。

○町長 中止の判断ということでございましたので、これも私のほうから冒頭答弁を申し上げまして、現在の対応状況をもし補足する場面があったら担当課長から詳細をと思っております。

昭和新山の国際雪合戦の中止の判断につきましては、町が主催者であるということと実行委員会が主幹という立場にあるということでありまして、2月19日、中止の判断をする前日18時30分から実行委員会の理事会が開催されまして、レセプションの中止や感染防止対策を行い実施すると、このように判断がなされたということは私も承知をしていたところであります。その中で、事務局として役場の担当課長も出席した中では事態が急変した場合については中止の判断もあり得ますということをお願いしておいたところではありますが、実行委員会の皆さんの熱い思いと雪合戦に対する思い、実施したいという意思は十分承知いたすところでもありますけれども、理事会が開催された2月19日に3例目と4例目、札幌市並びに渡島管内で感染というか、陽性反応の方が出たと、そういう報道も受け、札幌市長からは市中感染の可能性もあると、このようなことが報じられたところであります。住民のボランティアですとか参加者の感染リスクを回避するために万全な措置を取っても十分それが本当に万全なのかということがやっぱり難しいのかなということと、後日、今もそうですけれども、感染が一つの雪合戦が要因になったというふうになった場合に圏域や雪合戦に対するダメージは相当なものになるであろうと、そういう判断もあったということと、行政機関、我々が主催者でありまして、その行政機関には第一義的に感染拡大の防止というものが求められていたと、そういう観点から、並びに雪合戦のイベントは、役所もそうですけれども、地域住民の皆さん、若い世代からお年寄りの世代まで本当に多くの皆さんに参画いただくイベントでありまして、すばらしいイベントであって、反面そうした中から感染者が出てしまった場合に本当に危険な状態に町全体になるのではないかと、こういうことから、そういう観点も重要であろうということなどから、19日に報じられて実行委員会も開かれましたけれども、その翌朝9時から改めて役場の関係課長に集まっていたいて、やっぱり中止の判断のほうが適切ではないかということで、その会議の中で安全の側に立って、苦渋の判断ではありましたけれども、そのようなスタンスに立って主催者として実行委員会に中止の申入れをするということを決定し、午前10時に会場で準備をしていた、山本委員もいらっしゃいましたけれども、その場で実行委員長にお伝えをして、それで受け入れていただいたということで、最終的に11時に臨時の課長会議を行いまして正式に中止と、その後様々な対応を取ったということでもあります。

中止の判断の後、参加チームと協賛者等への連絡については事務局から、私のほうは町内、町外も含めて関係する団体の皆さんに事務局を担当したところのある課長職と一緒に訪れまして経過を説明をさせていただいたということでもあります。中止の判断が2日前でありましたので、混乱を予想しましたがけれども、皆さん本当に冷静に受け止めていただいたと、このように考えているところでもあります。30回以上にわたる雪合戦の歴史の中で2日間とも中止になったというのは初めてでありまして、極めて重たい判断であったなというふうに思っておりまして、その判断の後も様々な対応を役所全体でしているところでもありますけれども、こうした判断の下で今これからの対応策も出てくるということでご理解をいただければというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○山本委員 ありがとうございます。実行委員会の皆さんはほぼ準備が整い、全国からの参加者チームの皆さんを迎え入れる段階での中止ということで大変残念だなというふうに思ったと思いますが、実行委員会事務局長を兼務しております商工観光課長に分かる範囲で構いませんので、実行委員会としてこれからの対応について伺います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

先ほど町長のほうから中止に至る経緯についてのご説明があったところでございますが、若干補足させていただきますと、中止に至るまでは理事会が合計3度開かれてございまして、1月31日に、それは雪不足ということもあったのですが、コロナウイルスに対しての懸念がまずそこで情報共有されて、実施の可否については大会実施の1週間前に判断しようということになって、2月14日に実施ということで決断をいたしました。その後、札幌とかでもイベントが開催されている状況の中で、感染対策を十分に行おうというようなことで選手にもその周知をしたところでございますが、19日になって先ほどの市中感染のお話が出ましたけれども、その出る前段でレセプションを中止してマスク着用というような注意を呼びかける中で何とか実施にこぎ着けたいというところがあって、協議を重ねに重ねて、結果として市中感染が防げないという判断になったわけでございます。そういうところで、いろんな中止の決断の時期ということはあるのですが、やはりぎりぎりまでそのあたりは情報を集めながら慎重に判断してきたということは申し添えておきたいと思います。

それから、今後の対応についてでございますけれども、町長からご説明ありましたとおり、中止決断の後の速やかな対応をしたところ、まず各チームに4時間ばかりで全て電話での中止の連絡とホームページの中止の決定を情報を出したところ苦情を入れてきたチームは一チームもございませんでした。皆さんスポーツマンということでおおよそこちらの事情を理解していただいて、大変ですねと、次回に向けてまた頑張りますというようなありがたいお言葉を頂戴しているところでございます。それと、スポンサーさんのほうにはおわびのご挨拶にということで面会のお約束を取りに伺おうとしたところなのですが、ご存じのとおりたまたまテレワークということで、スポンサーのご担当者様も出社できない状況の中でそれもまだ果たせていないと。終息するまではそのあたりがまだまだ影響が残っているところですので、今後は誠意を尽くして今回の事態のご説明と引き続きのご支援をお願いしてまいりたいと思います。

それから、町内のスタッフ、ボランティアの方々、ご協力いただいた方が多数ございまして、中止の決断があってからの逆回しでの撤収であるとか片づけであるとかいろんなもののキャンセル、これについて全力で取り組んでいただきまして、できるだけ実行委員会のほうに負担をかけないように町民のボランティアスタッフ一丸となって何とかしようという思いでご協力をいただいたところでございます。そうした皆様のお力添えをいただきながら大会が32年間存続してきたのだなというその原点をかいま見た場所でございまし

た。今後の対応としましては、そういった皆様のお力を糧にいたしまして、次回大会を成功させることが何よりのお礼ではないかと、かように考えているところでございます。

以上です。

ちょっとご説明漏れがございました。なお、主催者が町でございまして、町長のほうが3月2日でしたか、実行委員長のほうに面会をいたしまして、今回の経緯についての改めてのご説明と、それから町としての支援のことを実行委員長のほうにお伝えいただいているということです、そちらのほうも申し添えておきます。

以上です。

○佐藤委員 123 ページの6に洞爺湖園地等管理事業として洞爺湖生物多様性保全協議会という組織に対しての補助金が出て、これは例年よりも若干上がってはおりますけれども、この保全協議会の組織団体と、また活動内容、最初これができたのは鹿だとか、またはザリガニが中心でなかったかと思うのですけれども、その活動内容と、2年度若干負担金が上がっている、事業内容も若干変わっているのではないかと思いますので、事業内容と予算内容について説明を求めたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

洞爺湖生物多様性保全協議会、この団体の事業内容と、それから構成の内容ということのご質問であると思いますので、お答え申し上げます。洞爺湖生物多様性保全協議会は、ご指摘のとおり特定外来生物の駆除を目的といたしまして、これは洞爺湖サミットがあったときに環境サミットでありながらダイバーが潜ったところ湖底の打ち捨てられたタイヤの中にザリガニがたくさんあったと。それは、特定外来生物であるウチダザリガニでございまして、これが水草やヒメマスの卵などを捕食して生態系を脅かすということから組織された団体でございまして、構成者として洞爺湖町、壮瞥町、両町の教育委員会、観光協会、それから洞爺湖漁業協同組合と主たる団体でありますUWクリーンレイク洞爺湖という環境団体、酪農学園大学、北海道大学の北方生物圏フィールド科学センターなどが構成メンバーということになってございます。また、顧問といたしまして環境省の洞爺湖自然保護官事務所、胆振総合振興局建設管理部などが名を連ねているわけでございます。事業の内容といたしましては、主にウチダザリガニの生息調査、捕獲、駆除を行っております、これがちょうど平成24年頃でしょうか、1年で10万匹捕獲されたということでございまして、その後捕獲圧を高めて1年間に大体3万5,000匹から4万匹前後で毎年のように捕獲してきたわけでございます。10万円が昨年度より負担金が増えたということでございますけれども、実はウチダザリガニが去年までは7月から11月までの捕獲調査を行っておりました。ところが、抱卵個体、いわゆる卵を持つ個体というのが大体11月から7月中旬ぐらいまで上げられるということが分かってまいりまして、つまり減らそうと思って捕ったときには上げたザリガニからはもう卵からふ化してしまっているという状況であって、それでここ3年間は逆に捕獲個数が増えてきているということで、これを食い止めなければならないというのが1点でございます。もう一点は、洞爺湖の中島、こち

らのほうで実はウチダザリガニが初めて発見されました。洞爺湖の財田キャンプ場北岸のほうでも発見されていて、トータルとして生息域が拡大されつつあるということです。仲洞爺のほうではまだ発見されてはいないのですけれども、このまま拡大を続けると湖全体にウチダザリガニが拡大してしまうおそれがあるということで、捕獲時期を延ばして中島での調査捕獲を行うということを今計画しているため、その分の事業が増えたということでございます。

なお、本事業につきましては環境省の生物多様性補助金というのを次年度から、これは2分の1補助で行うことになってございまして、総事業費が380万程度でございます。壮瞥町としましては78万2,000円の負担金ですが、お隣の洞爺湖町は118万2,000円の負担金をいただくというようなことで双方予算を計上させていただいているということでございます。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、124、125ページ。

○真鍋委員 そうべつ情報館運営事業費の中で農産物直売所サムズのレジ台の移設工事が挙げられておりますが、予算説明でもレジを情報館のほうに抜けられるように移動するという説明でしたが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

ご指摘の農産物直売所サムズのレジ台の移設工事ということになりますのですが、実は今年の7月から経済産業省の容器包装リサイクル法という関係法令が改正されることになりまして、つまりレジ袋が有償化になります。従来ですとお会計をした商品を農産物直売所の店員さんが直接袋に入れて手渡しでお渡ししていたものが今度は有料化ということになりまして、スーパー同様にレジ袋が必要かどうかということを求めることになりまして、お客様がレジ袋は要らないということに、マイバッグになるか段ボールになるか分かりませんけれども、それを自分で包装すると、詰めるということになった場合に、今現状でも繁忙期には大変な列がレジ台の前に、3列あるのですけれども、それがいっぱいになってしまいます。その隣の列の前を横切って包装のサッカー台と言われる台のほうに移動しなければいけないということで、さらなる渋滞やお客様に不快感を与えてしまうということで動線の整理が必要になるということが直売所のほうから要望としてございました。この解決法としましては、売り場を拡大できればいいのですけれども、なかなかそういうようなわけにもまいりませんので、ある面積の中で動線を整理するということで売場の陳列台を2つ、2列廃止いたしまして、観光協会との境目のところ、くつろぎスペースのほうに向かって、いわゆる北側に向けて列ができるような形を現在想定しているところでございます。それによりまして、レジが終わった人はいわゆる観光スペース側のほうのサッカー台と言われる台の上で、普通の通常の大型スーパーにあるようなイメージをしていただけ

ればいいと思うのですけれども、並ぶ、会計を済ませる、袋詰めをするというスペースを明確に分けられるように造作、それからLAN工事、電源工事等を行うものでございます。

以上です。

○松本委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。124、125 ページ。

○真鍋委員 この工事の説明を受けたときイメージとしては情報館とサムズとの中間に上から下りてくるシャッターみたいなのがあります。シャッターみたいなので、シャッターです。それとエレベーターとのちょうど区切りのところ、2メートルぐらい間隔があるのでございますけれども、そのあたりにレジを設置するのかなってイメージしたのですが、そうではないのですか。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

今委員のほうからイメージのご指摘がありましたけれども、ちょうどエレベーターがございまして、その対面側が中央の入り口になっていまして、ちょうどボトルネックのように狭まった場所でございます。それで、農産物直売所のほうといたしましては動線といいますか、売店と観光情報発信スペースとの遮断をしては困るというようなこともございまして、現在直売所のほうにあるシャッターの内側といいますか、つまり今使っているスペースの中で自己完結するというようなことで今計画を進めています。その動線という部分が一番ネックになる、建物の構造上人の流れを生み出す場所でなければならないということはございますので、そのあたりにつきましては今後また詰めて、より快適にご利用いただくような形で場所を決めて対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○真鍋委員 フレッシュプラザのほうからは、売場の面積の拡大も含めての要望が伴ってあったのかなと思っています。それで、できる限り何ほかでも売り場面積を広げることによってサムズの販売品数の展示も多くできると考えるところであります。ほんの少しの面積なのでございますけれども、私のイメージしたことは売場の面積の拡大にもつながるので、もしできるのであればそういう方向性も検討して実施していただければありがたいと思っていますので、フレッシュプラザのほうともよく協議していただいて、なるべく売り場面積の拡大をできるように努めていただければありがたいと思います。

以上です。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

現在設計段階ということでございますので、今委員がご指摘いただいたようなことをサムズさんのほうとさらに深く協議をいたしまして、情報館の管理運営上支障がない形でか

つ双方にとってメリットが出るような形で模索していければなというふうに考えます。

以上です。

○松本委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、126、127 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、128、129 ページ。

○菊地委員 道路橋梁維持費と道路新設改良費について質問したいというふうに思いますけれども、まず初めに道路橋梁維持費ということで、予算には上がっていませんけれども、項目的には備品購入費になるのかなというふうに思います。それは、今いろんな自治体で、いろんなところで活用されているドローン、小型無人機を活用して道路なり橋梁なりの点検ができないのかなというふうな思いで質問しますけれども、例を挙げますと千葉県の君津市では橋梁の定期点検にドローンを使用する実証実験を実施していると。全国的に道路や橋などインフラの老朽化が進み、点検と修繕の重要性が増す中、市が点検の一部にドローンを活用することで比較的割高な業者委託を減らし、橋梁の点検費を削減しているということで実施しているところもあります。また、こういう道路や橋梁だけでなく幅広く、噴火災害のときだとかいろんな部分での活用も含めてのドローンの活用という部分でどう考えるのかお聞きしたいというふうに思います。それが1点と、道路新設改良費ということで、どこで質問したらいいか分からなかったのですが、昨今の一般質問でも話題になりました無電柱化です。無電柱化の実現ということでどう考えるかお聞きしたいというふうに思います。国としても無電柱化の推進計画ということで立てています。3年の計画でありますけれども、これによりますと無電柱化は防災性の向上、安全性、快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年災害の激甚化、頻繁化、高齢者、障害者の増加、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等によりその必要性が増している。また、無電柱化を推進する市区町村長の会の発足や無電柱化条例の制定など、地方公共団体における無電柱化の取組が活発にされていることに加え、無電柱化の推進を目的として民間団体が次々と設立されるなど、無電柱化を求める機運が高まっているというふうにあります。新聞報道でありましたけれども、無電柱化を現状学ぶということで北海道ブロックでも無電柱化を推進する市区町村会の勉強会をやっている。会長が登別市の市長ということでありました。こういう部分でも壮瞥町も関わっていきながら、コストが問題でありますけれども、現段階ではなかなかコストの部分で電柱に比べて10から20倍ぐらいのコストがかかるということではありますけれども、国としても17年3月と、これは19年です、3月の2回にわたって無電柱化を低コストで導入するための手引をまとめた従来よりも浅い位置に埋める手法などを紹介し、道路管理者の自治体や電力会社に対応を促しているということでもありますので、この無電柱化の部分での考えをお聞きしたいというふうに思います。

○副町長 すみません。まず、1点目の橋梁の点検等にドローンが活用できないかということでございます。私道路とか橋梁のことについてはあまり知見が深くないのですけれども、ドローンは前職で関わっていたこともあります。まず、橋梁の点検なのですけれども、実は5年に1度義務づけられてございまして、その方法も私が伺っているところによりますと近隣町村と広域で一括して発注して対応しているような状況がございます。そういった中では単独町の意向で新技術の導入が図られるかどうか今の時点では何とも言えないのですけれども、そういった考えを否定して今後のそういう点検作業だとか、コストパフォーマンスのこともありますし、それから人が入らなくてもできる、見れる部分もございますので、そういった新技術の活用も設計、積算の中とかみんなで協議を進めていく中でそういうことを否定しないような対応でやっていきたいなと1つ考えてございます。またそれから、ドローンのような新技術の活用なのですけれども、町がいろんな点検なんかやる場合も活用したらという面もございますと思います。今は農業も含め実用段階に向けていろいろ実証が積み重ねられている時期でもございます。それから、飛ばせばただ使えるというものでもなくて、例えば農業に置き換えていきますと、それを画像で撮って、それを地図上に落とし込んで、それを解析してという一連のやり方がありますので、そういったことが町の段階でできるのかどうかということも含めながら今後の汎用化の、一番いいのはそういう技術が汎用化された時点で使えるようなことが一番大切だと思いますので、そういう技術の導入も否定しないで考えていきたいなと、そういうふうに考えてございます。

また、無電柱化でございます。洞爺湖とかジオパークと、そういうことで非常に観光客だとか関係人口とか交流人口とか、そういうものに期待される地域だと思います。やっぱり写真を撮ったり、それからインスタ映えのする風景をとということを考えると電柱がなかったり電線が見えなかったりするほうが景観上はお客様の目線からはよろしいのかなと思いますので、ただやっぱり費用対効果が一番課題だなと思っています。町道の全てを一気にということはなかなか難しいと思いますけれども、千葉なんかの今回の大雨被害のときも倒木なんかでもないそれが壊れないので、非常に効果があったということもあります。ただ、地震みたいに地殻が動いた場合どうなのかということのもまだ分からない部分もありますので、そういったことも含めながら、それから北電の対応もあると思いますので、これも今後設計とか事業化の段階でこういった無電柱化の方向もしっかり視野に入れながら、やっぱり事業費、それから町の負担、それから国費の対応ってございますので、そこら辺のバランスをうまく考えながら計画的に、決して否定はしない形で検討していきたいなというふうに考えてございます。

○加藤委員 道路橋梁維持費の除排雪業務委託料につきまして今年度123万9,000円の増加が見込まれていますけれども、その件につきましての経緯についてお伺いしておきたいと思います。

○建設課主任技師 ご答弁いたします。

除排雪の費用につきましては、過去5年間、6年間の稼働時間等の実績を踏まえまして

算出しているのですけれども、平成 26 年度が今一番最低の稼働時間となっております、その最低の稼働時間から算出した金額で予算を計上しております。

○加藤委員 今答弁いただきました中で平成 26 年の最低金額を含んで予算を計上したということでの説明だったかと思うのですけれども、そこで確認したいのですけれども、今年のように雪の少ない年、そういうときに事業者の対応ということが考えられるのかなという中、この最低保障、積算、町としてどのように考えてなっているのか。また、参考として近隣市町村の保障対応というのでしょうか、そういったものがどのようになっているか分かればお伺いしておきたいと思います。

○建設課主任技師 ご答弁いたします。

まず、最低保障についてということですが、現状としましては月ごとに過去の稼働日数ですとかパトロール経費を最低保障として設定しております。ただ、過去には降雪時期が遅くなりまして 12 月分で最低保障というのを行ったことはあるのですけれども、今年度のように長期間にわたり雪が少ないと、稼働時間が少ないという場合は今の最低保障では車両ですとか運転手を確保するための固定的な経費というのを賄うことができないと、今年度に限ってはそういうような状況になっているのが現状でございます。

それから、2 点目の近隣の状況ですが、少し前の情報ですが、洞爺湖町では現行では最低保障の規定はないということで、検討は進めていたみたいですが、今年度につきましては例年程度の稼働実績に洞爺湖町のほうはなっているということで今年度は最低保障を行わないと。来年度以降は最低保障について契約書に規定するかどうかはまだ未定ということで聞いております。次に、豊浦町ですが、こちらは現行は最低保障の規定はないということで、今後検討する可能性もありますが、具体的には進んではいないと聞いております。最後伊達市になりますけれども、現行は一月当たり 10 時間というのを最低保障としているようでして、あと大滝区のほうでは最低保障はないということです。今年は最低保障を適用した月もあったようですが、増額とかについては今のところは考えていないということで聞いております。

以上です。

○加藤委員 理解しました。今年、令和 1 年度におきまして車両の出動とか稼働率がやっぱり低いわけです。これは自然現象ですから、何とも言えないのですけれども、これが 1 年、2 年と続くとなると事業者に対する負担というのが増してきて、将来的に機械とかそういうものを減少させたときにいろいろな支障が出てくるという部分もあるのかなというふうに考えています。そういうところで、要するに固定費という部分です、そういったものの見直し、町としてやっぱり最低保障の対応が取れるような準備が必要でないかと思っておりますけれども、そういう中で保障制度の見直しという部分を考える必要があると思うのですけれども、その辺につきまして町長のほうで答弁いただければありがたいと思うのですけれども。よろしくお願いします。

○松本委員長 4 番委員、質問の趣旨は分かりますけれども、先ほど 3 番もございました

けれども、質疑ですから、疑義を晴らすので、指名した答弁はなるべく避けてください。理事者側が感じたときには自ら手を挙げて答弁していますので、フォローが必要な場合は。そういうふうにご理解いただきたい。

〔「指定しないということですか」と言う人あり〕

○松本委員長 必要があれば理事者も答弁しますので、それは最初から指示はなるべくしないようにお願いします。答弁の相手を……

〔「指定することはできないのですか」と言う人あり〕

○松本委員長 基本は、ですから質疑を求める、疑義を晴らすので、質疑を表明して答弁を頂くということですので、まずは担当のほうからないしは必要のうち理事者も答弁していますので、はなから理事者を指定することはなるべくご遠慮いただきたい、こういうことです。

○町長 私からご答弁を申し上げます。

本年のように雪の少ない年は近年の中ではなかったのではないかなと、これは皆さんひとしく認識いただけたところかなと思っておりまして、稼働日数、稼働時間につきまして前年または平年ベースで非常に低いというか、半分以上の状況になっていると、現段階でです、というふうに承知をしているところであります。本年のような場合につきましては、大変まれなケースであると、このように考えておりますけれども、本町の除雪の体制を今後も維持していく上でこうした事態に対応する必要な措置を行う、こうした必要があるのではないかなと、このように認識しておりまして、全体予算の範囲内で適切な対応、最低補償の規定を設けていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○山本委員 私も道路橋梁維持経費なのですが、この間説明あったのですが、手数料のところで草刈り、雑木伐採等の増ということで 380 万増えているのですが、この場所、どの辺のどこが伐採しないと駄目なところが増えたというかをお聞きします。それと、道路清掃及び草刈り業務委託料が前年から 160 万ぐらい上がっているのですが、その理由も併せてお伺いします。

○副町長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私の承知している範疇ということになります、お許しいただければと思います。手数料なのですけれども、仲洞爺キャンプ場線の支障木の撤去ということで、議員の皆さんにも見ていただいたと思うのですけれども、危険となる立木の伐採とか枝払いを実施したいということです。今森林管理署ですとか自然保護官事務所と協議を進めていまして、令和 2 年度が 200 万程度新規でやろうかなと思っています。キャンプ場の利用者とか町道の通行者の安全を確保するという目的でやらさせていただきたいなと思ってございます。保安林があったり国有林があったりいろいろ関係するところと協議を進めたりしてやっていかなければならないのですけれども、そういったところの協力も得ながらできるところから計画的にやらさせていただきたいなと。令和 2 年と令和 3 年でキャンプ場の安全面の確保

を計画的にやっていきたいなと、そんなことでひとつ手数料のほうは増えてございます。

それから、草刈りのほうですけれども、これ手数料で入れている部分もあるのですけれども、町道山手線と道道の交点のところの視界が非常に悪いということで去年も何回か車両の接触事故が起きているのです。山手線のところですよ。それで、そういったところを視界確保のための除草をする、草を刈ると、見やすくするというのと、それから滝之町下立香線と道道の取付け部に擁壁の部分とか法面の部分に上のほうに草が生えていて見栄えがよくないというか、状況がよくないので、そこも手作業になりますけれどもやっていたらこうということ、それから委託料のほうの道路清掃とか草刈り業務も 160 万ほど増額になっているということなのですから、これはこれまで実はやり方が個人に発注したりいろいろばらばらしていたところがあるので、そこを今回委託業務とか単価とか機械でやる部分とか手でやる部分とか一応役場の中で精査させてもらった中で、個人に委託していたところで道路のインターロッキングとか歩道の部分とかに結構草が生えるのです。それを手刈りになりますけれども、そういうので、これも業者さんにしっかり頼んでやるということ、それから道路清掃なんかの委託料についても現有機械の保有している業者さんに計画的にやっていただくというような位置づけで増額になっているような状況ということでご理解いただければと思います。

○森委員 道路新設改良費で町道道路改良舗装工事、滝之町中島 1 号線の整備事業だと思うのですが、この関係で、この事業の内容が道路幅員 5.5 メートルを 8.5 メートルに拡幅、路肩部は片側を路肩が 1.75 メートルにするということでございます。歩行者のスペースを確保するということでございますけれども、先日成立しましたといいますか、改正の道路構造技術基準がございましたが、その中でたしか強調されていた部分が自転車通行帯の幅員が 1.5 メートルになるということだったと思うのですが、この中島 1 号線で先日の道路構造基準の適用があったかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

○松本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 36 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課主任技師 今ご質問にあった自転車通行帯ですけれども、今回の中島 1 号線につきましては既に発注している工事として、国の道路法の改正のものには適用除外ということになっておりまして、今のところ今回のものには適用はされておられません。

○森委員 そうしますと、この前成立したような道路構造技術基準ですか、どのような工事のときに適用されるかという部分について確認しておきたいと思います。

○松本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 38 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 私のほうからご答弁させていただきます。

基本的には改正の適用というのは、今回附則のほうで改正時点で既に着工しているものとかそういうものは適用をしなくていいよという規定がございますので、そういう考え方になろうかと思います。今後の考え方なのですけれども、道路交通法上の構造基準においては自転車通行帯を基本的に設けるということになっていきますけれども、ただこれいろいろ詳しく見ていくと設計速度の関係もございまして、60 キロというのが一つの目安になっているようなのです。それで、町道であって 40 キロ制限のところ、50 キロ制限のところについては積極的な規定にはなっていないということなので、我が町の考え方としては今後の道路整備の計画にあっては交通量とか速度制限だとか、そういうものを踏まえながら慎重に、あと用地の問題ですとか工事費の問題もございまして、そこら辺を考えながら慎重に検討して対応していきたいなと、そういうふうに考えてございます。

○松本委員長 ほかに 128、129 ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、130、131 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、132、133 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、134、135 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、136、137 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、138、139 ページ。

○森委員 公営住宅等整備事業で今年度の事業の中で住宅の屋上防水改修、外壁塗装工事というのが2件出てございます。それで、これほかにも老朽化したこういう住宅といいますか、あれは何構造というのかちょっと分からないのですけれども、要は屋上に防水シートを張ってという、そういうところが結構老朽化して漏水というか、雨漏りが発生しているというような話はよく聞くのですけれども、ほかにこのような建物がどの程度あるかという部分について把握しておられるかという部分についてお聞きしたいと思います。

○建設課主任技師 ご答弁いたします。

手元で何棟というのは今はないのですけれども、団地としましてはしらかば団地ですとか、あと星野の単身住宅等2階建ての住宅、それからほくと団地、それから南久保内団地等がございます。

○森委員 今回挙げたほかにもあるということでございますけれども、それらについても実態を把握して今後に対応していくという考え方であるかという部分について確認したい

と思います。

○建設課主任技師 ご答弁いたします。

今後のこのような屋上防水関係の建物の改善工事につきまして、今年度策定しております公営住宅等長寿命化計画において計画的に年次計画を今定めておりまして、3月末に出来上がりますけれども、そちらに基づいて国の補助事業を使って進めていきたいと考えております。

○松本委員長 そのほかありませんか。138、139 ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、140、141 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、142、143 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、144、145 ページ。

○佐藤委員 3月5日の第1回定例会の初日に教育長のほうから令和2年度壮瞥町教育執行方針が示されました。その方針について質疑を交わす機会がありませんでしたので、今開かれている委員会は予算審議ですけれども、もし委員長の許しをいただければ質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本委員長 お許しいたします。

○佐藤委員 それでは、今お許しをいただきましたので、執行方針の中で確認していききたいということがありますので、よろしくお願いいたします。

1点目、31年、令和元年度、そして令和2年度ともにいじめ根絶、不登校ゼロを実現することについて、31年度も述べておりますし、2年度、今年度の今示された中を見ると同じくいじめの根絶、不登校のゼロを実現するため校内体制の充実を図り、学校全体で組織的に対応するとともに、専門家や専門機関との連携などによるきめ細かな配慮の下、支援を充実する体制を構築しますと述べております。2年続けてこのようにいじめ、不登校根絶について方針が示されているということは、私なりに考えますとこのようなことが現実にあると解釈してしまうのですけれども、不登校、いじめの実態についてまず1点目、説明を求めたいと思います。

2点目、壮瞥の児童生徒の学力についてでありますけれども、標準学力テストや文部科学省の全国学力調査などがあります。それを検証して客観的データに基づいて課題解決を図りながら学校全体で取り組むということも述べられておりますけれども、今までこのような学力テストだとかいろいろなものをしてきているのですけれども、これまでの検査等を通して壮瞥町の児童生徒の学力だとか、また運動能力はどのように評価されているのかな。その実態です。

3点目、壮瞥町の支援教育の現状と就学援助の現状について伺いたいと思います。執行方針の中にも次のように示しております。一人一人のニーズに合った適切な支援を行うた

め、関係機関との連携、特別支援教育支援員の町財政による配置など必要な措置を継続するとともに、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を継続、強化してまいりますとありますけれども、壮瞥町のこのような特別支援教育の現状、それと経済的な困難な方の就学援助の状況、これについて伺いたいと思います。

4点目、これはあまり聞き慣れない言葉が出てきたものですから、お尋ねしたいのですが、2年度に新たに教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう学校における働き方改革壮瞥町アクションプランというのがあるようです。それに基づいて着実に進めてまいりますと書いてあるのですけれども、私は道立高校のこのような働き方改革のアクションプランというのをずっと目を通したことがあるのですけれども、壮瞥町でこのように学校における働き方改革壮瞥町アクションプランというのを、基づいてと言っているのですが、これあるのですね。ですから、その内容、これについて伺いたい。

それから、最後の5点目になりますけれども、31年度から新たに配置して1年が経過しましたがけれども、地域学校協働活動推進コーディネーターを配置して進められてまいりました。具体的にどのような活動を通して設置目的が達成できたか、この評価です。また、2年度からこの予算措置が社会教育費の中に入っておりますけれども、この推進に当たる職員は小学校から教育委員会のほうに移るのかな、予算措置の上から見てです。この点もお伺いしたいと思います。ちょっと多岐にわたっておりますけれども、これからの教育というのは大切なのです。そういう面から執行方針の内容を再度確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

5点ほど質問があったかと思います。まず、1点目のいじめの根絶と不登校の関係についてです。本年度の各学校に対するいじめの調査というものを令和元年に行っておりますが、その件数で小学校40件、中学校7件、高校1件になります。このうち高校の1件につきましては、前年度からの継続の案件ということになります。ただし、件数的には多いと思われるかもしれませんが、児童生徒が少しでも嫌な思いをしたと判断した場合は、これはいじめという対象になりますので、実際既に解決しているものもございます。解決しているものが壮瞥小学校で20件、壮瞥中学校で21件、計41件ほど既に問題は解決していますという答えが出てきております。したがって、その差引きの7件について現在経過を観察しているところでございます。また、各学校では学校いじめ防止基本方針というものを策定し、教職員が先頭となってこの方針に準じて対応しているということでご紹介させていただきます。また、不登校についてですが、義務教育におります。この子に対しては家庭訪問を実施したり保護者との面談を行っておりますが、なかなか学校のほうに通ってくれるというような状態には今現在は至っていないというところでございます。学校については、いじめの問題につきましても不登校の問題につきましても積極的に早期の対応を取っているということで教育委員会としては理解をしております。また、スクールカウンセラーも学校のほうに配置をしております、子供に対する相談、あるいは子供や教職

員に対する助言というものも行っております。

続きまして、学力の関係です。令和元年度も全国学力・学習状況調査というものを行っております。小学校は、今回は国語と算数、中学校は国語と数学と英語の３科目になります。まず、小学校のほうからご案内をいたします。今年度の全国と全道の正答率を残念ながら壮瞥小学校は上回ることはできませんでした。国の正答率を 100 とした場合に 80% 台の回答でございました。それぞれ課題というものが出ていまして、国語については漢字が書けない、あるいは同じ発音の熟語と間違えるケースがあって文の意味に沿った漢字が書けるようにしなければならないという課題、それと文章の表現では問題の意味に沿って文末の表現を変えることができていない、あるいは問題の意味を正確に捉えるということについても課題があると。特に問題の終盤になると時間不足や集中力不足も原因になって正答率が下がっているのかなという分析を学校のほうではしております。また、小学校の算数ですが、国語と同様に問題はしっかり捉え切れていないところがあると。また、問題が長いと回答に必要なポイントとかキーワードに着目できなかったりキーワードを見つけられないと。あるいは単純な計算ミスがあると。それと、書いている答えについても説明が足りないような答えもあったということです。小学校のほうのこれらの課題に対する学力向上に向けた取組ということですが、授業中の学習規律の徹底ですとか朝学習の弱点克服、放課後学習、夏、冬、春休み等の長期休業中のサポート学習、家庭学習の取組や生活リズムチェックシートの実施等々の取組が学力向上に向けて必要だということで判断、実施をしているところでございます。

続きまして、中学校の学力です。国語については、課題として自分の考えを持つことが苦手であるという傾向が出ております。これは国語についてです。数学につきましては、文章の中身を深く理解することがなかなか苦手であるということが出ております。また、同じく数学ですが、新たな事項を見出して説明することも苦手であったり成り立つ理由を説明することも苦手ですよということです。問題を深く読み解く力が少し不足しているのかなと思っております。また、英語につきましても正確に聞き取ることが苦手であるとか内容を正確に読み取る、書き取るというところが苦手だという分析が出ております。中学校での今後の取組ですが、数学につきましては指導方法の工夫、改善を図る。英語について、国語もそうですが、語彙力を増やせるように朝読書の推進をしていくと。それと、放課後学習等の授業以外の場面での学習支援を継続すると。それと、生徒に対して様々な部分で励ましていって自信が持てるように支援をしていきたいということが学校で課題の解決として挙げられたところでございます。

続きまして、体力の部分です。小学校と中学校で体力調査を行っております。まず、小学校の部分ですが、体力調査を行った結果……ちょっとすみません。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午前 11 時 57 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 すみません。資料を忘れました。申し訳ありません。小学校につきましては、男子、女子ともに握力、ソフトボール投げ、立ち幅跳び、50メートル走、20メートルシャトルラン、反復横跳び、長座体前屈、上体起こし、この6つの調査項目があります。小学校につきましては、体力点では男女ともに全国の平均を上回っております。ただ、長座体前屈、特に男の子、小学校男子の長座体前屈、それと小学校男女の上体起こしが全国、全道平均を下回っております。端的に言うと体が硬いということになるかと思います。それと、中学校の部分です。調査の項目は、小学校と変わったところはソフトボール投げがハンドボール投げに変わっているということです。それ以外の調査項目は同じです。こちらについても男子については8種目中の6種目で全国平均は上回っております。女子は、2種目が上回っているという状況になります。ただし、こちらも同じような傾向が見られていまして、長座体前屈、上体起こしについて、男子は長座体前屈、女子は上体起こしと長座体前屈について下回っているということです。中学生も体が硬いというような結果が出ているところでございます。

続きまして、支援教育と就学援助の関係についてご説明をいたします。令和2年度の特別支援学級並びに特別支援教育支援員を配置する児童生徒等についてお知らせをいたします。特別支援学級の令和2年度に在籍する生徒につきましては、全部で8名になります。情緒学級に5名、知的学級に2名、言語学級に1名です。中学校の、今回新たに令和2年度から特別支援学級が中学校に増えますが、1人いらっしゃいます。情緒学級になります。特別支援員を配置する児童生徒については、壮瞥小学校は8人、壮瞥中学校は3人ということになります。

続きまして、就学援助の関係についてご説明をいたします。小学校の就学援助でございますが、要保護世帯は34人いらっしゃいます。準要保護はおりません。この中でそれぞれ当てはまるものがあるものないものがありますので、就学援助については学用品等、それと体育実技用具、これはスキーになります。それと校外学習費、新入学の準備金、修学旅行費、通学費、給食費、これらが該当になります。新入学準備金は1年生が対象ということで2から6は対象になりません。修学旅行は6年生が対象ということで、全員が当たるものと当たらないものがあるということでご理解をいただきたいと思います。

○松本委員長 答弁途中ですけれども、これより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続します。

○生涯学習課長 答弁を続けさせていただきます。

まず、その前に訂正が2点ほどございます。申し訳ございません。1点目の質問のいじめの関係でございます。高校でいじめが1件あるということで説明をいたしましたが、調査の時点では1件ございましたが、今現在は問題は解決しているということで、現在は高校はいじめはないということで訂正をさせていただきます。

それと、もう一点、要保護、準要保護の関係で私先ほど要保護34件、準要保護ゼロというふうにお話をさせていただきましたが、小学校については要保護ゼロで準要保護34件ということで訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、要保護、準要保護、中学校のほうの話をしたいと思います。中学校の要保護の人数は1人、要保護が1人おります。準要保護が23人おります。対象となる経費については学用品費、体育実技用具、それと新入学の準備金、修学旅行費、それと給食費ということになります。

4点目の質問ですが、働き方改革壮瞥町アクションプランについてでございます。平成30年11月に、学校における働き方改革壮瞥町アクションプランというものを策定しております。昨年7月に一部を改正しており、本年3月にも一部改正を予定しております。既に今月の教育委員会で素案のほうを提示しておりまして、27日の教育委員会で採決して成案化するという形になっております。アクションプランの期間は平成30年度から令和2年度までの期間で、国や道の状況を見ながら必要に応じて見直しをするということで1年間の間に2回の見直しをするという形になっております。ここに書かれている中身につきましては、教育委員会の役割、学校での役割というものが書かれているほか、目標といたしまして今回の改正から教員の在校時間、学校にいる時間から勤務時間を引いた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とするという形での改正を予定しております。

続きまして、5点目の地域学校協働活動推進コーディネーターでございます。この方は、現在壮瞥小学校で勤務をしていただいております。令和2年度で2年目になります。学校と地域との協働活動の事業等での連絡調整等を主にやっていただいております。例えば小学校の運動会に地吹雪太鼓の方々、子供たちに演奏の手ほどきをしていただいておりますが、地吹雪太鼓の方々との調整ですとか、同じく運動会のときに中学校の吹奏楽部が来まして、入場行進の際の演奏を生で吹奏楽部の子供たちが行っております。その辺の調整。あと、高校との交流事業の調整ですとか、去年は中学校の教頭先生が科目が音楽でしたので、小学校の学芸会の演奏指導ということで中学校の教頭先生が小学校のほうに乗り入れをしておりますので、学校の教頭先生が小学校のほうに乗り入れをしておりますので、そういう調整等を行っております。また、事業で先生や生徒等からの要望があった部分について地域の方々への情報提供ですとか協力の要請等も併せて行っております。なお、勤務先につきましては、引き続き壮瞥小学校に机は配置して、壮瞥小学校をベースに仕事はしていただきますが、令和2年度についてはさらに中学校や高校との連携も深めていきたいと考え

ておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○教育長 今回の課長の説明に少し補足をさせていただければというふうに思います。

まず、1点目のいじめの数でございますけれども、皆さんちょっと驚かれたかとは思いますが、これは実は平成25年度からいじめ防止対策推進法が施行されまして、そのときにいじめについての定義が変わりました。課長も説明しておりましたけれども、いわゆる児童生徒が心身の苦痛を感じた場合となっておりますので、いじめということではなくて嫌だと思ったところでいじめと認知していくということが定義として変わりました。そこで、学校としてはそういうふうに感じた場合について担任だけで押さえるのではなく、学校のいじめ対策方針を策定しておりますので、組織的に対応するということになっております。出てきた事案について担任だけではなく管理職も含めて委員会組織をつくりまして、そこでその状況を把握、そしてその後の指導方法等を組織的に対応していくと。それで重大化になっていくのを防ぐということ、それを目的にしておりますので、数はたくさん出てきます。軽微なものについてはそれぞれ解決して、なかなか解決がうまくいかないという場合もありますので、それについては教育委員会のほうにも報告いただいて、それぞれ内容を把握した上で教育委員会からの支援、あるいは学校での役割分担の再確認をして方向性を出して進めていくということで、壮瞥町の各学校とも非常によく対応していただいているかなというふうに思っています。最終的には、やはりこういったことについては児童生徒が自分で解決をしていく力を身につけていくということはとても大切だというふうに思っておりますので、そのために学校、それから保護者がしっかりと連携をして子供たちの成長を見守っていくということが大切かということで捉えていただければなというふうに思っております。

それから、2点目の児童生徒の学力ということで、これは実は先ほど説明不足でしたけれども、小学校は6年生に実施をしております。中学校は3年生ということで、平均点で申し上げますと若干全道、全国よりも少し平均点が低い状況にありますけれども、それを子供たちがどこを理解していないかというのを把握することが大切でありまして、それを把握した上で、では授業の中でどういうところを注意して指導していくかというところをしっかりと課題を明確化して学校が組織的に取り組んでいくということ、そのためのものでありまして、非常に分析もしっかりとされておりまして、先ほどの説明はごく一部でありまして、各教科ごとにどこがどのように課題としているのか、そしてその課題を解決するためにどうしたらいいのか、学校としてはこういうふうにしていきますということを保護者のほうにしっかりとお知らせをして、家庭でもこのようにご協力いただきたいということでそれを示して取り組んでいるところでありますので、これも壮瞥町の各学校本当によく頑張っているかなと思います。

補足として以上でございます。

○佐藤委員 詳細にわたって説明いただきまして本当にありがとうございました。今説明

いただいたことを私たちも十分認識しながら壮瞥町の教育が一段と発展することを願っております。

そこで、私の聞き間違いかもしれませんが、先ほど調査の段階でいじめ、中学校7件あって解決した。小学校は40件中20件解決しました。中学校は何件かちょっと私聞き逃したものですから、その点確認したいと思います。

それから、学力テストとかいろいろなものがあります。科学的に分析して、そしてその学校の、またその子供がどこにたけているかということを今のお話を聞くと十分検討されているということはすばらしいなと。ただ点数が上がればいいのだということではなくて、一人一人の子供の学力向上、これが最大の狙いではないかと、そんな気がしてなりません。そういうことで、この学力検査もただ全道点から比べて、全国点から比べて上がった下がったに一喜一憂するのではなくて、本当に子供たちに実のある教育を日々実践していただきたいな、そんな希望です。質問ではありません。希望したいと思います。

それから、要保護、このことについても自分の今までの経験からして私が小学生の頃、中学生、高校生の頃はこういうものはありませんでした。もう何年前でしょう、そんなことを言うとおかしいのですけれども、本当にそういう制度がなかった。けれども、今の社会は教育を平等に受けるためには貧富の差があってもそれを行政とか国が手助けしていくということは大切なことで、これも実践されておりますけれども、私などは貧農というか、貧しい農家に生まれました。子供が5人兄弟なのですけれども、親は何を考えたかということ、子供に与えるものは教育しかないということだったのです。ですから、5人ともその時代で大学に行かせていただきました。私は短大でしたけれども。そのように、親が与えるものは教育だということが、私はずっとその信念を持ってきておりますけれども、このような制度を、ただ地域柄もあるかもしれませんが、小学校の生徒何名いるか私分かりません。100名前後いらっしゃるのではないかと思いますけれども、そのうちの34名がこのような援助を受けて、苦しいという言葉が適当かどうか分かりませんが、そういう親が苦勞しながら子供を育てている、そういう援助をぜひ法に基づいてやっていただきたいな。よく今年の執行方針の中にも子供は町の宝だという言葉を使っております。そういう面で就学援助については十分配慮していただきたいな。感想です。

それと、アクションプランです。これ私前に見て、先ほど食事に帰ったときにもう一回のぞいてみたら、道教委では平成30年3月に制定しているのです。そして、元年の7月に改定して、31年の3月にまた改定している。そうやって動きのあるアクションプランですけれども、それを見ていると実際に実践されているものも私は目につきました。それは、閉庁日、学校の休みです。先生方の休みの時間をきっちと取った。夏休みの、冬休みでもそうですか、お正月前後に取っておりました。それを町の広報の中でカレンダーの中に学校閉庁日でしたか、そういう表示があったのはこのアクションプランから来ているのだな、そんなことを先ほどの答弁を聞きながら再認識いたしました。そういう面で教育はただ学校で子供を預かって時間を過ごすのではなくて、やはり子供のために、そして一人一人の子

供の成長が保障されるような学校教育をぜひ実現していただきたいな、そんな感じを持って今までの答弁をお聞きしました。ぜひ一人一人の子供のためによりしくお願いしたいと思います。

以上です。

○松本委員長 佐藤委員、質疑の中身は、それではいじめの解決、また中学校の案件だけでよろしいのですか。その確認だけでよろしいのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

中学校のいじめの解決した件数につきましては、21 件でございます。

以上です。

○松本委員長 課長、発生が7件と言って、あとの21件なんで、矛盾してるんじゃないですか。

○生涯学習課長 申し訳ありません。もう一回数字のほうを確認させていただきます。申し訳ありません。

○松本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 申し訳ありません。件数につきましてもう一度確認をいたしまして、後刻とさせていただきます。申し訳ございません。

○佐藤委員 ここで3回目になりますので、簡単に申し上げたいと思います。

事務局事業としてAEDの使用料が予算化されておりますけれども、この予算書全体の中で何か所か出てまいりました。例えば公共施設管理事業の中でも出てきておりますし、観光費の中でも出ております。高等学校費、それから社会教育費の遊学館の中でも出てきておりますけれども、それぞれ金額が違うのはどうしてなのかな。借りている機種によって違うということは私それで認識したいのですけれども、AEDで10万9,000円ですか、これが一番高いのです。そして、ほかのほうは高等学校等で借用しているのは4万1,000円となっているのですが、これは2台借りているのかどうか、それも確認したいということです。

そして、もう一点、このように人命に関わる応急処置としてのAEDの設置は大変すばらしいし、これは継続すべきと思うのですけれども、AEDをただ置いたからそれで安心でなくて、常時そこにいる職員の方がもしもそれを使用する段階になったとき果たしてどうなのかな。ですから、町内に5か所ですか、今置かれているので、年に1回くらい年度初めに関係するところの職員の方に集まっていただいて、消防から来ていただいて、そしてただ言葉だけでなく実践を通していかに対応、使用するかということを確認すること

は私は必要でないかな、そんなことを考えたものですから、このことについてのお考えを伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、AEDについては教育委員会が所管する学校にそれぞれ1つずつ、あと遊学館と山美湖のほうに1つずつ、全部で5か所ついております。金額については……すみません。金額それぞれ差がある部分について、申し訳ありません、もう一度確認をさせていただいて後刻答弁させていただきます。すみません。

○教育長 2つ目の研修の件でございますが、まず学校においては保健体育の授業でAEDについて学ぶことになっています。また、学校の研修、ほぼ各学校においては具体的に研修、実際に消防の方に来ていただいたの実技を含めた研修は、毎年ではないかもしれませんが、実施されていると認識しております。あと、こういった社会教育施設的な部分についても、過去の状況は今把握しておりませんが、この後次年度に向けて内部で検討させていただいて、できる限り、大切なことありますので、設置していても使えないというような状況がないように考えていきたいと、検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員長 ほかに144、145 ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、146、147 ページ。

○山本委員 8番のスクールカウンセラー謝礼というのがあるのですが、さっき課長のほうからの答弁にも少し出てきたのですが、スクールカウンセラーの方はふだんどこにおられるのか質問します。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

スクールカウンセラーの方は、常勤の方ではございません。小学校であれば月1回で年間4回、中学校であれば年間9回、高校については原則毎月1回という形で学校に来ていただいて、生徒の相談、あるいは教職員等に対する指導、助言等をしていただいております。

以上です。

○山本委員 ちなみになのですけれども、昨年スクールカウンセラーに相談された件数ともし分かれば教えていただきたいのですが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

申し訳ありません。今手元に資料を持ってきておりませんので、後刻答弁させていただきます。

○森委員 私は、4番の学校給食運営事業についてお聞きしたいと思います。

今年度の委託料が1,562万6,000円ということでございますが、給食が伊達の歴史の杜食育センターですか、そちらのほうから給食を受けて2年か3年になりますけれども、まず給食に対する生徒の評判がどのようなものかと。これに対する現場の声というのはどう

いう形で反映されていくかという部分についてお聞きします、まず。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

学校から聞いたという話でお聞きいただきたいと思います。旧給食組合のときから比べて新しく食育センターになったということで味つけも随分変わってきて、かなり努力の成果が見られるということは学校から聞いているところでございます。一方で、子供さんたちのいろいろな嗜好の変化というものもあってなかなかうまく、子供たちに残さず食べてもらいたいという希望で一生懸命食育センターでは作ってはいるのですけれども、山菜料理だとか酢の物だとか、そういうものを食べない子供さんが結構いると。特に山菜等については親御さんも食べない方もいるので、結果子供も食べないのではないかというようなことを学校から承っているところでございます。

以上です。

○森委員 給食の関係については昔から議論されていたところで地元食材の活用という部分がよく話題にのっておりまして、ただ地元食材の活用の実態と、それとあと前のページにも載っていたのですが、学校給食アレルギー委員会なんていう委員会があるのですが、このアレルギー食対応の実態がもし分かればお知らせ願いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の地元の食材の対応についてですが、まず牛乳については伊達産の牛乳ということになっております。また、これは年に1回とか2回とかという数になってしまうのですが、噴火湾漁業協同組合からホタテを提供していただくとか、あと地元の野菜とかお米とかを使っているというような形で聞いております。

それと、アレルギーの関係ですが、本町におきまして今月アレルギーの代替食を希望したいというお母さんからの申出があったところでございます。今食育センターのほうでは卵と乳に関してアレルギーの代替食を提供しております。

アレルギーの代替食に関しては以上でございます。

○松本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、148、149 ページ。

○長内議長 小学校運営事業の久保内小学校周辺草刈り作業委託料に関わってお伺いしたいと思うのですが、これは久保内小学校が休校という形になって間もなく1年たとうとしているわけなのですが、この久保内小学校周辺草刈り作業手数料の16万8,000円、これにおいては外部の、名前のとおり周辺の草刈り等の手数料かなと理解するのですが、現状として今久保内小学校が目的外利用ができないというような中で休校という形で一応閉鎖されておりますが、内部の管理体制というのはどのようになっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

久保内小学校の内部の管理状況ということでございますので、ご答弁いたします。町の

防災計画では避難所に指定をされているということもありまして、電気、それと水道、それと消火設備については、それと夜間無人ですので、警報装置、セコムさん、警報装置についてはこれまで同様に稼働している状態でございます。一方で、電話等については廃止をしているという状態でございます。

以上です。

○長内議長 理解を深める上でもう少しお聞きしたいと思っておりますが、閉鎖されて多分人の出入りがないので、それほど、例えば傷んでいるとか、いろんな部分汚れているとか、そういうことはないのかなと思っておりますが、そういう内部の、セコムでしょうか、いわゆる防犯上の部分はやっていると思うのですが、例えば内部のいろんな状況の変化ですとか、汚れてはいないと思うのですが、そういう部分の管理というのは特別は今なされていないというふうに考えて、防犯上の対応という部分は委託をしてやっているのでしょうか、それ以外は特別な部分の管理ということはしていないというふうに理解してよろしいですか。

○生涯学習課長 外注で清掃等をしているわけではないのですが、教育委員会の職員が定期的にこちらの中を巡回、外を巡回して異常がないかどうか確認をしているところでございます。

○松本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、150、151 ページ。

○佐藤委員 図書購入費、これについてちょっと伺いたいのですけれども、伺いたいというよりも、実は先日の議会で第5次まちづくり総合計画というのを策定して、それが承認されて、新たにこれに基づいた教育だとか行政が行われるのですけれども、その計画の最後に教育の目標というのが書かれております。その中で教育に関して取り上げられているのは読書のことだけなのです。そこで、もう予算がこうになっているのですけれども、小学校費、中学校費、高等学校費、それから山美湖にある図書、これを見ても図書費の計上ちょっと少ないのではないかなと。といいますのは、やはり子供たちによい図書環境を与えてやる、これは行政だけでなくて親としても当然それは努めなければならないのですけれども、そういうことを考えたときに、もう予算は決まってこれでいいのですけれども、次年度以降もう少しプラスして予算を組むことが必要でないかな。壮瞥町には書店もあります。わざわざ伊達まで行って買わなければならない、そういう環境の中ですので、せめて子供たちが学校に来て図書室に行ったとき、古い図書があるのでなくてある程度新刊書なども入るような手だてが今後必要でないかな、そんな気がしてなりません。そういう意味で、今年度はそれぞれの項目で予算は決まっておりますけれども、今後配慮していくことが必要でないかなという立場で今質問しているのですけれども。

以上です。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

学校含めまして図書の購入が少ないということでございました。町の厳しい財政状況もあって本の冊数、値段も減ってきております。特に値段は少し上がってきているところもありますけれども、いただいたご意見を踏まえて一冊でも多く配当できるように教育委員会では今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○教育長 先ほどの図書の件でございますけれども、確かに厳しい中、できるだけということで教育委員会としても予算のときをお願いをしまいいりましたけれども、内容的には非常に、取組といたしますか、いろんなボランティアの方が、山美湖運営ボランティアの方ですとか読み聞かせの会ですとか図書ボランティアの皆様が非常によく活動していただいております、様々なところで啓発活動、あるいはイベントを行っていただいて町民の方に来ていただく、そういった活動については本当に壮瞥町すばらしいなというふうに私は見させていただいております、できる限りこういった、本の冊数も大切ですけれども、そういう活動、そちらのほうにも支援をしていきたいなというふうに考えているところで

以上です。

○加藤委員 スクールバス運行事業の機械器具費、この内容説明いただいたのはスクールバス1号車の入替えということで承りましたけれども、これは要するに今まで乗った車はどの程度活用していたのか、また今回購入するバスにおいては今使っているスクールバスと同等のようなものを購入するのか、まずその点について伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、入れ替えるバスにつきましては、平成17年式に購入したバスでございます。2月末の走行距離で24万3,481キロほど走っております。昨年の2月に走行中にエンジンがかからなくなりまして、120万ほどの補正で修繕をさせていただいたバスでございます。購入を計画しているバスでございますが、人数については今走っているバスとほぼ同じ29人乗りのバスを予定しております、ドライバー等の意向もありましてマニュアル車を購入する予定でございます。

以上です。

○加藤委員 理解しました。そこで、今回購入において、今古い車、廃車的な要素になるのか、下取りとかいろいろ、あと一般的な、お渡しするのかとか、例えば販売するのか。結論から言えば廃車という形で確認してよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、新しいバスも納車まで結構日数がかかるということで、それまでは今のバス当然走っていただくことになります。先ほどお話ししたように、もう24万キロを超えているところもありまして、基本は売却という形になると思いますが、次使えるか鉄くず状態での売却になるかはそのときの状況にもよるかと思えます。基本は売却を考えております。

○毛利委員 今のスクールバスに関連することなのですが、以前に購入したバスの中で4

駆でないバスがあって、運転手さんがちょっと大変だという話を聞いたのですが、今度購入するのは4駆なのでしょうか。それ確認したいのですが。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時40分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

大変申し訳ありません。手元の資料で2駆か4駆かの確認ができるものを持っておりませんので、後刻答弁させていただきます。

○松本委員長 ほかにこのページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、152、153 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、154、155 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、156、157 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次、158、159 ページ。

○真鍋委員 高等学校教育振興事業で資格取得助成補助金というのがあるのですが、今年度だったかな、あまり資格取得の実績がなかったように聞いておるのですが、この資格取得の実績をお知らせをお願いします。

○松本委員長 真鍋委員、前年比の上がった分もという意味でしたっけ。併せてお願いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

令和元年度の資格受験者と合格者についてですが、まず食品衛生責任者については23人受験をして全員が合格をしております。農業技術検定につきましては、3級は17名受験の5名合格、同じく2級については1名受験の1名合格。情報処理検定の4級は3名受験の2名合格、3級は21名受験の17名合格、準2級は5名受験の1名合格、2級は2名受験の2名合格となっております。次に、日本語ワープロ検定です。4級は3名受験の1名合格、3級は13名受験の8名合格、準2級は6名受験の2名合格、2級は1名受験がありましたけれども、合格者はありません。続きまして、数学検定の3級です。4名受験の1級1人合格、準2級については1人受験の1人合格となっております。最後に、英語検定ですが、4級が1人受験の1名合格で、準2級が2人受けておりますが、合格者はありませんでした。

以上です。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長 今年増えている部分ですが、食品衛生責任者の試験を受ける人数、2年生と3年生の合計で45人の受験を想定しているということです。あと、それぞれ日本農業技術検定、英語検定、漢字検定、日本語ワープロ、情報処理、数学検定等で先生のほうで子供たちのほうを指導して、その能力があるという子供たちについては試験を受けるようにということで働きかけていると聞いております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、160、161 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、162、163 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、164、165 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、166、167 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、168、169 ページ。

○森委員 文化財保護等事業の関係でお聞きします。

紫明苑の管理、紫明苑の庭木維持管理は行っているところなのですが、この紫明苑、壮警小屋なのですけれども、これについては壮警小屋を活用した何か積極的な利用が考えられないかということでございますが、よろしくお願いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

以前は壮警小屋で様々な催し、例えばお茶をたてたりとかそういうようなことをやっていましたけれども、ここ数年活用というものはしておりません。定期的に点検等はしております建物には異常はないのですが、今後社会教育のほうの担当等も含めて文化財審査委員さんの意見等も伺いながら活用ができるかどうか、またどのような方法でどのような時期に行えばいいかというものを検討させていただきたいと思います。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、170、171 ページ。

○加藤委員 私は、中学生フィンランド国派遣事業につきましてお伺いしたいと思います。

このフィンランド国派遣事業につきましては、今年度、2年度に進めるわけですが、それに当たり今までどのような経緯において検討され決められたのか、まず1つ。それとまた、今回この事業におきまして改善または見直し等があればお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

まず、フィンランド派遣事業でございますが、先般の全員協議会のときにもご説明をさせていただいておりますが、平成 28 年度からどのような形でフィンランド派遣を続けることができるかという形で議論をしてきたところでございます。また、その際平成 29 年 12 月には町の P T A 連合会の会長さんのほうから本事業の継続についての要望もいただいているところでございます。昨年の春から夏にかけて教育委員会の中でいろいろ議論をいたしまして、まずアンケート調査を実施をして、そのアンケートのご意見を踏まえた中で教育委員会として議論をしていこうということになりまして、昨年 8 月の全員協議会で進め方について説明をさせていただいて、9 月の下旬になりましたけれども、現在小学校に通っている子供さんの保護者、それとそうべつ保育所に通っている子供さんの保護者、それとそれ以外の保育所、幼稚園等に通っている保護者、教育委員会で把握できる範囲になってしまったのですが、その方々についてアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の結果につきましては、先般各議員のほうにもお配りしているとおりでございます。それを受けまして、昨年の 10 月の教育委員会から状況等を逐一報告をさせていただきまして様々な形で議論を深めてまいりました。その中で出たのは、まず町の財政状況を勘案して日数を減らすことができるかどうかと、それと随行の人数を減らすことができるということもあって、1 年置きに実施することができるかどうか、あと保護者の負担についてはどうするのかと、この事業をいつまで続けるのかというのが大きなところだったかと思っております。具体的な部分につきましては、これまでは 8 泊 9 日の日程で実施をしておりました。引率を 6 名、現地での通訳を 2 名ということで、保護者の負担については従前どおり、これまでもいただいていたということでございます。見直しの案といたしましては、隔年で実施をし、令和 3 年は中学校 2 年生単独でということになります。令和 4 年から中学校 1 年生、2 年生の合同で実施をすると。実施時期については、これまで同様 7 月の下旬から 8 月の月上旬に実施をする 7 泊 8 日で 1 日日程を短縮すると。この 1 日日程短縮というのは、新千歳ヘルシンキ間の直行便が開設されたことによって、これまで一旦羽田経由、成田経由で出国、入国をしておりましたけれども、それが丸々かからなくなったということで、その部分で 1 日の減ということになります。それと、引率者の数も 1 人減らして、現地の通訳についても 1 人減らすという形で令和 3 年度からは進めていくという形でございます。

以上が検討の内容と見直しの結果でございます。

○教育長　私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

今ご説明したのは令和 3 年度からのことでありまして、令和 2 年度につきましては現行どおりの実施で、若干フィンランド便ができたということで対応を考えておりますけれども、大きな見直しについては令和 3 年度からということでございます。また、見直しをするに当たってアンケート調査も含めて様々ご意見を伺いましたけれども、多くの方がこの事業の継続を希望されておまして、壮瞥町が北海道で誇るといいますか、事業の一つで

はないか、子供たちのためにこの時期に海外に行って様々な異文化を学んでくるということとは相当子供たちにとっての成長にも大きく影響するということを実際に行ってこられた方々も大きく、それからその保護者の方々も非常に有効な事業だというふうなお話をいただいております、今年の成人式にも参加した方ですけれども、今大学に行って海外に留学をされているそうです。留学をされている中で日本に戻ってくるまでの旅費がないので、自分が中学校2年のときに行ったフィンランドに行って、その当時を思い出して非常によかったというお話もありまして、行った方々のこの研修のすばらしさといいますか、これは壮瞥町の魅力のある行事の一つなのかなというふうに考えております。見直しを図る上でそんな印象を持ちました。補足させていただきます。

以上です。

○加藤委員 十分理解をさせていただきました。そこで、これは令和3年から新しい内容で見直し案を含めて進めていきたいということも重々承知してもらいました。ちょっと質問的にどうなのかと思うのですが、長いスパンで考えたとき将来的な見直し案というか、派遣の在り方、そういったものについてどのように検討しているのか、またどんなことで今考えられることがあれば伺いしておきたいと思います。お願いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、このフィンランド派遣事業については国際交流基金という基金のお金で運用をしているところでございます。平成30年度末で3億3,100万ぐらいの基金がまだ残っているということで事業を執行していくということになりますが、今の段階では事業を実行していくとお金もどんどん減っていくという形になります。したがって、令和3年度から新しい体制で実施をして、ある程度1回当たりどのぐらいの経費がかかるのかということが分かってくる令和8年度ぐらいから次回の検討を始めさせていただきたいなと思っております。現行、令和3年度からの見直しでいきますと、令和13年度まではこの制度で実施をします。ですが、それ以降については基金の残高を十分勘案しながら、また先般の全員協議会のときにも頂戴したご意見もございますので、その辺を踏まえた中で教育委員会で検討していきたいと考えております。

以上です。

○森委員 1番の外国語教育推進事業、英語指導助手の関係なのですが、令和元年、たしか30年度の末だったと思うのですが、それまでの英語指導助手が辞められて、昨年は急遽そういう専門の業者を頼んで英語指導を行ったと思うのですが、多分これJETプログラム活用による減ということで今回予算を組んでおられますが、このJETプログラム活用によってというか、それ以前の英語指導助手の人件費と何が違ってJETプログラム活用による減少が起きたかという部分、それとJETプログラムの内容についてお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、森委員ご指摘のとおり、昨年予算議決をいただいてから当時働いていた職員が退

職をするということになりまして、急遽また補正で予算の組替え等をお願いした経過があることは重々承知しておりますし、そのとおりでございます。令和元年度、人材派遣の委託業者のほうから英語指導助手を派遣していただいてフィリピン国籍の女性の方に来ていただいておりますけれども、その方との契約が終わりますので、今後新しく令和2年度からはJETプログラムでの話を進めていきたいと思っております。これは、語学指導等を行う外国青年招聘事業という名前になっております。こちらについては、一般財団法人の自治体国際化協会というところが窓口になっておりまして、主に英語圏の国の方に声をかけていただいて、日本の小学校、中学校や高等学校などで語学の指導をしていただけますかという形でお話をするものでございます。経費については、1年目については報酬で今回予算を見ている金額と同じなのですが、336万という報酬を見ております。これは、4年目、5年目になると396万まで上がります。ただし、逆に初年度については赴任旅費ですとか研修会への出席旅費とかそういうものも負担金補助及び交付金で発生してくる部分もありますが、これは2年度以降発生しないというところもありますので、大体330万から390万ぐらいの間で1年間は動くのかなと考えております。ただし、これは5年間同じ人を継続して雇用した場合の計算になります。毎年人が替わると、その人が1年目ですので、スタートはまた336万と。ただし、新しい人が来ますので、赴任旅費がまたかかるというような形になります。

それと、この事業については財源措置というものがございます。地方交付税の財源措置があるということで、昨年までは委託料として町の完全な持ち出しという形になっていましたけれども、地方交付税での財源措置があるということで、大きな負担をかけないでこちらが希望する英語指導助手を招くことができるということでこの事業を取り上げさせていただいて使わせていただくということになりました。

以上です。

○松本委員長 これより休憩といたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後刻答弁いたさせますということがございまして、最初に総務課長の答弁をお願いします。

○総務課長 先ほど佐藤委員からのご質問の中で、うちの町の中で設置をしているAEDの関係についてのご質問があつて、教育委員会の所管の施設にももちろんあるのですが、それ以外にも幾つかある状況でございますので、今手元にまとめたものがないものですから、後ほどそれらを一括して、内容を精査して、それから私のほうでまとめてご報告をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松本委員長 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、佐藤委員からいじめの関係で件数のご質問を頂いておまして、確認をさせていただきました。まず、小学校ですが、いじめの認知件数については40件でございます。このうち既に解消しているものが20件、残りの20件につきましてはいじめの行為はやんでおり、その状態が相当期間継続しているが、被害生徒が心身の苦痛を訴えているというのが20件あるということでございます。小学校は、これで40件の内訳ということになります。

続きまして、中学校です。いじめの認知件数については7件でございます。このうち既に解消しているのが5件、先ほども話したとおり、いじめの行為はやんでおり、その状態が相当の期間継続しているが、被害生徒が心身の苦痛を訴えているという状態がまだ2件あるということでございます。以上がいじめについての後刻答弁でございます。

それと、毛利委員のほうからスクールバスの件についてご質問があったかと思えます。スクールバスにつきましては、これまで購入しているバスについても全て4輪駆動車ではないということでございます。

以上です。

○松本委員長 質疑を継続いたします。

170、171 ページ、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、172、173 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、174、175 ページ。

○菊地委員 175 ページの学校体育施設開放事業ということで、これは関連になりますけれども、学校施設で避難所として取り扱っているところがありますので、その件について質問したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

前回の31年度の予算のときに私の質問で久保内小学校が目的外で使われなくなりました。避難所として例外として使えるのかということの質問をしたときに、その答弁で道のほうから明確な回答は得ていないけれども、人命に関わる部分の話である。それと、壮瞥町で置かれている災害、大雨、大雪、それと特に噴火の関係は、長い期間多くの方が避難することもあるって、その都度都度の対応という形になるだろうというふうな回答でありましたけれども、指定避難所という形にしていますので、この部分は例外で使えるということで明確にするべきでないかなというふうに思います。

それと、確認ですけれども、久保内中学校が閉校になって今回売りに出されますけれども、指定避難所としています。これは確認ですけれども、町は避難所の指定に当たって次の項目について努めるということで、町は指定避難所が廃止されたり基準に適合しなくなったと認めるときは指定避難所の指定を取り消す。町長は、指定避難所を指定し、または

取り消ししたときは知事に通知するとともに公示しなければならないということでありましたけれども、この取扱いを進めているのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の久保内小学校の件でございますが、こちらのほうは昨年ですか、教育委員会のほうでご答弁をしたところから変わっているところというのは実はございません。あくまでも都度都度の協議という形になっておりますが、ただ委員がおっしゃることも十分理解できますし、現実にはそれが間違いなく使えるというふうになれば町としてもいろいろな対応がしやすくなることは事実でございますので、そうはいいながらも町単独で判断できるものではないので、引き続き協議をしていきたいなというふうには考えております。

それから、2点目の久保内中学校のほうでございますが、こちらのほうは売却をいたしますので、完全に指定避難所としては使えないと、そういう認識でおります。これも委員のほうでおっしゃったとおりで知事、道との手続も必要ですし、もう一つ言うと地域防災計画に今登載をしておりますので、そちらのほうの改定も必要になってくると認識をしております。手続のほうは、今現在はまだ具体的に進めておりませんが、先般議決をいただきましたので、早々に進めるということと、地域防災計画の見直しについては、その他の事項もでございますので、令和2年度中に改定をすることを、そういう考えで担当課としてはおりますので、それなりに適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、176、177 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、178、179 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、180、181 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、182、183 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、184、185 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、歳入について、一般会計、見開き4ページから。4ページ、5ペー

ジです。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、6 ページ、7 ページ。

○加藤委員 この中で6番の法人事業税交付金という部分で今回新たに計上されておりますけれども、どのような内容で増加が見込まれているのかお伺いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

こちらの法人事業税交付金につきましては、平成 28 年度の税制改正によりまして消費税が 10%に上がる段階での措置として地方税であります法人住民税の法人税割、うちの場合は町税でありますけれども、その税率が引き下げられまして、その引下げ相当分で地方法人税、これは国税になりますけれども、その税率が引き上げられることとなっております。この地方法人税は、引上げ分を含めまして全額が地方交付税の原資となるということでございます。そして、町税の部分の市町村の法人住民税法人税割が減りますので、その減収分の補填措置として法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されて、この法人事業税交付金という項目がこのたび新設されたものでございます。交付基準は、そのまちまちの従業者数なのですが、経過措置として令和2年度は法人税割額を基にして交付されると。そして、令和3年度は3分の2が法人税割額、そして残りの3分の1が従業者数で交付されると。そして、令和4年度は法人税割額が3分の1、従業者数を3分の2を基準にして交付される。そして、令和5年度からは正規のといいますか、交付基準、従業者数を基に交付されるというふうになっております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、8 ページ及び9 ページ。

○加藤委員 8番の環境性能割交付金、これ昨年より200万の増額になっておりますけれども、この内容、要するに200万増加になったその理由と、前のページ、お許しをいただければ4ページに環境性能割という部分の中で軽自動車税が廃止した部分の中で20万3,000円ここで増額計上されておりますけれども、その部分についてお伺いできればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○会計管理者税務会計課長 それでは、私のほうから軽自動車税の環境性能割についてご答弁申し上げます。

こちらは、委員おっしゃるとおり自動車取得税が廃止になりまして環境性能割というのが創設された。今までは自動車取得税、普通自動車は3%、軽自動車は2%で都道府県税だったのでありますけれども、軽自動車分について市町村税となったということであります。それで昨年度、そして今年度と予算措置をしているということでございます。税率は、取得価格の2%ということなのですが、まだ実績が少ないものですから、北海道からの資料といいますか、データを基にして積算しているということで今年度は27万2,000円

を計上しているというものでございます。

以上でございます。

○企画財政課長 私のほうからは8ページの環境性能割交付金に関してご答弁申し上げます。

こちら令和元年10月の消費税の増税に伴いまして車体課税の大幅な見直しがありまして、令和元年、昨年の10月以降に新規登録を受けた自動車の自動車税の税率が引き下げられたり環境性能割の導入を契機にグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定することですとか自動車取得税が廃止され、そして環境性能割が創設されております。この交付金の基準につきましては、市町村道の延長と面積を基に交付されるものでございます。そして、この環境性能割交付金の目的としまして消費税率が10%へ引き上げられるのに併せまして車の保有課税を恒久的に引き下げることにより車の需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車の乗換えの促進による燃費性能の優れた車や先進安全技術搭載車の普及を図ることを目的に創設されておりました、環境性能割につきましては燃費基準により非課税から3%の税率でかけられまして、それを基に交付金として交付されるということでございます。ただ、環境性能割導入したのが昨年の10月からで、それから1年間に限っては、1年間に限りますので、今年の9月までに限っては非課税から3%の税率が1%減税されます。そして、この1%減税されることによって市町村に入ってくる交付金が減りますので、この減収分につきましては地方特例交付金、同じページに、次のところにありますけれども、ここの99万の一部にこの減収分が入ってきております。そして、環境性能割交付金につきましては今年度100万で見えていましたけれども、そういった軽減分とかも考慮しまして今年度は令和元年10月からの半年分として環境性能割交付金が交付されていまして100万ぐらいを見込んでおりました、来年度につきましては環境性能割交付金は4月から3月までの1年分を見ます。そして、さらに軽減分もなくなりますので、それを見越して300万円という予算を計上しております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、10ページ、11ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、14ページ、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、16ページ、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、18ページ、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、20 ページ、21 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、22、23 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、24、25 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、26、27 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 続いて、28、29 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、30、31 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、32、33 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計 186 ページから 194 ページまで。

○山本委員 給与費明細書の中で特別職、2 が一般職、その次のページにアとイで会計年度任用職員以外の職員と、その下は会計年度任用職員と書いてあるのですが、具体的に誰のことを指しているのかというのを教えてほしかったです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

こちらの書き方は令和 2 年度からになるのですが、会計年度任用職員というのが令和 2 年度からスタートして、基本的には職員の中にカウントする、従来の嘱託であれば別扱いだったのですが、ということになって、それで会計年度任用職員分と会計年度任用職員以外の職員という書き方をしていますが、要は正職員の方、あるいは再任用であったりとかいう方で現行の嘱託職員とかを除いた全ての職員という形になります。それらがまとまって総括すると見開きの左側の総括のところにはめられていくのですが、ですからアとイのそれぞれの職員数の合計だとか報酬、給料とかの合計が左下のほうに入っていくという形になります。特別職とそれ以外、それ以外をさらに会計年度とそれ以外という形に分けて表にしているという内容ですが、ご理解いただけましたでしょうか。要は今の嘱託職員とか以外の一般の、通常の町の職員のことを会計年度任用職員以外の職員という書き方にしていると、平たく言うと正職員、そういう意味です。

○松本委員長 ほかにございませんか。186 から 194 ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、債務負担行為、第 3 表、地方債及び条文について。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 次に、予算書及び予算に関する説明書全体について。

○森委員 予算案の審議のときに質疑し忘れしたものですから、99 ページの環境衛生費、火葬場及び墓地管理の部分で若干説明をお願いしたいと思います。というのはこの中で弁景共同墓地墓石移設と撤去工事 900 万ということで見えております。経過としては、町道パンケ川右岸線の崩落により毎回補修費がかかることから、改葬済みの墓石と使用者不明の墓石は撤去し、現在使用中の墓石を滝之町共同墓地へ移転し、弁景共同墓地を廃止することだと思えます。それで、処理の内容が移転補償内容のところでも説明あるのですが、土葬等で遺骨が出た場合まとめて供養し、町の負担により火葬し、不明墓用供養塔を建立し、埋葬すると。この供養塔を建立する場所というのがどこになるかという確認です。まずそれについてお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

土葬等の不明等のものがあつた場合に供養塔を設置するという事で、その場所につきましては現在の滝之町の共同墓地の区画を利用して設置する予定となっております。

以上です。

○森委員 これまでも墓地は廃止されているところが数か所あると思うのですが、この廃止されたところのそれぞれにこういう供養塔というか、これを設置した経緯というのはあるのでしょうか。確認です。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 6 分

再開 午後 2 時 3 7 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

細かい資料等が今手元にございませんので、今分かる範囲で申し上げますと、直近で駒別共同墓地が廃止されたという経緯がありますが、そのときには土葬等、遺骨等はなかったということで、そのときにはそういった共同の供養塔は設置していないという情報だけ分かりました。今時点で分かるのはそこまでの情報でございます。

以上です。

○森委員 墓の処理については了解いたしました。それで、町道パンケ川右岸線が崩落により毎回補修費がかかるということでございますから、通行はできないということだと思ふのですが、廃止とかということにはなるのかどうかという部分の確認ですが。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 8 分

再開 午後 2 時 4 0 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

あちらの墓地に関しましては、もともと町道が災害だったと思いますが、今は状況的に常時通れる状況でなくなったということで墓地の移転の話になって、基本的に移転の作業が終わった段階で通行のほうは一応止めるという当初の考えでございました。ただ、町道の認定廃止とか、そこまでについては決めたところではございませんので、今後の検討のかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○佐藤委員 私も昨日の審査の中で急に進んでいたものですから、発言しなかったのですが、今森委員が言われた件について同じようなことを考えたのですけれども、要するに今廃止するというのは町道の補修は困難だから、そして向こうに行くことができないから廃止ということで、そう理解してよろしいですね。

それと、先ほど課長のほうから駒別のお話がありまして、これは山中町長のときなのです。そして、私もそのとき役場で呼ばれて一緒に墓地の閉鎖のときに行っていました。本当に墓地があったけれども、そういう墓地の形態をなしていなかったというのが駒別だったのです。その後約25年くらい前です。私が民生課ですか、そこにいたとき町内の墓地を調査したことあるのです。町内の墓地全部です。そのとき駒別は行きませんでしたけれども、ほか全部回った結果、一番ひどかったのが黄溪というのですか、オロフレに上っていく途中で左側に入っていくところ、そこに墓地があるのですけれども、道はあってもそこに行くとも墓石もあまりないし、本当に荒れ放題だったのです。それが今でもあそこに看板上がっていますけれども、墓地の表示があるのですけれども、そういう墓地も将来はどうなるのかな、そんな気がしてなりません。それで、今後今の各家庭の状況だとか親子関係だとかいろいろなことを考えてくると、一緒に生活していないので、両親がここに造った墓があっても子供たちはよそに出て、そこで生活している。本当に墓地とは無縁の関係で生活している人が多いのではないかと。そういう中で荒れ果てた墓地が今後たくさん、管理できない墓地がたくさん出てくるのではないかと考えるのです。そこで、今回の計画では不明墓というのですか、分からない墓地から出た遺骨、骨を供養するということで不明墓用の供養塔を建てるというのですけれども、私は町内のこれからのことを考えたら不明墓というよりも無縁というのですか、無縁墓、そういう言葉あるのかどうか分かりませんが、無縁墓的な方も収容できるような形で、今回せっかくやるのであればそのこの滝之町の墓地の一角にそういうスペースをつくってやるのが今後必要になってくるのではないかな、そんなことを考えたのですけれども、将来の壮瞥町の墓地、各地にたくさんありますけれども、蟠溪にしても墓標があるのと、あと全然分からないのって結構あるのです。そういうことから考えて今後の墓地の在り方、そして供養塔の在り方を十分考える必要があるのではないかと。このことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

今佐藤委員がおっしゃられました黄溪の墓地につきましては、残念ながら私自身は現地に足を踏み入れたことはないのですが、以前の課長の答弁の中でお答えした内容を発見いたしまして、2年ほど前だったでしょうか、その当時は搬入道路もまだ使えない状態ではなく、そこに墓参に来られている形跡もかすかにあったので、今後の推移を見たいというような答弁だったかと思います。こういった内容を私も見まして、担当と改めて雪解けを待って町内全体の墓地について見て調査をしようということになっておりますので、今後の方向につきましては調査をした時点で検討していきたいと思っております。

また、供養塔の在り方につきましてもご意見いただきましたが、この件につきましては今現在積算している設計金額もありますので、なかなかそれを拡大するというのは難しいかもしれませんが、そういった先ほどの墓地の調査も含めて在り方を検討してみたいと思います。

以上です。

○佐藤委員　今回閉鎖する弁景だけを対象にした不明墓というのですか、でなくて、今答弁ありましたように、将来のことを考えて全体的な見地から考えていただきたいな、それを要望したいと思いますけれども、この供養塔が地域だけのものでないような形でぜひ実現していただきたいなと思います。

以上です。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

先ほど申し上げたこととちょっと重複いたしますが、春先の全町的な調査をしまして今後の対応を考えて検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員　103 ページだったと思いますけれども、壮瞥町温泉利用管理協同組合源泉掘削補助金が今回 31 年度に予算化したけれども、1 年延ばして今年度ということであったのですけれども、そのことについて配られた資料ではちょっと理解できない面がありますので、教えていただきたいと思います。

今回の事業主体である壮瞥町温泉利用管理協同組合の構成する組合員数、そして今回源泉掘削の温泉水は、くみ上げたお湯はどのような形で、今ある源泉だけで足りなくて掘るということは理解できるのですけれども、どのような形で利用する考えか。多分、私の想像で申し訳ありませんけれども、北電の跡にホテル等の建設が予定されておりますよね。環境整備のための樹木等の移設工事は始まっておりますけれども、本体工事はまだやっておりませんので、多分そちらのホテルのほうにも給湯するという考えから今回掘削するかどうか、このことについてお聞きしたいのですけれども。

○産業振興課長　ご質問は2つあったかと思いますが、まず最初の壮瞥町温泉利用管理協同組合、こちらのほうの組合さんで今回掘削したいということで、毎年総会のほうに出席させていただいているのですが、そのときに資料をいただきまして、直近の資料に

よりますと温泉利用者の契約者数は 25 件ございまして、うち組合員が 18 件、組合員外が 7 件ということで、この 25 件のうちの 8 件は休湯中ということでの資料をいただいております。全体の使用料は 395 リットル毎分使っているということです。

次の質問になりますけれども、今佐藤委員がおっしゃったように、旧北電の保養所、あの跡地に進出してくる新しい事業者さんが来るというところで今回新たに掘削をするということなのですけれども、お湯の使い方といたしましては、詳細に関しては私どものほうで分からないのですけれども、現在旧三恵病院の跡地の裏のほうに泉源が点在しているのですけれども、それを公園の中でミックスタンクというのがありまして、その 1 か所に集められて、そこから各利用者のところに供給されているというところで、お配りになった資料の中に図面がついていたかと思うのですけれども、それにオレンジの線がありますが、そのオレンジ色の線が主たる配管の経路図になります。こういう形で新しいホテルにも供給されると。今回お湯の量が足りないというよりも温度が低いということだったので、そちらのほうメインということのようであります。

以上です。

○佐藤委員 ちょっと回数増えて申しわけない。お許しいただいて、今誘致したかどうかは別にしても、北電の跡のホテルのことも十分考えているのだというお話あったのです。それで、去年は 3 分の 1 で 2 年度は 2 分の 1 ですけれども、企業誘致したかどうかは別にしても、そこにホテルを建てることによって固定資産税だとかそういうものが増えてくるのでないかな。そういうことを考えるとき、約 3,200 万の事業に対して 1,595 万、2 分の 1 補助ですけれども、私はそういう企業誘致、そして将来的に固定資産税が入ってくことを想定した場合に、全額とはいいませんけれども、もう少し考えてあげることも必要でないかなと。あと 1,594 万、2 分の 1 残るのですけれども、これに対する別の補助制度はあるかどうか。町だけの補助でやるのか、そのほかにも補助制度はあるのでしょうか。できれば少し、今回の予算はそのままいいのですけれども、そういうことも考えることが必要でなかったのかなと素朴な疑問が出てきたものですから、発言させていただきましたけれども。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

2 分の 1 の補助ということでも金額は非常に大きいものでありまして、この部分につきましては、ほかにそういった補助制度みたいなものが道なり国なりにないか大分調べさせていただいたのですが、使えるものがありませんで、基本的にはこれは全部組合さんのご負担になるかなという部分であります。では、2 分の 1 だとどうなのだという部分に関しましては、私が軽々しくは答えられない部分でもあるのですが、ただここの温泉区域の性質といいますか、ちょっと簡単に説明させていただきますと、洞爺湖の湖畔にありまして、くめばくむほど温度が低くなってくると、洞爺湖の温泉街から全部、湖畔の温泉の井戸というのはそういう性質があるところなのです。それなので、早ければ数年で 20 度も 30 度も下がってしまうようなところもあるので、なかなか長期間安定してくめるという井戸が、

ないわけではないのですけれども、あまりないような部分もあって、そういうのもあって過去にも何回も井戸を掘ったりとか加温設備を追加でつけていったりという部分もあるので、ただその都度ずっと町で高い補助率で補助できるかというところと甚だ厳しいところもあるのかなという部分もあります。あとはよろしいですか。そういうところの判断で今回は2分の1というところで考えておりました。

以上です。

○町長 総括的にご答弁を申し上げますが、まず企業誘致という、企業というか、立地予定の企業があるということは事実でありますけれども、今担当課長からご説明申し上げましたとおり、お湯の量というよりも温度低下という問題を抱えているということが1つあって、やっぱり安定供給という意味合いでは新たな泉源の開発も必要であろうということもあり、またその中に立地を予定している企業というものと、このようにご理解をいただければなとまず思っております。

あと、補助率の話をもっと高額にという趣旨のご質問かなとは思っておりますが、本年度になりますけれども、昨年度の予算審議の中では3分の1ということで予算措置をされていたと思っておりますが、組合の幹部の方との調整の中で、組合の現状を把握させていただいた上で将来展望、町としての財政状況の中で2分の1という措置をさせていただいたということでありまして、その過程において有利な財源の確保も検討いたしましたけれども、現段階では町の単独財源でしか見当たらないというのが現状であり、地質研究所ですとか道庁にもご相談を申し上げましたけれども、現状の中では難しいという話もされて、従前も多分そうだったのだと思いますけれども、改めてそういう努力もした中での2分の1という判断であって、財源が潤沢にあるのであればそういうような、これをかさ上げすることも可能かと思っておりますけれども、現段階ではこれが精いっぱいであるということでご理解をいただければなというふうに思っておりますし、総括的な答弁としては以上のようなことであり、必要な環境を整えていくということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 令和 2 年度壮瞥町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより休憩といたします。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 3 時 0 1 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいたさせます。

○生涯学習課長 先ほど山本委員からスクールカウンセラーの件数について 31 年度のこととお尋ねがありまして、後刻答弁することになった件について答弁をいたします。

平成 31 年度、令和元年度は、壮瞥小学校は 6 回、壮瞥中学校が 9 回、壮瞥高校は 16 回となっております。

以上です。

○松本委員長 引き続き質疑を継続いたします。

議案第 23 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。ございませんか。

○佐藤委員 2 点ありますけれども、この国保は保険税で賄われておりますけれども、被保険者世帯数と被保険者数、対象の保険者数は何名か。また、レセプト点検委託料というのが結構高額のものが組まれておりますけれども、レセプト点検による訂正による効果、これはどの程度この点検によって生まれているのか、この 2 点について説明を求めたいと思います。

○松本委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 1 2 分

再開 午後 3 時 1 9 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 佐藤委員のご質問にご答弁いたします。

まず、国民健康保険の加入者数の数字でございますが、31 年度の状況で被保険者数が 673 名、世帯に直しますと 430 世帯ということでございます。

それから、レセプト点検の関係でございますが、こちらのほうは国保の方で医療費がかかった方のレセプトを点検していただいて、それが適正になっているかどうかというのを委託して行っておりますが、これは国の交付金の対象になりまして大体年間 100 万ぐらいの補助金があるということで、レセプトの適正化とこういった有利な財源の活用ということで運用しているものでございます。

以上です。

〔「効果額」と言う人あり〕

○住民福祉課長 すみません。効果額については、後ほど調べてお知らせします。

以上です。

〔発言する者あり〕

○松本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時26分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 もう一つ答弁漏れしておりました件につきまして、レセプト点検の効果額についてでございますが、平成30年度の状況で約130万円の効果が出ているという状況でございます。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和2年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 令和 2 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 25 号 令和 2 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○山本委員 18 ページなのですが、介護サービス等諸費、3 億多くなっている理由をお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

介護の給付関係の費用が多くなっているという状況につきましては、今年度につきましても補正などで対応していただいておりますが、今高齢者の方で特に施設の利用者が見込みより多くなってきているという状況でございまして、この施設利用に係る給付の費用が他のサービスに比べて高いというようなことがございます。こうした傾向は近年続いてきておりまして、今後もこういった状況が続いていくというふうに考えております。そういった部分で金額が上がってきているということでございます。

以上です。

○山本委員 この件に関しては、松本議員のほうから一般質問でも聞かれたと思うのですが、今のところ抑止策とかそういうのが、考える抑止策があればお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

この対策につきましては、即効性のある施策というのがなかなかないというのが全国的な状況かと思われます。ただ、高齢者の方が、高齢者に限らず介護を受ける方が重度の状況にならないうちに早めにその情報を察知して、早めに適切に医療機関ですとかいろんな機関につないでいくというような、そういう地道な努力しかないかなというふうに思っております。その一つの手段といたしましては、近年取り組んでおりますが、民生委員さんと、それから包括支援センターとの情報交換を密にして、なるべく住民のいろんな状況を早めに捉まえるというような動きをしておりますので、そういったことを常々行っていくことと、またその他の地域住民の皆様にも情報提供をお願いしていくということで対処していきたいと考えております。

以上です。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 令和 2 年度壮瞥町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 26 号 令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 使用料及び手数料について伺います。

2019 年、31 年度の予算書では使用料が 5,194 万 9,000 円でした。これは去年の料金改定後を想定した金額ですけれども、また今回提案の使用料 5,127 万 7,000 円ですが、前年度というか、さきの定例会の補正の中で使用料が 350 万減額になっていたのです。そうすると、今年度、2 年度に予定している 5,127 万 7,000 円が、どこからそういう数字が出るのか。前年度の予算 350 万です。減額しているのですよ、使用料。ですから、できればこれは受給している一般家庭が何世帯でとか、そういう数字がもしもあればお聞きしたいなと思うのですけれども。

○建設課主任技師 ご答弁申し上げます。

前年度予算と今回の予算のときと比べますと各月で 20 件ぐらいの件数が減っておりまして、トータルで 12 か月分ですと 236 件分の減となります。収量の量的にいきましても約 1 万 7,000 立米程度減っておりまして、これが減額になっておりますので、水道料金が上がってもそれほど予算的には使用料は上がっていないという状況でございます。

○松本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 35 分

再開 午後 3 時 36 分

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 私からお答えさせていただきます。

水道料金の使用料の積算でございます。委員の質問は、本年度も積算されていますけれども、昨年度というか、今年度です、であれば減額補正をかけているのに大丈夫かということなのですけれども、まず予算査定の段階では近年の動向も踏まえて、受益戸数も考え

てやっているのですけれども、どうも実績の時点では超過水量がどこまでいくかというのは、それはあくまでも見込みで出しているの、減額補正になることもあろうかと思えますけれども、今の時点では最近値の、例えば水道であれば最近加入件数が 100%にならなくて 90 台の数字に収まってきたり、それから超過水量というのがあるのですけれども、それが積算時の 100%に対して 90%ぐらいに 10%ぐらい落ちたりするのですけれども、そういった動向も踏まえながら今の時点では現時点積算ということでこういう額を積算させていただいているというふうにご理解していただければと思います。

○加藤委員 簡水の 9 ページの維持費の中で、まず 1 点目、配水池清掃委託料 264 万 8,000 円が計上されている内容と、あと水道メーター器の取替え工事 990 万円の増額になっております。この点についての内容、また機械器具費の 68 万 7,000 円の増加分に対しての増加分について説明をお願いしたいと思います。

○副町長 私から私が分かる範囲でまずお答えさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。私が分かる範囲でまずお答えさせていただきます。

まず、配水池の清掃委託料でございますが、これ蟠溪に 3 か所、高いところ、中くらいのところ、低いところという、何かそういう言葉があるみたいなのですけれども、そこで配水池がございまして、その清掃なのですけれども、これまでは 2 槽ある配水池の水を交互に抜きながら清掃を行ってきているのですけれども、施設が大分老朽化してしまっていてバルブと配管の老朽化が進んでいて、どうしても水の影響がいじってやると出てくると。それで、今回から水を抜かないで清掃する方法を考えたということで、何でやるかということ、1 つは、これどっちになるか今比較設計とかいろいろしながらいい方法を選ぼうと思っているのですけれども、潜水土が入って中を掃除するとか、やる方法、それから今新技術がございましてロボットでやる方法、このどちらかの方法で配水池内の清掃をやろうと。要は水をきれいな状態で保つためということでご理解していただければと思います。

それから、メーター器です。実はうち水道管もかなり老朽化しているのですけれども、これ水道管を計画的に直すという方法もあるのですけれども、まずは現在は電気機械の計装設備を順次修繕とか取替えしながら給水自体が老朽化でできなくなったり監視ができなくなったりすることを事前にやろうということで、そういうメーターとか電気計装的なものを優先的に整備しようという考え方で、本来なら本管自体も計画的にやらなければならないのですけれども、まずはそちらで寿命を少し延ばしながらやっていこうという考え方で整理させていただいているという内容でございます。

機械は、ちょっとお待ちください。

○建設課主任技師 ご答弁申し上げます。

まず、水道メーター器の取替えということで、これは水道メーター器は 8 年ごとに、検満ごとに取り替えるようになっているのですけれども、その対象個数が今回 165 台あるのですけれども、それが昨年度より増えているということです。これが工事費のほうでして、同じく機械器具の購入費は、これも水道メーター器の購入でして、これも同じ 165 台の購

入を見込みまして、これも去年より増えているということで増額になっております。

○松本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 27 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○松本委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 4 4 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員